

TESK ライブラリー 1

2006年6月

新時代の大学像と専門人材育成

金沢大学 大学教育開発・支援センター 企画

青野透 編

TESKライブラリー1

2006年6月

新時代の大学像と専門人材育成

金沢大学大学教育開発・支援センター企画

青野 透 編

序

平成17年3月5日、金沢大学大学教育開発・支援センターは、日弁連法務研究財団の後援を得て、〈コンファレンス〉「専門職大学院の将来と認証評価 ― 法科大学院を手がかりに ―」を開催した。本コンファレンスは、法科大学院の法曹養成教育の現状と課題の解明を通して、今後の専門職大学院制度のあり方を見通そうとした点において、また、高等教質の質を保証するための具体的基準と手続に係る諸問題を法科大学院認証評価システムの個別運用事例を通じて議論が行われたという点において、画期的な試みであった。

基調講演の労をとられた飯田隆弁護士は、法科大学院制度の直面する現下の課題として、「法科大学院への信認の確立」、「FDの徹底化」、「新司法試験との戦い」の3つを挙げられた。これらは、教育の質保証を通じ教育目標の実現をいかに図っていくべきか、という根本的な問いを含意しており、我が国高等教育の抱える課題の大きさを象徴的に表現したものであった。

本センターは、コンファレンスに先立つ4日前の3月1日、第2回大学教育セミナー「学士課程教育の再構築について考える」を開催した。ここでは、個々の学生の自己実現と豊かな人格形成に資しうるような高等教育改革の方向性について、斬新な試みに取り組んでおられる大学関係者による報告並びにこれらを巡る活発な質疑が展開された。

上記二つの催しは、検討テーマの対象となった学位課程が「専門職学位課程」、「学士課程」という違いがあったとは言え、いずれにおいても、学生の学習意欲を掻き立てていく上でどのような努力や工夫が必要か、単なる「結果」の成就にとどまらず、各教育課程の掲げる「教育目的」に対応した人材育成上の成果を達成し、教養ある有為な市民としての学生の成長を支援していく上でいかなる配慮が求められるのか、という共通課題に直接向き合い議論が深められていった点において、特筆に価するものであった。

このような意味からも、本センターが執り行った二つの催しの記録を現時点で公にし、学内外の方々の閲覧に供すべく本誌を上梓することには、相当程度の意義があるものと考えられる。また、本誌の刊行を機に、当センターとして、我が国高等教育の発展方向を模索する上で、意義深いと思われるテーマを取り上げ企画・編纂してその成果を世に問うという営みに乗り出すことも検討したい。

最後に、お忙しい中、上記のコンファレンス、セミナーに参集されご報告頂くとともに、本誌掲載のため、そうした各報告に対し加筆・修正等の労をとられた関係各位、そしてさらに、コンファレンスの開催に当り、ご後援の任を快く引受けてくださった日弁連法務研究財団の皆さんに、心より謝辞を申し上げる次第である。

平成18年5月31日

金沢大学大学教育開発・支援センターセンター長
青野 透

凡例

・本誌には、平成17年3月1日（火）に金沢大学角間キャンパス総合教育棟2F大会議室で行われた金沢大学大学教育開発・支援センター主催〈第2回大学教育セミナー〉「学士課程教育の再構築について考える」、及び同3月5日に金沢市文化ホールで行われた金沢大学主催・日弁連法務研究財団後援・本センター企画〈コンファレンス〉「専門職大学院の将来と認証評価 — 法科大学院を手がかりに —」の記録をもとに、それぞれの講演者、報告者等が該当する部分の記録文書に加筆・修正を加えたものを掲載した。

・上記〈コンファレンス〉、〈第2回教育セミナー〉に対応させ、本誌を、「第1部 法曹養成教育の今後と質保証システム」、「第2部 学士課程教育の再構築」の2部構成とした。

・執筆者の肩書きは、便宜上、講演、報告等の発表当時のものとした。

目 次

序 青野 透	2
凡例	3
目次	4
第一部： 法曹養成教育の今後と質保証システム	
コンファレンス「専門職大学院の将来と認証評価—法科大学院を手がかりに—」	
〔講演等〕	
1 開会挨拶 青野 透	7
2 大学長挨拶 林勇二郎	9
3 趣旨説明 「専門職大学院と認証評価—法科大学院を手がかりに—」 早田幸政	10
4 記念講演 「我が国の高等教育改革と専門職大学院」 杉野 剛	14
5 基調報告 「法科大学院の現状・課題とその評価」 飯田 隆	23
〔パネル1 「専門職大学院としての法科大学院教育のあり方」〕	
第1報告 「大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価システムとその特質」 馬場 剛	33
第2報告 「法曹養成のあり方と法科大学院認証評価」 由岐和広	40
第3報告 「法科大学院制度の成立と法曹養成教育」 田島純蔵	46
第4報告 「志願者動向から見た法科大学院・法学部の今後」 足立 寛	49
パネル1 ディスカッション司会者としての感想 前田早苗	53
〔パネル2 「法科大学院の認証評価」〕	
第1報告 「法科大学院の認証評価と法曹養成教育—日弁連法務研究財団・ トライアル評価『評価チーム』の主査の経験を踏まえて—」 宮川光治	55
第2報告 「法科大学院認証評価の重要性と今後の検討課題—『評価者』、 『被評価者』双方の経験を通して—」 本間一也	61

第3報告 「法曹養成教育の自己改革と認証評価—『被評価者』の視点から見て—」	
平林勝政	66
パネル2 ディスカッション司会者としての感想	
山岸駿介	70
コンファレンス総括	
由岐和広	73
閉会挨拶 畑 安次	78
コンファレンス資料解説	
堀井祐介	79
資料番号3 法科大学院の現状・課題とその評価	80
資料番号4 法科大学院の認証評価	83
資料番号5 全国国公立大・私立大志願者の志望動向調査	90
資料番号6 05年度法科大学院入試結果	96
第二部： 学士課程教育の再構築	
第二回大学教育セミナー「学士課程教育の再構築について考える」	
はじめに 「学士課程教育の再構築について考える」	
西山宣昭	107
第1報告 「関西大学文学部改革と教育の課題」	
山本冬彦	109
第2報告 「九州大学21世紀プログラムで育ったもの—卒業生の輩出を迎えて—」	
副島雄児	121
第3報告 「学生の主体的学びを促す教育システム」	
田中每実	140
▼エピローグ —大学院から始まる大学改革—	
青野 透	153

第一部：法曹養成教育の今後と質保証
システム

コンファレンス

「専門職大学院の将来と認証評価
—法科大学院を手がかりに—」

【講演等】

開会挨拶

青野 透（金沢大学大学教育開発・支援センター長）

こんにちは。本日は足元の悪い中、当コンファレンスにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。また、ご講演賜ります先生がたには厚く御礼申し上げます。コンファレンスを企画した大学教育開発・支援センターを代表して、ごあいさつさせていただきます。

ご存じのように専門職大学院制度は、昨年の法科大学院開設によって社会の注目を集めました。2002年8月の中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」は、専攻分野として法務のほか、知的財産、公共政策、技術経営などを例示しつつ、「将来的にはより広い分野で多様なニーズが増大していくことも想定されることから、専門職大学院の対象は特定の専攻分野のみに限定しない」と明記しています。この制度は新たな分野に確実に広がりをはじめており、高等教育一般に大きな変革をもたらすものと予想されます。例えば、「専門職大学院設置基準」は「実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う」と定めています。

1991年の設置基準大綱化を一つの契機とする大学教育改革の流れの中で、授業方法の改善、あるいはカリキュラム改革について、さまざまな提案がなされてきました。FDという言葉、学生による授業評価という制度も一定の定着を見てきました。この状況にあって、実践的な教育に加えて、双方向・多方向授業、あるいは成績評価基準の明示を求めている専門職大学院制度の導入は、法科大学院だけでも今年の春の入学定員が約6000人近くに上り、それに対して従来からの社会科学系の大学院修士課程入学者が約1万人であることを考えますと、既存の大学院にも大きな影響を及ぼすことは必至であります。さらに、今回のコンファレンスのテーマである、認証評価機関による継続的な評価が義務づけられています。このような理由から、大学教育の改革の歩みを加速的に前進させるものとして、専門職大学院制度を位置づけることができます。

ひるがえって、このコンファレンスを主催します金沢大学にとって、どのような意義を専門職大学院制度に見いだすことができるのでしょうか。大学にとっての憲法ともいえます金沢大学の大学憲章は、「専門知識と課題探求能力、さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する」とうたっております。この観点から、法科大学院の制度は、本学の基本理念の実質化を検証するうえで、非常に重要な意義を持つものといえます。すなわち、その授業の内容は単に条文の解釈を行うだけではなく、具体的な事案を基にその解決能力を養うような内容も含まれ、理論と実践の架橋を目指した教育として、実務家教員による授業はもちろんのこと、法律事務所等で実際の事件に触れながら実務を学ぶ科目も設置されています。また、法曹倫理科目がどの法科大学院でも重要視されていることは言うまでもありません。

地域に根ざした法曹教育を基本理念とし、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的にとらえることができる法律家の養成」、および「紛争予防のための調整能力

を備えた、「社会貢献をなしうる法律家の養成」を二つの教育目的としている本学の法科大学院は、大学憲章に「本学の活動が自然・人間と調和した21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資する」と規定する金沢大学の理念を、文字どおり体現したものだといえます。

金沢大学における教育改善を使命とします当センターがこのような催しを企画し、各地から法科大学院教育に関する専門家のかたがたを中心に講師としてお招きしましたのも、法科大学院のみならず大学全体の教育力を上げるために、さまざまなサジェスチョンをいただきたいと考えるからにほかなりません。

なお、このコンファレンスは、金沢大学の教育研究改革・改善プロジェクト経費に基づくものでありますが、後援いただきました日弁連法務研究財団には、さまざまな面でご協力いただきました。御礼申し上げます。

このコンファレンスが、ご来場いただきました高等教育にご関心をお持ちのすべてのかたがたへの有益な情報提供の機会となり、また、活発な質疑応答を通じて、参加者相互の情報交換の場となることを祈念して、開会のあいさつとさせていただきます。

学長挨拶

林 勇二郎（金沢大学長）

おはようございます。専門職大学院の将来と認証評価のコンファレンスに、朝早くから御参集いただき、御苦勞様でございます。主催が金沢大学ということで御挨拶させていただきますが、法科大学院の認証評価機関である日弁連法務研究財団に御後援をいただいているところです。

今日の会議のキーワードは「専門職大学院」、「認証評価」、「法科大学院」、「法曹養成」等々でありましょうが、これらは大きくくくると大学改革そのものです。そういう意味で文部科学省高等教育局専門教育課 杉野課長には記念講演を、それから、日弁連法務研究財団の飯田さんには基調報告をお願いしているところです。その他各界から関係者、代表者の方々に御参加いただきました。大変ありがとうございます。

さて、我が国では大学改革が大変な勢いで進められていますが、最近の一番の出来事は国立大学の法人化であろうかと存じます。国立大学に続いて公立大学の法人制度も整備され、さらには株式会社大学も出来始めており、高等教育界が混沌とした状態の中で、各大学は自主自立的に多様な個性を求めて動き出していると言えましょう。

この1月には、中教審答申の高等教育の将来像が出され、そこには高等教育機関の7つの機能分化について書かれています。その一方で、21世紀COEを始め、現代GPや特色GPなどの競争が国・公・私の特徴なく仕掛けられています。混沌とした場に外力を掛けると、それに合った波長をもつ状態が顕在化しますが、画一から個性化を目論む大学改革は、まさにGPという競争を外から仕掛けることで動き始めているという訳です。

大学が社会の要請に応える上での基本は人材の養成であり、学術研究であり、社会貢献でありましょうが、そこには確かな機能に裏付けられた個性が大切であることは言うまでもありません。

司法制度改革は、法曹の量と質の変化、透明性の確保や国民参加などをもって、21世紀における複雑な法社会の構築を目指すものであり、大学はその目的に合った法科大学院へと組織改革を進めなければなりません。教員養成における専門職大学院の設置には、団塊の世代にある教師の大量退職という量的な問題と、初等中等教育に問われている質的な問題が共存しています。薬学部については、平成18年度から、薬剤師養成に向けた新たな6年制とこれまでの4年制が同時にスタートします。さらに、従来の学部にあっては、学部4年で専門を完結するのか、あるいは学部教育に大学院の博士前期2年を足した6年とするのが問われています。

このように、大学の組織の設置・改変は、大きな枠組みがセットされながらも、機能をもった個性を引き出す自由競争のために事前規制を外していく方向にあります。これが事後チェックとして、質の保証が求められている所以です。そういった意味での認証評価であり、法科大学院がそのトップを切ることになります。すでに日弁連法務研究財団はトライアル評価を実施され、日本中がこれに注目し、本日の会議にも関心が寄せられていることと思います。

どうか今日のコンファレンスは是非とも成果を上げていただきたいと思います。金沢大学としても、大学は何をすべきかも勉強したいと考えております。それではどうぞよろしくお願い申し上げます。

趣旨説明

「専門職大学院と認証評価―法科大学院を手がかりに―」

早田幸政（金沢大学大学教育開発・支援センター教授）

1. はじめに

先ほどより、本コンファレンスの趣旨説明は、実質的に学長とセンター長より十分行っていたので、私の方では、評価に焦点を当てて趣旨説明をします。

2. 「〈仮想問答〉認証評価機関の選択」について

まず、「〈仮想問答〉認証評価機関の選択」を朗読します。

ある評価機関が主催した評価セミナーの会場ロビーでの2人の大学関係者の会話の一場面を、以下にご紹介しましょう。

名前は、一人が松井さん、もう一人が鈴木さんです。松井さんは、国立大学（法人）日本海法科大学院大学に、鈴木さんは、私立エフディー法経大学に在職しています。

日本海法科大学院大学は、法科大学院課程のみを置く単科大学院大学です。エフディー大学は、法学部、経済学部及び法科大学院課程を擁しています。

2人は、旧知の間柄で、いずれもそれぞれの大学の企画室に所属する事務系職員です。

鈴木：松井さんのところは、どの認証評価機関の評価を受けるかそろそろ決まったの。

松井：いや、それどころじゃないよ。国立大学法人評価の年度評価に対応して、今年度の業務実績報告書の作成準備に追われているんだから。君のところだって、公共政策大学院の設置認可申請準備で大変なんじゃないの。

鈴木：ああ、あれは、何とか、この4月に学生を受入れるところまでこぎつけたよ。そうしたことあって、理事会のほうから、どの認証評価機関の評価を受けるか即刻調査に入るようにとされているんだ。ところで、君、知ってるかい。ある認証評価機関が、いつ認証評価を受けるかの意向調査を行ったところ、平成19年、20年に90校近くが申請希望をしてきたので、これから意向調査の回答書を提出する大学には、この2年間は避けて回答してほしいとしきりにアナウンスしているということ。もちろん、噂の域を出ない話しなだけだね。

松井：いい情報、聞かせてくれてありがとう。でも、それは、大いにありうる話だよ。うちの大学も、認証評価のことをそろそろ考えないといけない時期に来ているとは思っているけど、なかなかね。法務研究科の教員の方々は、この問題を真剣に考えてる節が見えるけど、執行部周辺の一部には、もう少し時間をかけて検討した方がよいのでは、という空気もあるのよ。

鈴木：それどういうことなの。

松井：つまり、国立大学にとっては、「あくまで国立法人評価が本チャンで、認証評価はそのためのトライアル」という考え方が強いんだ。なんと言っても、中期目標期間終了時

の国立大学法人評価は、資源配分や業務見直し、組織改組と直結するんだから。その方向性がもう少しはっきり見えないかぎり、次のステップには進みづらいという考慮が働いているのよ。

鈴木：ふうん、やはり、国立大学は大変だね。私立の場合、認証評価のことだけ考えていればいいんだけど、それでも、機関別認証評価、法科大学院認証評価、同じ評価機関で受けたほうがいいのか、それぞれ違うところで受けたほうがいいのか思案のしどころなんだよね。その点、君のところは、法科大学院課程しか持っていないから、認証評価については楽だね。別に機関別認証評価なんて受けなくてもいいんだろう。

松井：うちは、機関別認証評価が免除されているなんて話、聞いたことないよ。大学である以上、どちらの認証評価も受けなければいけないはずだよ。

鈴木：へえ、そうなのか。じゃあ、認証評価機関の選択についても、僕のところと同じ悩みを抱えているということだね。

松井：国立大学法人評価との兼ね合いのこともあるしね。この選択の問題、国立大学の場合、結構厄介なんだ。

鈴木：でも、平成19年、20年は希望者が殺到することが予想されているし、どこを選ぶにせよ、早く準備の取りかかったほうがいいよね。

松井：そりゃそうだ。

鈴木：早く受ければ受けるほど、評価が甘いという話しもどこかで聞いたことがあるしね。それだと、「早起きは三文の得」ということわざ通りだね。

ここで何が問題かを私なりにまとめてみました。

3. 「公共政策」大学院と認証評価

この想定問答では、公共政策系大学院の話が出ています。しかし、それが専門職大学院か非専門職大学院かについては、ここでは触れられていません。

わが国において、国立大学を中心に公共政策系専門職大学院が置かれ、私学では非専門職大学院として、公共政策系の大学院が置かれています。それらの間には、いずれも教育目標、人材育成の目的、カリキュラムの内容、教員組織にそれほど大差はないのです。にもかかわらず、一方は大学院設置基準によって設置されている公共政策系の大学院だから、大学機関別認証評価の枠組みの中で評価を受ければそれで済むということになります。一方、専門職大学院設置基準によって設置されている公共政策系大学院は、別途、専門職大学院認証評価を受ける必要があります。内容に変わりがないにもかかわらず、設置基準上の違いによって質保証の在り方に軽重があるということ、この辺りのことが今後、問題になるのではないかと思います。

4. 認証評価機関の選択と法人評価

国・公・私立大学とも、大学機関別認証評価が義務化されています。専門職大学院を置いている大学は、国・公・私立を問わず、専門職大学院認証評価を受けることが義務化されています。ただ現在のところ、専門職大学院認証評価については、法科大学院認証評価のシステムしか立ち上がっていません。国立大学の場合はさらに法人評価を受けなければ

いけません。中期目標期間評価については6年周期で受けなければいけないのですが、その場合に必ず、教育研究部分については、大学評価・学位授与機構の評価を受けることが義務づけられています。

公立大学はさらに複雑で、法人化された公立大学は、中期目標期間評価を受ける必要があるのですが、教育研究部分については、認証評価機関の行った評価結果を参照とすることとなっています。法人化されていない公立大学については、認証評価1本で済むという制度になっています。

法科大学院は、一般に、法科大学院認証評価だけ受ければ良いといったような誤解が社会に流布していますが、そうではないのです。国立大学の場合は、大学機関別認証評価、法人評価のいずれにおいても、法科大学院が何らかの形で審査・評価されるわけです。私立大学についても、大学機関別認証評価の中で、法科大学院の部分についての審査・評価がなされます。

仮に、例えば認証評価の部分だけ取って見ると、法科大学院認証評価で評価基準に適合していないと、×の判定が下ります。大学機関別認証評価で基準違反が認められないと○ということになります。これは何ら問題ないケースです。なぜかというと、法科大学院認証評価の場合は、法科大学院に対しては質の高い評価をすることが期待されます。それに対して機関別認証評価の中で法科大学院を審査する場合は、ベーシックな部分しか見ません。ですからベーシックな部分がクリアされて○になります。高度なレベルにおける評価基準を満たしていないということで法科大学院認証評価で×、これは論理上も法令上も矛盾がありません。

ところが、逆の場合はどうでしょう。法科大学院認証評価で○がついたにもかかわらず、大学機関別認証評価で×がついて、ベーシックなところが満たされていないという評価結果が出ると、法科大学院認証評価に対する社会的な信頼や評価の効力に対する信頼が失墜しかねない、という事態が起こってしまいます。そういう意味において、すでに大学機関別認証評価機関と法科大学院認証評価機関の間では、評価における競合関係が発生しているのです。

5. 評価の切り口と法科大学院認証評価のあり方

最後に、評価の切り口についてですが、評価においてはインプット評価、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価という概念が、評価用語として用いられています。

インプット評価とは、カリキュラムやそれを支える教員組織は適切か、施設・設備や図書資料が十分か、ということの評価です。しかし、こういうことを評価するのはもう非常に時代遅れで、これからはプロセス評価やアウトカム評価が重要だと言われていますが、果たしてそうだろうか、というのがここでの問題です。

この1月の中教審答申「我が国の高等教育の将来像」は、設置認可の重要性を指摘するとともに、事後評価においても設置基準の位置づけを明確にしたいと提言しています。要するに、設置基準の定める要件を備えているかどうかを、インプット評価の手法を通じ、しっかりと評価したうえでの「上乘せ・横出し」評価ということでない、評価の信頼性が損なわれる、という意がここに含意されているのです。そういう意味で、インプット評価をこれからどれだけ十分に行えるかによって、その評価機関に対する社会的信頼の高低

がおのずから決まってくるのだらうと私は思います。

ところで、アウトプット評価、アウトカム評価の違いは分かりにくいということがよく言われます。私もそのような気がするのですが、ただ、法科大学院認証評価には、その論理は通用しないと思うのです。というのも、司法試験の合格率はアウトプット評価の問題、すなわち卒業生がどれだけ試験に受かったかという結果の問題であるのに対し、アウトカム評価では、法曹養成の基本理念に従って、どれほどの付加価値を学生に与え、法曹として必要な知識・能力を身につけさせ得たか、ということが問題となります。評価の切り口がこのように異なる以上、この両者を混然一体のものとして理解するのは、間違いだと私は思います。

本日も各評価機関の先生方がお見えですが、司法試験の結果重視か、それとも法曹養成の基本理念に則した法曹養成教育を重視するのかについて、私の印象では、やはり評価機関それぞれに温度差、違いがあるように思います。

今後、法科大学院認証評価機関は、各法科大学院の評価において競争関係に立っていくわけですが、それぞれの評価機関の持っている評価基準とその特質は、その評価を通じて、わが国の法科大学院の在り方に大きな影響を与えてくると思います。

以上を以って、このコンファレンスにかかわる趣旨説明としました。

記念講演

「我が国の高等教育改革と専門職大学院」

杉野 剛（文部科学省高等教育局専門教育課長）

（はじめに — 平成の三つの大きな改革）

今日は主として法科大学院、そしてその認証評価の在り方ということでコンファレンスが行われるということですが、私のほうには高等教育政策と専門職大学院という、少し広いテーマで話をするようにということで、多少ふわふわした話になるかもしれませんが、お許しをいただければと思っています。また、私は資料やレジュメを作るのが苦手で、今日は何も用意していませんが、できるだけ分かりやすくお話ししますのでご容赦ください。

先ほど来、専門職大学院の話や認証評価の話がいろいろ出てきています。私どもは大学政策の仕事をしていますが、平成 16 年は多分、大学政策の歴史の上で非常に重要な意味を持つ年として記憶されるだろうと思っています。平成 16 年には、大学政策史上、三つの大きな出来事が同時に起きました。

（国立大学の法人化）

その一つとして、国立大学は平成 16 年 4 月から法人化されました。各大学はいろいろご苦労されて 16 年 4 月を迎え、その後も法人制度をうまく使いこなすために、いろいろな努力をされていることは、よく承知しているつもりです。この法人化の議論は、長い長い歴史があり、実は古い歴史をたどれば、戦前からこういった議論はあったやに聞いています。戦後は昭和 30 年代の後半ぐらいから、永井道雄文部大臣による大学公社論や、中教審の 46 年答申での法人化の議論、あるいは中曽根内閣時代の臨教審のころの法人化の議論など、何度も何度も繰り返されていました。

つまり、国立大学は、大学という極めて「自主性こそ命」といわれる組織でありながら、形式的には国や文部科学省の地方支部局のような位置づけが与えられている。その矛盾をどう解消するかという問題意識の中で、法人化の議論が何十年にもわたって繰り返されたわけで、この 16 年 4 月をもって、国立大学法人という法人組織に切り替わり、長い長い議論の歴史を経て、平成 16 年に法人化したという出来事が一つであります。

（認証評価システムの導入）

平成 16 年の二つめの大きな出来事は、今日のテーマの一つであります認証評価システムが導入されたということです。認証評価システムは、分かりやすく言えば、国立であろうが私立であろうが公立であろうが、およそ「大学」と名のつくものについて、第三者による評価が義務づけられたということです。これまた、長い長い議論の歴史があります。元をたどれば、終戦直後の大学基準協会発足に至るまでのいろいろな議論と、それ以降のいろいろな試みの歴史があります。それから今日に至るまでの直接的な流れとしては、平成 3 年の大学設置基準の大綱化と、自己点検・評価システムの導入の議論にさかのぼり、十数年の歴史があります。

平成 3 年に自己点検・評価を導入するときも、大変なご議論だったと思います。ご記憶

の先生もおられるかもしれませんが、私はたまたまそのとき、大学審議会の担当の係長をしていましたので、よく状況を覚えています。大学が自ら、自分の教育研究活動・社会貢献活動を自己評価、自己点検し、それを公表するということですから、十数年前にはとても抵抗の強い議論があったかと思えます。

それから、国立大学だけは大学評価・学位授与機構による評価を義務づけるべしという制度改正が行われ、いろいろな経緯があって、ようやくこの平成 16 年に、国立であろうが私立大学であろうが、大学と名のつくものは第三者の評価を受けるべしという認証評価システムが導入されました。実はその裏には、大学設置の大幅な緩和という規制緩和の動きもあるわけです。これが二つめの大きな出来事です。

（専門職大学院制度の発足）

三つめの大きな出来事が、専門職大学院制度の本格化で、言い方を変えると法科大学院制度の創設です。専門職大学院制度そのものは、平成 15 年度から導入されたので、1 年ずれるわけですが、その大半を占める、専門職大学院制度を創設の実質的な原動力となった司法制度改革、法科大学院制度の創設が、平成 16 年度に実現したということです。

専門職大学院制度そのものも、これがまた実は長い長い議論の経緯があります。そもそも大学院制度を考えますと、研究をされている先生がたがいろいろなご本を著されていますので、とても詳しくは申し上げられません。役人らしくごく大ざっぱに話しますと、そもそも日本の大学は戦前には大学院制度は、あるようなないような、どちらかというとうを卒業して教官になるまでの、たまり場的な組織というか、ほとんどカリキュラムも存在しないような位置づけでした。戦後、アメリカ流の大学院制度が導入されたわけです。

大学院制度は、いわばアメリカの大学が発明した一大発明だと思います。戦後、日本の大学制度にアメリカ流の、スクールとしての内実の伴った大学院制度が導入されたわけです。しかし、戦前からの経緯もあり、どうしても学部からある程度、独立したと言いつい過ぎですが、大学院独自の内実を伴うことがなかなか難しかったという戦後の歴史があります。内実が伴った場合でも、どうしても研究志向、研究後継者養成志向といったところから、なかなか抜け出せなかったという歴史があります。

そして、ある時期から戦後の大学院改革政策は、そういう研究志向、研究後継者養成志向の強い大学院から、徐々に専門職業人の養成も可能になるようにということで、専門職業人の養成に、少しずつウイングを広げていく方向での大学院改革が行われてきたわけです。それが、その後の専門大学院制度になり、最終的には平成 15 年度から、本格的には平成 16 年度からの専門職大学院制度という、極めて私流に言うといさぎよい大学院制度となりました。いさぎよいというのは、研究者養成はせず、あくまでもプロフェッショナルで高度な専門職業人を養成する。そのためだけの大学院制度としての専門職大学院制度がやっと平成 15 年度、16 年度からでき上がった。こういう歴史の中で 16 年度という年を迎えたということになるわけです。

（三つの改革の連動性）

少しくどい説明になりましたが、要は平成 16 年は、国立大学の法人化、認証評価システムの導入、専門職大学院制度の本格導入ということで、戦前・戦後から続く日本の大学

制度の大きな課題が、制度的に一気に動き始めたという年であったということです。この三つの動きをどう見るかが問題になってきます。この三つの動きそれぞれが、別々の経緯をたどって平成 16 年を迎えたわけですが、実はそれぞれ密接に絡んでいる問題だろうと考えます。

(国立大学法人化に伴うマネジメント改革と評価)

まず、国立大学の法人化とは一体何なのだという議論がよくあります。これは国立と私立の垣根が低くなったというか、国立大学の民営化への第一歩という受け止め方もないわけではありません。いろいろな説明はできるのですが、あえて今日一言で私流に言えば、国立大学のマネジメント改革、マネジメントを変えるということです。

マネジメントといっても、金もうけとは違うと思っています。金もうけをしてもらってもいいのですが、金もうけそのものがマネジメントではないだろうと思っています。マネジメントとは要するに、自分のことを自分で決めることができることで、言い方を変えると、変化する、変わるという決断を自ら下し、自ら実行できることです。

これまでの国立大学は、文部科学省あるいは財務省、総務省、そういう中央官庁が最終的に「イエス」と言わなければ、一つの組織、一つの教員ポストですら作ることができない仕組みになっていました。これからは国立大学は、国からの財政支出を前提にし、国立としてのミッションを果たしていくことを前提としながらも、日常の活動においては、自らが判断し、自らが実行することができる仕組みになりました。そういう意味で国立大学は、マネジメントが新しくなることで、自己責任もできますし、自主性の確立もできるかもしれません。

ただ、私が思いますに、これは国立大学だけではないのですが、大学という組織は、なかなかマネジメントが確立すれば、すぐに変化ができるかということ、そうはなかなかいかないのではないかと思います。企業の場合は、マネジメントが確立していればどんどん変化ができるのです。なぜかということ、毎年度、毎年度、その企業の業績がはっきり出るからです。あるいはその企業の中の各部門ごとの業績が、利益、売上などいろいろな面ではっきりと結果が出るから、マネジメントは機能しやすく、マネジメントを機能させて変化することができるのだらうと思っています。

それに対して大学は、大学の教育、研究、社会貢献、どれ一つ取ってみても、なかなかその良し悪し、その水準を評価することが難しいのだらうと思っています。それを何とかして客観的に評価をして、100 % の評価はなかなか難しいのですが、評価の努力を加えてマネジメントが機能して、大学が変化することができる。世の中の動き、社会の要請を見ながら評価を受けて、マネジメントを機能させ、新しい一步を踏み出すことができる。そういうシステムが、どうしても大学の世界には必要なのだらうと思っています。これこそ、認証評価システムの第一の役割ではないかと思っています。

そういう大学に変化を促す、大学にマネジメントが機能するように促すところで、非常に評価システムは重要だと思っていますが、もう一つ重要なことがあると思っています。それは、国民の皆さんに、あるいは社会のさまざまな方々に、大学の実態をよく理解してもらおう。そのうえで、大学に投資をしてもらおう。その前提として、評価のシステムはとても重要だと私は考えています。

大学の先生がたの中にはよく知れ渡っていますが、日本の大学に対しては、公的な投資額が非常に少ないと言われており、私も少ないと思っています。それは単年度で少ないというより、歴史的にストックの部分も含めて、日本の大学に対しては、国・公・私を問わず公的な投資は少ないと思っています。ただ、大学に公的な投資をお願いしますと言うからは、大学の教育、研究、その他さまざまな活動の実態を、社会の皆さんに理解をしてもらう必要が大前提としてあると思っています。

この面でも大学というのは、その他の社会的な機関に比べて、難しいハンディがあると思っています。なかなか大学の教育、研究、社会貢献活動は、一般の国民のかたがたには理解してもらいにくい部分があります。そのためにも、評価システムの確立はとても重要だと私などは考えています。ちょっと脱線しますが、評価システムの重要性にはそういった面もあると思います。

(専門職大学院と評価)

三つめの専門職大学院こそ、これから評価に最も敏感に反応し、最も世の中の動きに反応しながら、変化していくべき大学院だと思っています。言い換えると、専門職大学院こそ、これからの大学の姿を、ある面でリードしていく役割を与えられているスクールだと思っています。

先ほど、司法試験の合格率の話が出ていましたが、法科大学院に限らず専門職大学院は市場感応型のスクール、マーケット・オリエンテッドなスクールだと思っています。なぜなら、専門職大学院は、まず目的が明確で、とてもいさぎよいのです。法科大学院ならば、うちは法曹を養成するのだということを目的として宣言しているわけです。あるいは会計大学院ですと、少し幅はありますが、その行き着く先は公認会計士養成だと明確にしています。先ほど林先生からご紹介がありました、小中高等学校の教師を養成する教職大学院も、教師を養成するといういさぎよさを売り物にするはずで。

目的を明確にすればするほど、その大学院の成否がはっきりと出てくるわけです。マーケットというか、人材の需給関係に左右され、一つ一つの大学院の成否がはっきり出てくる。そういう宿命を負っているのが、専門職大学院だろうと思っています。「いや、研究者養成もやっていますから」という逃げが打てない。幅広い教養人も養成していますという逃げ口がない。言い訳ができない。これが専門職大学院だろうと思っています。

専門職大学院である限りは、マーケットの動向、その大学院が養成しようと思っている人材の需給関係をしっかり調査し、その他の大学院、同類の大学院の動向をしっかりとウォッチして、確実に修了生がその専門職として食べていけることを保証していくことを考えなければいけない。それが専門職大学院だろうと思っています。

そういう意味で、専門職大学院は外部からの評価、マーケットからの評価に、常に敏感でなければいけないし、それに応じて教育の中身、教育の方法も、不断に見直していかなければいけない。そういう宿命を負っているのが専門職大学院だと思っています。自ら変化する。あるいは外部の評価を受けて変化していく。そういう新しい時代の大学の在り方の中でも、専門職大学院はいわばその先兵として活動していかなければいけない立場にあります。

そういう意味で、国立大学の法人化、あるいは認証評価システム、あるいは専門職大学

院制度の導入は、一つの大きな流れの中で、それぞれが新しい制度として打ち立てられてきているものだと受け止めています。

(大学に対する認証評価とマーケット・メカニズム)

こういう話をしますと、よくある議論で、国の大学政策というのはマーケット・メカニズムに委ねる方向で政策のかじを切っているのか、というご指摘を受けることがあります。あるいは、もう断定的に、国はマーケット・メカニズムに委ねる方向で大学政策を考えていると話される方がよくいます。

私は場面場面で言い方をよく変えていて、「そうですね」と言うときもありますが、今日は大学の先生がたがほとんどですので、もう少し微妙なニュアンスをお話しますが、マーケット・メカニズムを意識すべきだとは思っています。大学はあまりにもこれまで、マーケットを無視し過ぎていたところがあったと思っていますから、これからは大学はマーケットを意識すべきだとは思っています。けれど、本当を言うと、それだけに委ねるのではなく、マーケットではないところの、別の競争システムをどう作り上げていくかが大きな課題だと思っており、それこそが、認証評価システムの意義だと思っています。市場競争は意識しなければいけないけれども、大学の場合、市場競争だけではだめで、むしろ適切な、大学にふさわしい評価システムを前提に、それに基づく競争環境、競い合いの環境作りが大切だと思っています。

なぜマーケット・メカニズムだけではだめかという、例えば専門職大学院を筆頭に、地方ではマーケット・メカニズムに委ねただけでは、大学はやっていけないと思います。金沢を地方都市と呼ぶべきか、地方の拠点都市と呼ぶべきなのか。でも町を歩いていると、やはり金沢は大きな町だと思い、私などはもっと田舎ですから、うらやましく思いましたが、でもやはり金沢も含めて、恐らく地方都市はやっていけないと思います。

私は出身が山口県で、山口大学という国立大学があります。マーケット・メカニズムに委ねたら、山口大学は多分やっていけないと思います。まず、私が山口大学の学長だったらすぐに考えることは、マーケット・メカニズムでやっていいのだったら、山口ではなくて隣の博多か広島か、どちらかの巨大マーケットが控えている都市に引っ越しをします。そちらのほうが、はるかに安定した大学経営ができるからです。でも、それでは日本全体の大学システムとしては弱体化するわけです。地方の大学文化、地方の大学が支えている文化と地方文化が廃れてしまうわけです。やはりマーケット・メカニズムに委ねるだけではだめで、地方の大学文化を支える何かが必要でしょう。

あるいは、分野の問題も重要です。マーケット・メカニズムに委ねるだけでは、極端に言えば、産業界側が求める人材や、そういう分野だけが大学として成立してしまうことになり、それでは困るわけです。もちろん国が必要とする分野だけでも、困るわけです。日本の大学は、歴史は130年ぐらいです。ものすごく大ざっぱに言うと、この130年間は、どちらかという、殖産興業的な分野や、日本の近代社会システムを作り上げるための分野を中心に、少なくとも国立大学は学部の整備がされました。端的に言えば工学部、法学部、さらに付け加えれば医学部といった分野を中心に整備がされてきました。

それだけでは、まずいわけです。ヨーロッパに行けば、人文科学のすその広い学部がいくつもあるわけです。他方、産業界が求めるだけの分野でも困るわけです。やはり分野

については、マーケット・メカニズムだけではない。逆に、国の政策の方針だけではない、いろいろな観点からの分野展開が、日本の大学や社会のためには必要なわけです。

さらに付け加えると、大学院・学部のバランス、学部教育・大学院教育のバランスという意味でも、マーケットに委ねただけでは、恐らく大学院教育はなかなか根づかないと思います。大学院教育はお金がかかります。指導する先生がたの人数をたくさんそろえなければいけませんし、修業年限が長いということは、学生にとっても経済的な負担が大きいですから、マーケット・メカニズムに委ねるだけでは、恐らく大学院教育は成立しません。その意味でも、マーケットに委ねるだけではだめだと思っています。

つまるところ、大学を健全に育てるためには、マーケットの評価に委ねるだけではなく、大学を健全に育てていくために必要な、大学にふさわしい評価システムを確立することがとても重要だと思っています。そういう面で、専門職大学院の認証評価システムは、なかなか重要です。なぜなら、放っておくと専門職大学院は、マーケット・メカニズムだけで淘汰されてしまう可能性が高いからです。専門職大学院が健全に発展し、成長し、地方都市でも健全に根づいていくためには、マーケット・メカニズムに左右されがちな専門職大学院こそ、しっかりとした認証評価システムを作り上げていくことがとても重要です。

ところが、正直言って、なかなかうまくいっていません。専門職大学院は法科大学院だけではなくて、その他のビジネス系があり、これも純粋にビジネススクールもあれば、技術経営と呼ばれているMOT分野もあれば、アカウンティング（会計）や公共政策の分野の専門職大学院もどんどんできています。変わったところでは助産師養成も出てきており、これからは教職分野も出てくるかもしれません。いずれ医学分野もメディカルスクールという形になるかもしれません。現在、すでにある専門職大学院を取り上げただけでも、なかなか認証評価のシステムができ上がらない。言い方を換えると、認証評価をやろうと言ってくれる有志の団体がなかなかできてこない。これは困ったなと思っています。

専門職大学院こそ、大学関係者が一生懸命になって、あるいは関係する業界関係者も必死になって、その分野のための認証評価団体をいち早く作ってもらわないと、危ないぞと思っていますのですが、なかなか動きがにぶいところがあり、私どもも一生懸命、啓蒙というところがありますが、ご理解を求めるための努力をしたいと思っています。

そういう中であって、この法科大学院の分野は、日弁連法務研究財団、あるいは大学基準協会、大学評価・学位授与機構といった関係する団体が、「よし、うちでやろう」と手を挙げているので、大変心強く思っていますし、さすが法学分野、あるいは法曹関係の皆様がたはよく制度の趣旨を理解され、ご助力をいただいていると思っています。大変感謝をしています。他の専門職大学院の動きが鈍い中で、ぜひ、いわばリーディングケースというか、専門職大学院分野のリーダーとして、立派な認証評価システムを作り上げていただきたいと思っています。

（法科大学院とその認証評価システムの今後の課題）

ただ、法科大学院関係の認証評価、あるいは法科大学院の在り方そのものについても、不安がないわけではありません。今日はこういうせっかくの機会ですので、最後に一言だけ、私が若干危惧していることを申し上げます。

法科大学院は、誕生のしかたがほかと違うのがやはり決定的に大きいのですが、他の専

専門職大学院は一つ一つの各大学が、「うちでこんな分野の専門職大学院を作ってみるか」と考え、徐々に一つ一つの大学が試行錯誤して苦勞して準備をして、「あ、MOT分野の専門職大学院ができた」とか、「助産師の大学院ができた」という形で、徐々に一つの分野のグループができ上がっていくという感じがあるのです。けれども、法科大学院は司法制度改革という大改革の中で、「一斉のせい」でどーんと作って、どーんとスタートした。考えられる限り考え、いろいろなシステムを全部考えて、全部法律に書き込んで、ばさっと大学院も作って、一斉にスタートした。これが法科大学院の特徴で、こういうことができる関係者の力量はさすがだ、底力はすごいという気はするのです。けれども、それゆえにあえて耳障りなことを言うと、建物だけはいきなり立派なものできた、という感じはするのです。

いきなり全国に70校近くの法科大学院ができ、一斉に教育がスタートし、それ以降のシステムもすべて法律も整って整備されている。とんでもなく頑丈な構造の立派な建物がいきなりでき上がったという感じがします。しかし、頑丈な建物をいきなり造ったがゆえに、これから実際にその中で住んでいくに当たっては、いろいろなところで、ここは意外と住みにくかった、居心地が悪いとか、ここはちょっと生活動線としてよくなかったとか、いろいろな不自由なところ、調整するところがたくさん出てくるかという気がしています。そのご努力を、多分これから5年、10年と、法科大学院関係者、法曹関係者の皆様がたには、やっていただかなければいけないという気がします。

その他の専門職大学院は、別にながちりとした法律の枠組みがあるわけではなく、初めは試運転から始まって、徐々に広がりを作っていくということ。法科大学院だけは一斉にどんと作って、もう多分18年度以降は、新しい法科大学院はできないと思うのですが、フルセットで仕組みと立派な建物ができてしまったのです。そこからの微修正、リフォームを、今後5年、10年は繰り返さなければいけないかという感じを少し持っています。今話題の合格枠の話もそのうちのひとつかと思えます。その苦しみはあるでしょうし、私たちも、それを何とかいろいろな形で応援していきたいとは思っています。

その中には、この認証評価の仕組みもあると思います。専門職大学院はいろいろ見方があるのですが、成功するかどうかは、突き詰めて言うと、その分野の大学関係者と、その分野の大学の外の関係者（業界関係者）が、どれほど真剣に手を携えて、あるいはお互いに耳障りなことを言い合っていくかに、かかるのではないかなと思っています。専門職大学院の性格を考えると、大学関係者とその関係業界のかたが、どれだけ真剣に向かい合って、大学をよい方向に持っていくように、カリキュラムの見直し、教員・スタッフの差し替え、そして事後的な認証評価に至るまで、どこまで真剣に対話を繰り返し、重ねることができるかにかかっているのではないかなと思っています。

（おわりに）

法科大学院は専門職大学院の中でも、少し異例な形でスタートをしました。法曹関係者のかたがたの多大なご協力を得て、見事立派な建物ができ、その建物の中に大学関係者と法曹関係者が同居している形になっています。その同居が真の同居になるように、そしてこの立派な建物にふさわしい教育が展開されて、立派な明日の法曹が育つように心からお祈りをして、私の話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

<質疑応答>

(司会) 杉野先生、どうもありがとうございました。それでは、せっかくの機会ですので、若干質問をお受けしたいと思います。

(Q) ただいまのお話に関連はしませんし、この質問を、今の講師のかたにお聞きするのが適切かもちょっと分からないのですが、法科大学院が当初できるときに、司法制度改革で 3000 名という数字が最初に出てきたわけです。そのあとに、こういう制度が出てきたのですが、そのときに司法試験の弊害が指摘され、法科大学院では普通に勉強すれば、8割ぐらいが受かるという触れ込みだったのです。

ところが、この間ちょっと新司法試験の定員増がありましたが、結局は5割ぐらいしか受からないとなると、一体、社会人が職を捨ててまで、こういうことにチャレンジするかという大きな問題が出てきて、法科大学院を出て司法試験に受からないと、これは法学部を出て司法試験に受からないとか、法律の専門職にならないことと、全然違うわけです。これは全く非常に困った大きな問題が、近い将来起こるだろうと。そうすると、そもそも3000名に対して8割となると、法科大学院の定員そのものがおかしいのではないかと。しかし文科省では、これは規制緩和だから、水準をクリアすれば全部大学院設置を認めるのだという形で、かなり定員が増えてきたのではないかと思います。

ここからが質問ですが、最終的にある程度淘汰されて、最終的には司法試験の合格者の3000名に近いとか8割ぐらいが、法科大学院としての定員になる。いろいろな評価を経て、最終的にそういう形になるとお考えでしょうか。それとも、そういう見通しは全然なくて、結局は半分しか受からないという形が、ずっと続くのではないかと。そのあたりの見通しを文科省としてはどう思っておられるのかを、一点お尋ねしたいと思います。

(A) いちばん聞いてほしくなかったご質問ですが、今いちばん論点になっている話です。

文部科学省としてという話は、ちょっと横に置いておきます。事実関係を正確にここは確認をしておく必要があると思うのですが、司法制度改革の3000人という議論というのは、要するに司法制度改革審議会の、平成13年の意見書に書いてあるのです。あそこの意見書に書かれてあり、あるいは国会で関係の法律が審議されているときに、法務大臣も答弁されていますが、もう一度あれを確認しなければいけないのです。確かに平成22年ころには、とりあえず3000人を目指すと書いてありますし、7～8割という数字も出ていますが、あの7～8割のところの文章には、こう書いてあるのです。法科大学院で厳格な成績評価と修了認定を不可欠の前提として、その修了者が相当程度(それが7～8割と書いてありましたが)、合格する。それぐらいの充実した教育を法科大学院は行うべきであると書いてあるのです。

これが「7～8割の合格率を保証した」と言いつのるかたもおられますが、あの文章を見る限り、あれは7～8割の合格率を保証したというよりも、法科大学院側に、きちっとこれからはプロセスなのだから、大学の責任で学生をしっかりと選別をする。司法試験の一

発で選別するのではなくて、数年かけて「君はやめたほうがいい」、あるいは「2年生に進級させない」など、大学がある程度、選別することも含めて、厳格な成績評価、修了認定にも責任を負いながら厳しい教育をする。その結果、修了生の相当程度、例えば7～8割が合格できる。それぐらいの厳しい充実した教育をやるようにと書いてある。どう読んでも、あの文章はそうとしか書いていないのです。これが「7～8割」という数字が一人歩きをして、何となく、入学定員と先ほど言われましたが、つまりそれは、入学すれば7～8割は受かるのだという話になってしまっているのです。しかし、それは違います。

私がこんなことを言うと「あんたはどっちの味方だ」と言われるので、言いたくないのですが、私の立場を離れて、まず事実関係を申し上げれば、そうなっているのです。

なおかつあの当時、本当は学生定員を抑制したい面はあったのですが、それは規制緩和の流れの中で、やってはいけなと。その代わり、各大学には設置認可の審査の段階で、「このままいったら、こんな規模になりますよ。本当に大丈夫なのですね」と、申請されている全部の大学に申し上げたけれども、各大学、結局そのまま競い合いの中で申請されて、結果的に6000人の定員を作られたのです。

受験する学生も、あれは平成15年の末に認可されて、16年の1月から試験を受けましたが、実は学生定員が6000人になっていることは、分かったうえで受験をされているはずですが。当時の新聞も、想定と違くと、警告を鳴らしていました。まさか法科大学院で法曹になろうという学生さんが、そのことを知らずに受験したというほどの方はいないと思いますが、そういった中で今の事態を迎えているということです。

「だからいいのだ」と、私は申し上げません。それでもやはり、できるだけ各法科大学院が安心して教育ができるように、本来司法制度改革審議会の意見書が求めたような教育ができるような環境を作ってあげることも必要ですから、いろいろな意味で合格枠については、法務省に対して配慮を求めてきました。配慮してほしいと思っておりますが、合格枠の話、大学側あるいは文部科学省側が言う限りにおいては、同時に私ども文部科学省および法科大学院側は、「それぐらい頑張っているのだったら、少し合格枠を広げてやってもいいではないか」と国民に理解してもらえるようにする。それほどの厳格な成績評価と修了認定をして、それを実証できるかが問われているのだらうと思っております。日本にはこれまで、どんどん学生をふるい落としていくという学校文化はなかったから、難しいですが、今それが問われています。現にそれをやろうとしている大学院もあります。

そうやって大学院側が、充実した教育と厳しい修了認定をしながら、国民の理解を得ながら、当初の予定どおり設定されている合格枠について、できるだけ新司法試験の枠が広がるように要請していく。その両方に向けての努力が必要ではないかと思っております。

文部科学省としては、そういう法科大学院の立場、考え方をしっかり法務省サイドに伝えてきましたし、これからも伝えていきたいと思っております。同時に、各法科大学院、いろいろ難しい立場にあると思っておりますので、いろいろな形でバックアップをさせていただきたいと思っております。こんなところでご勘弁いただければと思っております。

(司会) 時間も押していますので、質問はこれにて終了させていただきます。

杉野先生、どうもありがとうございました。

基調報告

「法科大学院の現状・課題とその評価」

飯田 隆（弁護士、日弁連法務研究財団常務理事）

（はじめに）

日弁連法務研究財団は、日弁連が基本財産を1億円出して作った、大変貧乏な財団です。弁護士だけではなく、裁判官、検察官、研究者教員、あるいは税理士、司法書士、弁理士、公認会計士等の隣接士業団体も加わっているオープンな組織です。そういう中で、私どもは認証評価事業を行っているわけですが、昨年8月末に法科大学院の認証評価機関として第1号の認証を受け、事業活動を開始しました。この認証評価事業も、弁護士だけでなく、裁判所、法務省も加わってやっていますし、また、実務法曹だけでなく、研究者教員との共同でやっている活動であるという認識を持っていただければと思います。

（法科大学院と司法改革）

まず、法科大学院と司法改革ですが、ご存じのように現在、我が国では50年に1回という大司法制度改革が進められています。法科大学院はその第1号の司法改革として、2002年12月に法律が作られ、スタートしました。この司法改革の眼目は国民の期待にこたえる司法制度の構築ということで、そのためには司法制度の人的基盤の整備が必要不可欠です。それを達成するのが法曹養成で、法曹養成は司法改革の出発点ですし、その中核的な役割になる法科大学院は、まさに司法改革のかなめであると考えています。その法科大学院の成否が、この司法改革全体の成否に直結しているという重要な位置づけにあります。

（法科大学院における法曹養成教育）

次に、法科大学院における法曹養成教育の重要性ですが、社会は質・量ともに豊かな法曹を今求めているわけです。そういう中で、従前の司法試験という、点のみによる選抜の弊害があまりにも大きかったので、法学教育、司法試験、司法修習というプロセスとしての法曹養成制度が新たに構築され、法科大学院がその中核的な教育機関として重要な役割を担っているわけです。

このように法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナルスクールで、そこでは法曹に必要な資質・能力、すなわち法曹養成教育が、その中心的教育内容を成すわけです。

私どもはその法曹に必要な資質・能力は何かについて一つの整理をしました。

私どもとしては、法曹に必要な資質・能力を二つのマインド、七つのスキルという形で整理しました。二つのマインドとは、「法曹としての使命・責任の自覚」と「法曹倫理」です。

七つのスキルは、まず第1に「問題解決能力」、2番めに「法的知識」、3番めに「事実調査・事実認定能力」、4番めに「法的分析・推論能力」、5番めが「創造的・批判的検討能力」、6番めが「法的議論・表現・説得能力」、7番めが「コミュニケーション能力」です。しかし、これはあくまで我々の分析であり、一つの例示です。法科大学院はそ

それぞれの法科大学院で、法曹に必要な資質・能力が何かをよく検討し、自分で見定めて、それに基づいた、それぞれの法曹養成教育を立派にやっていただく必要があるわけです。

次に、「知識を教える教育から考える力を鍛える教育への転換」ですが、これまでの大学法学部の教育は、知識を教えることに大きく傾いていたといわれ、司法試験も知識偏重でした。今回、この教育目的が、大転換を遂げたわけです。すなわち、知識を教える教育から、考える力を鍛える教育への大転換です。これに沿って、司法試験も大方針転換、すなわち知識偏重から、考える力を測定する試験へという方針転換が、今なされようとしているわけです。

どうしてこういう転換がされたかという点、実務に就いてから、法曹、特に弁護士の力量の評価に、法的知識の多いか少ないかは、まさに評価の対象になっていないのです。すなわち、知識のほとんどは、調べればすぐ入手できます。私どもの事務所は、弁護士が200人おり、そのうち50人がパートナー、150人がアソシエート（勤務弁護士）です。我々の重要な仕事は、その勤務弁護士をいかに鍛えるか、教育するかということです。そのアソシエートの評価項目には、法情報調査力という項目はありますが、法的知識は項目になっていません。私は弁護士になって31年めですが、百数十人の弁護士の成長過程を見てきました。ある弁護士が発展し、ある弁護士は発展しない。その差は何なのかというと、まさに考える力の大きさ、深さです。ですから、この知識を教える教育から考える力を鍛える教育への転換は、我々の法曹の成長・発展という現実に裏打ちされた、極めて正しい方向です。

では、この考える力を鍛える教育とはどういう教育か。これは我々、実務法曹は、実体験を持っていて皆、肌で知っています。それは合議であり、すなわち双方向、多方向のディスカッションです。それによって、我々は鍛えられてきました。この合議によって考える力がダイナミックに飛躍していくのです。まさに、法科大学院で考える力を鍛える方法として、双方向・多方向の授業が求められているのは、正しい方向であることを、我々実務法曹は肌で実感として直感するわけです。

しかし、ここに一つの悩みがあります。すなわち、考える力といっても、裸の考える力というのは、ないのではないかということで、すなわち、そこには一定の基礎的な法知識、いわば基礎体力のようなものが必要ではないかと議論されています。確かに、考える力、法情報調査力の前提となる基礎的な法知識が必要なことは間違いのないところでしょうが、その基礎的な法知識の範囲・レベル、そのバーを決して高いものにしてはならないと考えています。そのバーを高くすることは、知識を教える教育から、考える力を鍛える教育への方針転換の自己否定になってしまうということです。

（法科大学院の現状と当面の課題）

では、この法科大学院は、開校から1年たつわけですが、それを振り返ってどういうことが特に私の記憶に残ったかについて、3点申し上げたいと思います。

第1点が未修者クラスの混乱ということでした。すなわち今年の5月、6月ごろ、法科大学院の未修者クラス、1年生に大きな混乱が発生しました。それは未修者クラス3年コースには、全く法律を知らない純粋な未修者と、法律のことをかじっている半既修者が混在していて、その間には大きな法的な知識の差がある。それによって、授業がうまくいっ

ていないという、悲鳴、困惑が我々に聞こえてきました。この混乱は、法科大学院にとっては極めて大きな問題で、しかもこれは法学部がある限り毎年発生するという、構造的な問題です。

私はこの問題を調べるために、昨年7月初旬、九州地区の五つの法科大学院の先生がたとディスカッションしました。ちょうど中間試験のあとの時期でした。それから2か月後、9月上旬にも、次は名古屋地区の5大学の先生がたとディスカッションしました。ちょうど前期の試験が終わったあとでした。そこで判明したことですが、純粹未修者は順調に伸びているという事実でした。両方で共通していたのは、確かに最上位にいるのは、法学部でしっかり勉強した人たちでした。しかし、純粹未修者は、それにまさに肉薄して迫ってきているということでした。いちばん底辺を構成しているのは、法学部で中途半端に勉強した人たちでありました。しかも注目すべきは、純粹未修者の中には、少ない法知識を駆使して説得的な論述を展開している者が多くいたということです。この点は、法科大学院で教えなければならない基礎体力としての基礎知識がどのようなものかについて、非常に示唆を与えるものであると考えています。

しかし、今年は昨年と同じ過ちを繰り返してはならないわけです。純粹未修者は多様性という観点から法科大学院の目玉で、大事にしてほしいわけです。多様な人間がいること自体、その法科大学院の学生の質を高めます。また、我々実務法曹、新しく弁護士を採用する側においても、法律だけを、法学部と法科大学院で6年も7年も勉強した人たちと、法律以外のものを4年間以上勉強し、かつ、しっかりと法科大学院で3年勉強した人たちの二つを並べた場合、どちらが魅力的であるかは一目瞭然です。その意味でも、この純粹未修者を大切にしてほしいと、心から願っているところです。

次に、新司法試験の合格者問題です。この問題は、2月28日の司法試験委員会で一応の決着がなされました。新司法試験の合格者数は、2006年は900人から1100人、2007年度はその倍にするというものでした。私としては、司法改革のかなめである法科大学院の育成強化に向けて、もっと法科大学院および法科大学院の学生に、エールを送る内容であったほうがよかったのではないかと個人的には思っています。しかし、やはりその前提として、先ほど杉野さんがおっしゃったように、厳しい成績評価、修了認定がなされないといけない。それを抜きにした合格者数、合格率の議論は無意味であると考えている次第です。

しかし、ここでぜひとも考えていただかないといけない問題があります。それはまさに質・量ともに豊かな法曹を養成するというのが社会の要請です。また、知識偏重から考える力を測定するというように、新司法試験はまさに今、大方針転換をしているわけです。こういう観点から、その中であるべき合格水準は何なのかを、一から考える必要があると考えています。少なくとも、知識偏重として克服されるべき対象である、現行司法試験と同じようなものであってはならないと私は考えています。このような新司法試験について必要な提言をするのも、我々、第三者評価機関の役割であると考えている次第です。

次に3番目の新司法試験のサンプル問題は、昨年11月、12月に発表されました。そこで言えることは、新司法試験の出題態様、問題の形式という点では、明らかに知識偏重から、考える力を測定するという方針転換を鮮明にしている、というメッセージを送っていると言えます。そういう意味で、新司法試験の委員会ならびに作問検討委員会の人々と我々は明確に理念を共有していると、自信を持って言えると思います。しかし、これについても

1月に日弁連でシンポをやりましたが、サンプル問題の中身自体は、まだ十分考える力を測定するものになっていないという反省がなされ、さらなる改善が大いに期待されるところです。

では、法科大学院の現下の課題は何か。これはそれぞれの人によって違うと思いますが、私の感じるところを申し上げたいと思います。

第1は、法科大学院に対する信認の確立です。法科大学院がスタートして1年たちましたが、法科大学院制度は総体として、いまだ社会からも法曹界からも、法律学の研究者からも、そして学生自体からも、信認を得ていないと言わざるをえません。しかし、知識偏重の教育から考える力を鍛える教育の大転換をしたわけですから、1年足らずで教育内容、教育方法が確立するはずがありません。しかし、知識偏重の過去の教育からすると、私は大きく発展していると思います。法科大学院に対する期待が非常に大きい、そのまさに裏返しとして、期待が大きいゆえに信認が確立していないわけです。しかし重要なのは、法科大学院は、我々は黎明期という言葉を使っていますが、まさに立ち上がり期にあるということです。そして、法科大学院総体として、まさに立ち上がっている、完成期に向かって上昇を続けていること自体をもって、法科大学院に対する信認がなされなければならないと考えている次第です。

そして、この信認がされることが、さらに法科大学院の上昇力を加速すると思っています。そしてこのような法科大学院の立ち上がり状態、上昇している状態についての確な情報発信をする、これも我々第三者評価機関の役割であると考えている次第です。

2番めが、開校1年を踏まえた、FDの徹底的な充実・強化です。私ども財団では、法科大学院の開校時まで、全法科大学院68校を回りました。私自身でも半数、34校を回りました。昨年の1年間を合わせると、約4分の3の法科大学院の指導層との意見交換をしました。私の実感ですが、開校1年めは約3万人の受験生の、上澄み6000人が法科大学院に入ったと思っています。この法曹養成制度の大変革は、大学や学生サイドに、それまでなかった大きな情熱とエネルギーを引き出しています。その点だけからしても、この制度変革は成功だと私は思っています。

そして、学生の質と教員の情熱、エネルギーの観点から、私は大多数の法科大学院が横一線のスタートラインを切ったと思っています。しかし、それから開校1年、法科大学院は横一線のスタートから、いくつかの集団に分かれつつあります。しかし、決してこれを縦一線の状態にしてはならないと思っています。すなわち、全国で多様な法科大学院がたくさん開花することを願っており、今、まさに胸突き八丁のときにあると思います。

第1に、法科大学院の先生がたのあの大きな情熱、エネルギーが続くことが大前提になります。それを法科大学院全体でいかに共有するかという問題であります。

第2に、その情熱をいかに開花させるか。法曹養成教育はまさにスタートしたばかりで、教育内容、教育方法をみんなで模索している最中です。1年めは初めての経験で、運・不運もあり、やむをえない面があります。しかし、2年め以降は失敗は許されないと考えています。

では成功を収め、情熱を開花させるにはどうしたらいいか。それは1年間を踏まえた、徹底的に厳しいFDを行い、その成果を法科大学院全体で共有することです。1年間の成功例、失敗例は、当該法科大学院の情報だけでは全く足りないのです。全国的に集める必要

があります。また、厳しいFDは当該法科大学院の内部だけでは、決して自己完結できないと思っています。

標準的な法科大学院は、定員100人以下です。各科目の担当教員は少人数です。その少人数の中だけのFDには限界があります。外部からのインパクトが必要で、当財団で行っているトライアル評価は、まさにその一つです。

3番めの課題は、新司法試験との戦いです。新司法試験は、法科大学院にとって非常に重いことはよく分かりますが、新司法試験について司法試験委員会や作問検討委員会は、知識偏重から考える力を測定する試験へという方針転換について、明からに我々と理念を共有しています。ですから、考える力を鍛えるという法科大学院の理念の王道を行ってほしいと思います。小手先の受験技術に走ることは法科大学院の自殺行為です。新司法試験は、まさに問題の態様、内容、採点方針、合格基準のすべてにわたって今、模索中です。しかし、理念を共有できているので、私はきっといい方向に行くこと確信していますし、まさにいいものにしなければならないわけです。これは我々評価機関の役割でもあるし、法科大学院全体でそのようにしないとイケない。まさにその時期にあると思っています。

（法科大学院の第三者評価）

では、いよいよ、今日の本題の法科大学院の第三者評価の意義と役割です。まさに立ち上がり期、黎明期にある法科大学院を評価しなければならないことが、第三者評価のいちばん難しいところ、しかも重要なところ。法科大学院はまさに2004年春にスタートして、完成期に向かって今上昇を続けています。現段階の第三者評価の役割は、単に適格・不適格と判定するだけではなくて、この上昇力を加速させる、そのように法科大学院を支援することがいちばん重要なことだと思っています。

そして、どのような法曹が求められているのか。法曹に必要な資質・能力は何か。それについての社会の要請を、法科大学院に伝えることも重要な役割です。法科大学院の教員の先生がたは、その存在をかけて、情熱をかけて今取り組んでいるわけです。我々第三者評価機関としても、何としてもこの法科大学院制度を成功させなければならないという使命感と愛情が必要であると思います。

特に我々法曹は、後進の養成の最も大きな部分を法科大学院に託したわけです。すなわち、法科大学院における法曹養成教育の成否は、我々の法曹という職業の信頼に直結している。だからこそ、我々がこれをやっているのだと思っています。

ですから、法科大学院の法曹養成教育の質の担保だけではなくて、その充実・発展を促進することが、我々の第三者評価を行う趣旨であり、目的です。

しかし、これは決して強制ではありません。また、強制であってはならないと思っています。すなわち、あくまで学問の自由に裏打ちされた法科大学院の自主性が前提です。第三者評価は、法科大学院自身の自己改革、自助努力を支援するものでなければならないと思っています。

（新司法試験と第三者評価）

次に、新司法試験と第三者評価の関係です。先ほど杉野さんが言われたように、新司法試験はある意味でマーケット・メカニズムだが、それだけに委ねてはならないと言われた

ご指摘は、まさにそのとおりだと思います。すなわち、新司法試験は試験科目の制約、1回きりのペーパーテストという制約があります。ですから、法曹養成教育全体を対象にはしていませんし、またできないわけです。

先ほどの二つのマインド、七つのスキルを示しましたが、新司法試験が対象にしているのは、このうちの「基礎的法知識」「法的分析・推論能力」および「事実認定能力」という三つの、しかもその一部分だけです。

我々は、法曹養成教育全体をしっかりとやっているか否かが、評価の中心になると考えています。そして、プロセス評価に徹する考えです。すなわち、少なくとも当面は、新司法試験の合格者数それ自体は、評価の対象には考えていません。そして、もしその法曹養成教育全体をしっかりとやっているにもかかわらず、合格者が少ないというギャップが発生した場合、それは新司法試験が、法科大学院の教育の成果を反映していないという問題であると考えます。ですから、新司法試験が、法科大学院の教育の成果を適切に反映するようにするために重要な提言をし、発言するのも我々の評価の役割であると考えています。

(日弁連法務研究財団の認証評価事業の概要)

では、このような我々の財団の評価事業の概要ですが、まず、特色としては6点挙げています。ユーザーの視点、法律実務家の視点、法科大学院の自己改革の視点、法科大学院との対話重視、実質重視、法曹養成教育の研究の六つを、我々は特色として考えています。

そして、評価基準は合計47ありますが、それを九つの分野に分類しています。第1分野が「法科大学院の運営と自己改革」、第2分野が「入学者選抜」、第3分野が「教育体制」、第4分野が「教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み」、第5分野が「カリキュラム」、第6分野が「授業」、第7分野が「法曹として必要な資質・能力の養成」、第8分野が「学習環境」、第9分野が「成績評価・修了認定」です。このような評価をどういう組織で行うかについてですが、最上位の意思決定機関が認証評価評議会であり、評価報告書を作成するのが評価委員会であり、実際の評価を行うのが評価チームの評価員です。

評価報告書に異議があった場合は、異議審査委員会で審査し、認証評価評議会で最終決定するという仕組みです。

認証評価評議会は合計12名で、法科大学院関係者が4名、法曹4名、司法のエンドユーザーである一般有識者が4名という構成です。評価委員会は現在23名ですが、4割が法科大学院関係者、3割が法曹、一般有識者が3割です。

では、実際にどのような評価基準でやっているかということですが、財団は、「法科大学院評価基準」という合計47からなる評価基準をもっています。頭の部分の◎、●、○がその評価基準の性質を示しています。それらは、3つの種類・性格のもので構成されています。まず第1が法令由来基準で、これが一つでも不適格だと全体が不適格になります。第2が追加基準Aで、財団が独自に加えた評価基準のうちの重要なもので、これが不適格だと全体が原則として不適格になるわけです。第3は追加基準Bで、これはベター基準です。

個々の評価基準の評価判定と同時に、九つの分野についての分野別評価も行います。前者については、評価基準によって合否判定のみするものと、5段階の多段階評価をするものがあります。分野別評価は5段階の多段階評価です。法律で求められているのは、全

体としての適格・不適格だけですが、私どもとしては分野別評価をして、個々の法科大学院の努力、頑張りを、適切に反映する評価にしたいと考えている次第です。

(評価員研修)

以上が概要と評価基準ですが、評価員研修のほうに移りたいと思います。この評価事業を適切に行うためには、当財団では、少なくとも百数十名の評価員の協力が必要と考えています。そのために昨年10月以降、5回にわたって理論編の研修を行いました。現在、約130名のかたがたから、評価員としてのエントリーをいただいています。

さらに今月、3月11日、来週には今年行いましたトライアル評価を踏まえて、実践編の研修を行う予定です。そして私どもとしては、さらに数十名の評価員を確保したいと考えています。そして評価員研修をして、トライアル評価をやっていただいて、そして本評価に臨んでいただく。それによって質の高い本評価をしたいと考えています。

(トライアル評価の現況と実施手順)

次にトライアル評価ですが、今日のメインテーマの一つであるので、少し詳しくさせていただきます。別途、「トライアル評価の概要」という1枚ものをご覧ください。私ども財団では、本年の秋学期にトライアル評価を3校行いました。國學院と早稲田と新潟です。現地調査は11月、12月、1月と、各1校ずつ行いました。極めて短期間でハードなスケジュールの中で、法科大学院にはご準備いただき、私どもに評価の機会を与えていただいたことについて、心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。そして、まさに黎明期、立ち上がり期にある法科大学院を、私どものトライアル評価にご提供いただきましたが、その自己改革に対する情熱に、心から敬意を表したいと思っています。このトライアル評価は、当財団からは評価報告書は一切公表しませんし、私どもには厳重な守秘義務があります。ですから、本日は外形的な概要と、抽象化された一般的説明をします。

このトライアル評価は、評価基準は9分野あるわけですが、そのうちの数分野に範囲を限定して行います。しかも、現地調査も1日だけです。その代わり、評価員は本来の評価よりも人数を多くしています。本評価であれば、現地調査は、標準的な入学定員100人規模のところは5人体制ですが、それよりも多くしています。

例えば國學院は入学定員50名ですが、評価員7名で、主査は川端和治弁護士でした。早稲田大学は入学定員300名、評価員は12名で、主査は宮川光治弁護士です。新潟大学については、入学定員60名、評価員8名でございました。主査は京藤哲久明治学院大学の法科大学院長でございました。

このトライアル評価の対象範囲ですが、私どもとしては、評価の9分野のうちの第4分野、すなわち「教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み」、第6分野の「授業」、第7分野の「法曹として必要な資質・能力の養成」、やはりこれが教育の基本、コアであると思い、この三つを必須にしました。そのほかに協議によって追加したわけです。この3校のトライアルを行い、現在では第1分野、第4分野、第5分野、第6分野、第7分野と、9分野のうちの5分野についてトライアル評価が終わりました。

私どもは、今年度の春学期にも、できれば10校程度、秋学期にも10校程度、トライアルを予定しています。そして春学期のトライアル評価の段階で、全分野についてのトライア

ル評価を完了したいと思っています。修了認定は、まだ修了者が出ませんからできませんが、それ以外については全分野、全評価基準についてのトライアルを終えたいと考えています。

では、トライアル評価をどのように行っているのか、「トライアル評価の概要」のほうに、評価の標準的なスケジュールをお書きしました。

まず、トライアル評価実施についての合意をします。その段階で協定書を締結します。そのあと、自己点検評価報告書を提出していただき、同時に当財団が行う学生アンケート、教員アンケートを実施します。これは大体、現地調査日の約1か月前をめどにしています。アンケート等は、財団に直接返送されるシステムです。

今回は自己点検評価報告書の作成期間が1か月ちょっとで、大変ご苦労いただきました。私どもとしては、今後は2か月から3か月の期間を確保したいと考えています。

そのあと、事務局での検討を約2週間、そこで追加質問、あるいは資料請求をします。そして評価チームの事前検討会は、現地調査の約2週間前に約3時間かけて行います。評価基準ごとに主担当、副担当を決めて進め、追加質問、資料請求をさらにします。

次が、評価チームの直前検討会です。これは現地調査日の前日の夜に3時間かけて行っています。主担当が評価基準ごとに、書面による検討結果ならび現地調査のポイント等についてレジュメを作って検討します。そして前日は同じホテルに全員宿泊します。

次が現地調査です。そのあと、評価チームの事後検討会を、2週間後をめどに行い、大体3～4時間かけます。主担当が評価チーム報告書の、それぞれの担当部分の案を作成して持ち寄るわけです。

次が評価チーム報告書の作成です。これは現地調査日の大体1か月あと、主査がまとめて作ります。そのあと、評価委員会の分科会を、評価委員会のメンバー3名で構成し、評価報告書の原案を検討します。そして評価委員会で、評価報告書の原案を作り、確定して、法科大学院に送付することになります。

その対象法科大学院により、意見申述手続きがあります。その期間は1か月です。トライアル評価では、いわゆる異議申し立て手続きは置いていません。その代わりにこの意見申述手続きで、事実認定部分ならびに評価部分のすべてについて意見を求めるわけです。それを踏まえて、評価委員会による評価報告書の確定という段階に入ります。本年行ったトライアル評価は、現在この(9)(10)(11)の段階を進んでいるところです。

トライアル評価の、現地調査の標準的なスケジュールは、「トライアル評価の概要」の2に書いたところです。評価は、事前に提出された自己点検評価報告書、その他の資料、アンケート等の書面審査と、この現地調査が二つの柱になるわけです。当財団では、評価における法科大学院との対話、コミュニケーションが非常に重要と考えており、現地調査を重視しています。まず、朝8時半から9時、ここで評価担当教員、リエゾンスタッフとの打ち合わせをします。校舎全体の見学も行います。9時から10時半にかけて、法科大学院の院長、教務責任者等との最初のミーティングがあります。ここで法科大学院長からのプレゼンテーション、質疑応答、追加質問等がなされます。そのあと授業見学です。

そして、お昼休み時間には学生との意見交換、その後、教員との意見交換、FD関係者のミーティングを行います。そして、さらに授業見学をします。この授業見学は何班かに分けて、可能な限り授業を拝見するということです。同時に、分担して試験答案の閲覧も

しました。すなわち試験答案の上の部類、中の部類、下の部類のそれぞれのサンプルを出していただき、それを拝見するわけです。それによって、私どもとしては授業の成果を見させていただくと同時に、成績評価・修了認定の、評価の準備をさせていただくわけです。

そのあと、評価チーム内部ミーティングをして、最後に法科大学院の責任者等のかたがたとの最終ミーティングを行います。

ほぼ10時間ぶっ通しでやるわけで、評価を受けるほうも大変ですが、実施する側も体力勝負です。私は大学で柔道部にいたのですが、私にとっても大変厳しいもので、これを本評価で3日間やるためには、事前に体力を作るところから進めないといけないのではないかと思った次第です。そのような大変な評価ですので、双方にとって、いいFD活動になるようにと願っています。

(トライアル評価の意義)

私どもはトライアル評価に当たり、事前に検討するわけですが、その段階でその法科大学院の、いいところと問題点とを見抜き、それをジャストミートした指摘をする必要があるし、それが評価機関の役割であると考えています。かかる検討を踏まえ、法科大学院とのミーティングや意見交換会で、かみしもを脱いだ率直な意見交換をしなければならないと努め、また、できたと思っています。そのような率直なミーティングは、法科大学院内部だけでは決して実現しない率直な対話であり、コミュニケーションであったと考えています。

その際に感じたことは、法科大学院のディーン、あるいは指導層のリーダーシップの重要性でした。これを支援するのも、法科大学院の評価の重要な役割ではないかと感じた次第です。また、今回のトライアル評価を通じて、教育活動の評価は非常に難しいことを痛感しました。すなわち、定量的評価よりも定性的評価のウエイトが高くなり、また静態的評価だけでなく、動態的評価の面が非常に多くなってくるので、評価の実施方法に大変な工夫が必要であると考えています。そのうえで、評価判定基準の納得性、合理性を確立する必要があると痛感しました。当財団ではトライアル評価を通じて、評価基準のバージョンアップを図るとともに、この評価実施方法、評価判定基準を確立していかなければならないと痛感しました。

(法科大学院教育の調査研究)

法科大学院教育そのものの調査研究ですが、まさに法科大学院は黎明期、立ち上がり期です。その法曹養成教育の充実発展の促進、これが評価の目的です。すなわち評価する側においても、法科大学院の現状についての十分な情報と、法曹養成教育についての見識が問われます。まさに評価する側も、評価されているわけです。これは特にこの黎明期には重要で、こういうものに裏打ちされた質の高い評価が求められていると考えています。そのため、当財団では、認証評価事業の付帯事業として、法科大学院および法曹養成制度全般に対する情報収集と調査研究、および法曹養成教育についての調査研究を行うことにしています。

具体的には、日本版マックレイト・レポートの作成、および先ほどの二つのマインド、七つのスキルの教育内容・教育方法の調査研究を目指して、法曹養成研究会を立ち上げま

した。座長は川端和治弁護士です。我々としては、かかる調査研究に裏打ちされた質の高い評価、そしてその成果を法科大学院に提供できるような第三者評価事業を行いたいと考えている次第です。

(おわりに)

最後に、法科大学院は本当に黎明期ですが、私ども法科大学院の第三者評価事業は、それよりももっと黎明期にあることを、率直に申し上げざるをえません。そして我々評価機関も、法科大学院の厳しい評価にまさにさらされるわけです。そのために、日進月歩で充実・発展していかなければならないと考えています。ぜひとも、我々に対しても厳しい叱咤激励をいただきたいと思います。そして、この法曹養成教育の充実発展と、法科大学院制度の充実発展に、我々としても全力で尽力したいと思っています。

法科大学院とぜひとも協力し、手を携えてこの制度をいいものにしたいと心から願っている次第です。どうぞよろしくご支援いただきたいと思います。

ありがとうございました。

【パネル1 「専門職大学院としての法科大学院のあり方」】

第1報告

「大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価システムとその特質」

馬場剛（大学評価・学位授与機構評価事業部長）

（はじめに）

本年1月14日付で、当機構は、日弁連の法務研究財団に約半年遅れて、文部科学大臣から認証をいただき、法科大学院教育の認証評価についても取り組んでいくことになっていきます。パネルのテーマが「法科大学院教育のあり方」となっており、大変荷が重いのですが、お招きいただいたのは、評価が法科大学院教育の質の向上にどのような形で寄与するのかということかと思しますので、当機構が実施する法科大学院の認証評価について、機構創設の経緯を踏まえながらお話しさせていただきます。

（大学評価・学位授与機構の成立・活動の経緯）

1998（平成10）年の大学審議会答申の「21世紀の大学像と今後の改革方針について」という21世紀答申において、副題の「競争的環境の中で個性が輝く大学」ということで、各大学が一層発展していく基盤として、多元的な評価システムの確立が急務だという点において、第三者評価の必要性が示されました。これを受けて、機構創設の準備の検討が行われたわけで、大学等の教育研究活動等に関し、各専門分野の方にピア・レビューを基本としながら、学生あるいは企業等の利用者の視点なども加味した多様な観点から、評価を行うための体制を用意すべきだということがあり、平成12年に国立学校設置法の一部が改正され、当機構が設置されました。これまで、3回の評価の経験を積んできております。主に、国立大学を中心とした評価ですが、目的・目標をどれくらい達成したかという教育研究活動全体の評価を行ってきました。この経験を生かして、法科大学院の認証評価にも反映できればと思っております。

当機構は、今まで政府の機関でしたが、本年16年度から独立行政法人として新たにスタートしました。機構の行う評価は、法律上、これまでと同様に大学等の教育研究水準の向上に資することを目的として、大学の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果については、当該大学及び設置者に提供して公表することになっています。これは、先ほど杉野課長からありましたが、認証評価制度が導入された目的と一致していますので、機構としてもこの事業に積極的に対応していきたいと考えています。

（法科大学院認証評価の基本的な方針）

法科大学院認証評価についても、法科大学院の教育等の水準の維持と向上、また個性的で多様な発展に資することを目的として、機構としては取り組んでいきたいと考えています。具体的には、3点について実施していくこととしています。1点目は、認証評価制度の趣旨を踏まえて、法科大学院における教育活動の質を保証するために、教育活動等の状

況が評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととしています。また、教育活動等の状況について、多面的な評価を実施し、その結果をフィードバックする。それを法科大学院の自主的な教育活動等の改善に役立ててもらいたいということが2点目です。

さらに3点目は、公共的な機関として設置・運営されている法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるように、支援および促進ができればということで、教育活動等の状況、あるいは成果を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すこととしています。片仮名で言うと、1はアクレディテーション、2はエバリュエーション、3はアカウンタビリティで、この3つを念頭に評価を実施していくことにしています。

評価の基本的な方針としては、5つ挙げています。1つ目は、評価基準に基づく適格認定評価です。評価基準は、機構が適格認定をする際に、法科大学院として目指すことが必要と考える要件を定めたものです。この評価基準に適合していると認めた場合に、適格認定を行い、その旨を公表することとしています。評価基準の個々の基準としては、54の基準を設けており、これらをすべて満たしていることが求められます。基準を満たしているかどうかを判断する際には、各基準に付された解釈指針も総合的に判断したうえで、判断が行われる仕組みです。

2つ目は、自己評価に基づく評価です。評価は、教育活動の個性化、あるいは質的充実に向けた法科大学院の主体的な支援、取り組みを支援・促進するものですので、これを実効あるものとしていくためには、やはり法科大学院自らが評価を行うことが重要だと考えています。機構の評価としては、それを分析し、その結果を踏まえて、基準の適合性を判断することとしています。自己評価は、本当に評価の基礎となる極めて重要な作業なので、自己評価に際しては、機構の評価を希望する法科大学院については、自己評価を担当される教職員の方に、自己評価書の作成の方法や自己評価を判断・分析するときの根拠となる資料やデータについて、個別に事前に十分な連絡をとりながら行っていきたいと考えています。

3つ目に、各法科大学院の個性の伸長に資する評価を行っていくということです。評価基準の判断にあたっては、法科大学院の個性ある特色が十分に発揮できるように、各法科大学院の有する教育の理念、目的あるいは養成しようとする法曹像を踏まえて判断することとしています。基準の設定においても、そのような評価が行われるよう配慮しています。また、ただ基準を満たしているか否かということだけではなく、やはり改善に資するということから、優れた点があればその点も指摘し、改善を要するようなものや、あるいは特色のあるものがあれば、その点も指摘し、参考にしていただくことを考えています。この判断は、基準については満たしている、満たしていないということですが、それ以外にも10の章ごとに、段階的な評価を実施することとしています。これについては評価手引書の8ページに詳しく記述しています。

4つ目は、ピア・レビューを中心とした評価です。評価委員には、法科大学院の教育活動の実状をしっかりと分かっている方に、適切な評価を行っていただきたいと考えています。法科大学院に関し、高い専門的識見を有する大学関係者、あるいは法曹関係者、また専門の事項に関して学識経験のある方をお願いして、いわゆるピア・レビューを中心とした評価を行うこととしています。そのためにも、評価委員については十分な研修を行いたいと考えています。

5つ目は、透明性の高い開かれた評価です。評価結果は確定する前に、評価対象法科大学院にフィードバックし、意見の申立ての機会を設けることとしています。仮りにその意見の申立てがあった場合は、再度審議し最終的な評価結果を確定することになります。開かれたということですので、意見の申立ての内容は、評価報告書と一緒に公表することとしています。また、評価基準の見直しについても、評価となった法科大学院の意見等を踏まえながら、常に評価システムの改善を図っていくこととしています。これが主な基本的な方針です。

（評価結果の公表法）

54の基準があるのですけれども、54すべての基準を満たした場合に、評価基準に適合しているという適格認定を付与するということです。ただ、それだけでは各大学の自主的・主体的な教育の改革に、あまり参考にならないのではないかと。これは、今までの3回の試行的評価の経験を踏まえてのものですが、基準ごとに段階的な評価を行うとすると大変ということもあり、章ごとに段階的に指摘することによって、主体的な改革の参考にしていただきたいということで、これはすべて公表されるということです。

「評価実施手引書」に評価報告書のイメージ図がありますが、このような評価結果報告書が公に出るということです。これは大体のイメージですので、この中身が、大学が掲げる目的によっては大分違うと思いますが、イメージ図の2ページのⅡに「認証評価結果」があります。これが、その機関全体としての評価結果になります。イメージ図の3ページから章ごとの評価ということで、「第1章 教育目的」ですが、すべての基準を満たしているとあり、その根拠理由をきちんと書きます。優れた点があれば、それも指摘します。また、この点をもう少し頑張してほしいという点があれば、改善点として指摘します。第1章の全体としては、「当該章の基準のすべてを満たしており、かつ法曹養成の・・・、総合的に判断して、優れた状況である」ということで、このようなイメージを考えています。ですから、②の○－、○、○＋、×は、4段階の判断記述を分かりやすく記号で表すとすれば、このようになるということで、実際の評価報告書でこの記号を使うことは考えていません。

基準を満たしていれば○、満たしていなければ×、満たしているのだけれども、こういう点はもう少しある程度改善とか、頑張してほしいというのがあれば○－、また「相応な状況」で、よくやっている場合は○、極めてよくやっている状況で、他の法科大学院の模範になるような取組を行っている場合は○＋、という意識で、評価作業のプロセスにおいて、評価委員の先生方に認識してもらい判断していただくと考えています。

（評価の効果と法曹養成教育との関わり）

さて、各法科大学院の自主的な改革に委ねて、レベルが上がるのが理想なのですが、下がった場合にはどうするかという点についてですが、結論的に言うと、それは社会がちゃんと見ていくのだろうと思います。これまで3回の試行経験を踏まえると、最初は、国立大学の評価でさえ、自分の研究業績あるいは教育の中身を自己点検評価させて、それをまた第三者が評価するのはとんでもないという下地から始まって、3回目ころには大分それが浸透してきて、かなりの自主的な改革が進んできているという状況にあり、それが法

人化にもつながっていったら、今はかなり頑張っていると思います。

法科大学院については私も制度設計にかかわった一人として、これで本当に法学部の先生方が、これで変わるのかということも大分言われました。当時、いろいろなシンポジウムに出席し、法学教育改革、大学改革を回りながらそれを強調して回りました。それを踏まえると、法学部の先生方は、かなり頑張っている実態があります。授業が終わっても、学生が教壇の前に来て教員を離さないということなどを聞いています。まさに黎明期で、良い教育、良いシステムを作ろうと頑張っていると思います。そういうことを、評価機関として後押ししていきたいと思っています。

あまりマイナーに考えるときりがありませんが、それでもだめな法科大学院については、それは市場がきちんと判断していくと思っています。ただ、評価機構としては、評価に関する情報をいろいろ集積して発信するポータルサイトの的な立場もとっていきたくて考えていますし、そういう情報を集めながら、各大学の教育改革につながる評価方法を提供していきたいと考えています。

法曹養成以外の人材養成に力を入れる法科大学院があればどうなるのかということですが、やはり3000人という養成枠がある以上、毎年6000人が卒業していくとなると、3000人が完全にあぶれるという状況に、数字的にはなります。司法試験制度がある以上は、そういうことになるわけです。機構としては、法科大学院で学んだ知識を生かして、法曹になればいいのですが、なれなかった場合でも、例えば法曹以外の隣接分野に入っていくことも評価していこうということで、評価基準をつくっています。

やはり、こんなに法科大学院ができるとは思っていなかったわけで、最初は国立大学が10校程度といったことで議論をしていたこともあります。規制緩和もあって、とにかくいい人材を養成する、きちんとしっかり教育を受けた人材ができるためには、ある程度の人数がいなくてできないことも事実で、その中で、きちんと社会が見ていくということだと思っています。

(法科大学院修了後の進路と認証評価)

法科大学院修了後の問題ですが、基準の中に、ある程度教育の目的の達成度については、司法試験だけではなくて、もちろんこれも見ることになっているのですが、基準要綱の5ページの1-1「教育目的」の、1-1-2に基準があり、「解釈指針1-1-2-1」に、「各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする」としており、しっかりやっているかどうかを評価したいと考えています。

法科大学院の目的は、あくまで法曹養成ですが、法科大学院で学んだ知識を生かして、どういう道に進んでいるのか、プロセスにおいて目的が達成されているのかどうかを、総合して見ていこうと考えています。かといって、司法試験の合格率を全く見ないということではありません。そういうことでは、この司法改革制度そのものが影響しているといってもいいかと思っています。基準の検討の最初の段階では、司法試験合格率、合格者数という文言が入っていましたが、議論の過程で、文言を入れると、司法試験だけに一生懸命力を入れてしまう法科大学院が出る恐れがあるということもあって、はずした経緯があります。

では、どのように学生を指導していくのかについては、学生の支援体制に関する基準が

ありますが、履修上の指導体制、生活支援について、キャリア支援について基準を設けています。どのようにやられているのか、ただ窓口を設けて、体制を組んだだけではなくて、それがどのように機能しているかという点を評価していただこうと考えています。公務員や研究者、あるいは企業法務とか税理士や弁理士、あとは隣接職業分野等ですが、学生は法曹になりたくて来ているわけですので、そこははずさないで、その上で、3回司法試験合格へのトライアルの機会がありますので、それを踏まえながら、きちんとしたキャリア支援をしていっていただきたいと考えています。

(地域の特殊性に対する評価上の配慮)

どういった評価をやるかについては、地域の特殊性を十分念頭に置く必要があります。当時、地域バランスが議論されたときは、司法試験の合格者は、大手5大学がほとんどを締めしてしまうのではないかとということがあり、5大学が入学定員を大幅に増やした場合には、全部そちらに行ってしまうと、地方にだれも来ないのではないかと。定員を少なくすれば、残りが地方に散らばるから、ある程度の学生を確保できるとか、そういうことを聞いたこともありました。けれども、今、地域の問題を処理できる法曹を養成するというので、地方の大学がある程度定員を抱えながら養成に取り組んでいます。制度の趣旨からいうと、ある程度うまく機能しているのではないかと私は思っています。

金沢大学を卒業した人が地方に出て行って、ホームドクター的な発想で訴訟実務にあたることもあると思います。ですから、そういう人材養成もある程度は必要でしょうし、中央にある大学でも、そういう人を養成して、地方にどんどん派遣してくるようなシステムができればと思っています。

機構としては、評価に当たっての留意点を二点挙げています。一つは、法科大学院設置の趣旨、各大学がお持ちの趣旨、歴史、伝統、規模、資源と人的あるいは物的条件、地理的条件等を考慮して、評価を実施するという点。もう一つは、競争的な環境の中で個性が輝く大学として一層発展するため、改善してほしいということで、いろいろな取り組みをされている特色をしっかりと見ながら、必ずしも成果は出ていなくても、努力の部分をしっかりと見て、評価していこうということをうたっています。そういう方向で評価を行い、法科大学院教育が良い方向に改革されていくことを期待したい。

(予備評価の実施)

予備評価の実施に関してですが、本評価は、修了者が出る平成19年度から実施すると思いますが、本評価の前に機構としても、初めての評価の経験でもありますので、法科大学院との評価方法等について、共通理解を得ながら、本評価に臨みたいと考えています。また、法科大学院におかれましても、果たして現在の教育活動等の取り組みが、本評価のときに評価に耐えるものなのか、あるいは本評価を受けるときまでに、今からどういうことをやっておく必要があるのか。あるいは、このままでいいのかという不安があるという声も聞きます。そのため、機構としては、法科大学院の求めに応じて、本評価に先立って予備評価を行うこととしています。予備評価については、現在の教育活動についてピアによる評価を受け、改善点等について、忌憚のない意見交換ができればと思っています。それを参考に改善点については本評価までに改善し、優れた点についてはさらに充実を図って、

本評価に安心して対処できるということを考えています。

また、予備評価については、基本的には本評価と同様な方法で行いますので、予備評価の結果を、本評価でも活用できるものがあれば、本評価での作業量が分散され、効率的な評価が行われるのではないかと考えています。したがって、各法科大学院もできるだけ早い時期に予備評価を受けられ、その結果を本評価の準備に有効に活用いただければと考えています。17年度に予備評価を受けられる法科大学院については、予備評価後も連絡を密にとりながら、本評価に向けて支援していきたいと考えています。

(より高質の評価システムの確立を目指して)

最後は、よりよい評価システムを目指してということです。本年1月28日に、中教審から「我が国の高等教育の将来像」という答申が公表されました。その中で、高等教育の質の向上の項目で、評価との関連において、「認証評価や自己点検評価の結果等によって明らかになった課題や情報が、適宜適切に社会や学習者に提供され、高等教育の質の維持向上のために活用されることが求められる」という指摘があります。これは大変重要な指摘で、やはりこの言葉を思うと、評価を行う側と評価を受ける側とが協働して作業にあたるのが、最も重要なことだと思います。とりわけ、評価委員の役割は重要だと考えています。

先日、アメリカのアクレディテーション・システムの現状を勉強しに行っている私ども機構の教員が、ある雑誌にレポートを載せていましたので、紹介させていただきます。アメリカのあるアクレディテーション団体が開催した、新人の評価委員のための勉強会での出来事です。勉強会で、スタッフの方が評価委員に対して、「皆さんは大学に潜入したCIAのエージェントではありません。大学の窓拭き係です。大学が中からも外からもよく見えるようにするのが皆さんの仕事です」と話されたことと記していました。大変示唆に富む話と感じています。機構がこれまで行ってきた試行的評価の中でも、「なぜあら探しや重箱の隅をつつくような指摘をするのか」と言われることを経験してきましたが、決してそういうことがあってはならないと考えています。

また、答申では、「評価で質の向上を図るためには、評価方法や評価基準の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや、適正さを担保するため仕組みを整えることが今後の重要な課題になる」という指摘もされています。

教育サービスのボーダーレス化が言われています。国際的な動きを見ますと、ユネスコ、OECDのような国際機関では、高等教育の質の保証に関する指針を作成しようとする動きが、現在始まっています。

また、ヨーロッパでも、1999年の「ボローニャ宣言」が出されたことを契機として、2003年現在で40か国が署名されているそうですが、2010年までに、「欧州高等教育圏」の建設を目指して、圏内の学位の相互承認や、単位互換の推進などが行われて、高等教育の質保証と制度の共通化を目指した取り組みが進んでいると言われていています。したがって、そういうことを考えますと、認証評価は今始まったばかりですが、その評価の質を向上させる取り組みが、これから急務ではないかと考えています。

このため機構としても、大学情報の評価の応用に関する調査研究と、国際的通用力を持つ大学評価システムの形成に係る調査研究の、二つの調査研究を立ち上げて検討していま

す。報告書が出たら、それを活用しながら、より良い評価システムの構築を目指して努力していきたいと考えています。また、評価の国際通用性ということから、これまで機構が取り組んできた試行的評価の結果や、評価情報、認証評価基準等について、英訳版を作成し国外に情報を発信していきたいと考えており、現在、その検討も進めているところです。

以上、現在の機構としての考え、取り組みの状況を報告させていただきました。

第2報告

「法曹養成のあり方と法科大学院認証評価」

由岐 和広（弁護士、日弁連法務研究財団認証評価事業部事務局長）

（日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価の特質）

本研究財団の第三者評価事業の事務局長をさせていただいています由岐と申します。先ほど飯田から、すでに法務研究財団の第三者評価の概要を述べさせていただき、今の馬場さんの意見を聞いて、大きな枠組みとしては、同じ方向を目指しているという感じを持っています。しかし、いちばん重要なことは、実は、我々は法曹養成からこの第三者評価に入ってきました。どちらかという、二つの団体は第三者評価から、この法科大学院問題にアクセスしてきたという、大きな違いがあるとおもいます。その結果、組織的、あるいは評価システムの概要については同一でも、恐らくその内容に大きな違いが出てくるのではないかと思っています。そこで私のほうから、逆にこの財団にはどういう特徴があるのかに絞って話をさせていただきます。

まず、法科大学院評価は、「法科大学院評価として完結してはならない」という考え方を持っています。確かに、法科大学院は法曹養成の中核ですが、法科大学院教育をめぐる、例えば司法試験制度、司法修習制度に対しても、評価・検討をしていかなければいけないと思います。例えば、法科大学院がよい教育をして、司法試験の合格率が低ければ、それは司法試験が悪いのだと、提言していかなければいけません。残念ながら、今、法科大学院は黎明期であるがゆえに、そう主張する勇気がない大学院もあるので、我々はそれをサポートしていくのだという、強い気概を持っているつもりです。もちろん、司法試験がよくて、法科大学院が良いにもかかわらず、いい法曹ができなければ、その後のシステム、具体的には司法修習・研修が悪い。これらについても是正を求めることも我々の任務だと思っています。第三者評価機関は単に評価大学院だけの評価にとどまらない、もっと大きな法曹養成全体に対する評価機関であるという位置づけを、私どもはしています。

二つめは、馬場さんのところと一緒にですが、あくまでも大学が主体である。やはり、学問研究の自由は、我々にとって重要な課題だと思っています。しかし、それがゆえに自己閉塞的な大学システムができあがって社会的評価を受けないなら、我々が社会的評価をサポートしよう。つまり、我々、職能団体である弁護士会が中心に第三者評価を行うことであることは否定できない事実で、むしろ我々は法科大学院を支援し、我々の後継者を養成してもらおうという形で社会にアピールする存在として、果たして純粋なピア・レビューでいいのかという疑問も持っています。

次が、我々が何度も何度も言っていることですが、現状、法科大学院は黎明期です。安定期ならば、恐らくアメリカのような評価制度でいいのかもしれませんが、始まったばかり故柔軟性があるがゆえに、へまをすれば悪い方向に向かってしまう恐れも、法科大学院はあります。これを、私どもは何校かトライアルをして、せつかく法科大学院が

いい方向に向いて動いているにもかかわらず、悪魔の手みたいなものがどこからか伸びてきています。それは、予備校や受験団体、あるいは法科大学院自体が司法試験の予備校となってしまう自体すら考えられるのです。法科大学院は本当にいい法曹養成機関であってほしい。それがゆえに、やはり我々としては、黎明期に我々が活動する場が多いのではないかということで、本研究財団は第三者評価の実績がないにもかかわらず、このようなシステムを立ち上げた次第です。

我々評価機関ができることは情報の提供です。つまり、今法律家、社会に要請される法曹は、どのような能力が必要とされるのかということです。これについて大学に情報提供をしたい。さらに対話を重視していきたい、つまり、今まで職業団体である我々と法学部は、法学部の先生ならすぐ分かるのですが、全くといっていいほど対話がありませんでした。同じ法律学を対象とするにもかかわらず、実務家と大学の研究者は、全く隔絶した社会にいました。私が、この問題に取り組んだとき、そもそも研究者と我々との間で会話が通じないのです。そういう事態は、すでに5年を経過して直っていきましたが、これからも継続的に法曹の情報を与えるシステムとして、この第三者評価機関が重要であるという認識を、私どもは共通の理解として持っています。したがって、この第三者評価の位置づけが、単に大学評価だけではなく、法曹養成の中での法科大学院に対する評価を位置づけたい。このような発想の違いがあると思います。

(法曹養成と法科大学院のあり方)

ところで、実は私が法科大学院問題にかかわったのは、7～8年前です。恐らく法科大学院ができたことによって、法学部はリベラルアーツを行うか学部としては成立しなくなるであろうと、ドラスティックに、先ほども出た合田さんは言っていました。僕も、将来的にはそうなる可能性があるのかと思っています。アメリカでは、基本的に法学部はありませんから、先ほど飯田が、むしろ他学部を出た人ほうが良いと言いましたが、私もいろいろな知識を持った人が法律学をやるのが、法律ばかり7年間やるよりはよほどいいかと思っています。

法曹以外の養成についてですが、本来、専門職大学院は法曹養成を目的とします。しかも、法学部は、法曹養成を放棄してしまっています。法的知識がある人を養成するという命題を建てても、例えば行政法の授業で1年間、監獄法ばかりやっている先生がおられたり、自分が研究した特殊な分野を講義する法学部の教授がいました。つまり、それは法学部の「教育」的にいえば墮落であり、よくないところなので、法科大学院がそうなるのは困りますので一応、現在は法曹養成を目的とさせていただく。将来的に改革が必要という中に、この法科大学院の教育目的が変わる可能性はあると思います。今は黎明期だから、それこそ必死になって、法曹養成を目指していただきます。そして、私はその中で新しい展開は、必ずどこかで出てくると思っています。

また、私ども認証評価の関係で言うと、実は地方の大学のほうが、純粹に法曹養成を目指していただいているのではないかという印象を持っています。東京などは、い

ろいろな情報が入るために、学生が右往左往していて、予備校へ行って、ダブルスクールをやらなければいけないのかと、まじめに聞いてくる学生もいます。つまり、そういう意味では、地方のほうがいい法曹養成をさせていただいているのではないかと考えています。

二足のわらじをはくようでも申しわけないのですが、まさに、私も地域バランスということは、昨年まで日弁連の法科大学院センターの事務局長をやっていたときも意識しました。例えば、島根や、沖縄等も作っていただきました。岡山にも金沢にもできたのは本当に喜ばしいことで、我々としては、地方に法曹養成機関が散らばることが理想ですし、第三者評価機関においても、地域に密着した法曹ということで、単位弁護士会に、それを支援していくようお願いしています。

認証評価の関係では、クリニックとか、エクスターン（シップ）に積極的に取り組むところを、我々は高く評価しようという形で、認証評価の中にいれています。お答えになっているかどうか分かりませんが、できるだけ地方に頑張ってください。問題は経済的な問題と、私は岡山の話も聞いていますので、ぜひみなで力を合わせて後継者養成をやっていきたいと思っています。

ところで、私ども法科大学院はプロフェッショナルスクールだと思っています。単に実務のスキルを教えるだけではなく、プロフェッショナルとしての法曹を育てなければいけません。そういう意味で、研究能力のある実務家を育てるのが、ロースクールの最も重要な点だと認識しています。

そこで、我々の評価基準で言うと、評価基準3-2-1「教員の担当する授業時間が、十分な準備をすることができるものであること」、これは教育の面で必要です。雑用を減らすために、教員の授業やその準備等を支援する仕組み、体制が用意されていることが必要とされています。評価基準3-2-3「教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること」は、法科大学院にとって私は重要な要素だと思っています。このことは共通の理解として、単に技術、法の実務を教えるだけではなく、学問と実務の乖離を回避する意味でも、学問に裏打ちされた実務を教えるためにも、研究者や実務家に、大学で研究活動する時間に配慮してほしい。それがこの基準の中に現れています。

卒業後の指導ですが、アメリカでも司法試験のための受験訓練をするのですが、それは単位に入れないというルールがあります。これを真正面から認めれば、また予備校のようなものを肯定することになるので、ここが難しいのです。先ほど馬場さんから指摘のあった企業法務という抽象的なことですが、我々もこれを言わざるをえません。ここまでが評価機関で、私個人ではどうなのかというと、平成22年には3000となっていますが、もし法科大学院の教育が本当に充実し、多くの人が法曹になるなら、その3000は通過点だと思っています。これは評価機関としての意見ではなく、私の意見ですから、ここだけは誤解しないでください。

やはり、多くの人に法曹を目指してもらうことは、私たちにとってはうれしいことですし、それだけ社会の人たちが評価してくれていることだと思えます。そして、そ

の人たちが本当に優秀ならば、私たちはもっと多くの法曹を受け入れるべきだと、私自身は思っています。それこそがいちばん重要なことであって、小手先のノウハウや知識を勉強させることが重要だとは、私は思いません。

（トライアル評価の経験）

私は、3校のトライアルに立ち合いましたが、我々弁護士というのは、私でもけっこうですが、遠慮会釈なしに意見をいうものです。大学側からも遠慮会釈のない批判が我々に寄せられています。私は、いい意味での緊張感がなければ、絶対この第三者評価は成功しないと思っています。もし、我々が大学に遠慮をしたら、これは評価制度の死滅であり、大学は社会的要請を放棄する、一つの大きな理由になると思っています。我々はシビアに、かつ、よい意味での緊張関係を持ってやっていかなければいけないと思っています。

結論的に言えば、3校を見て、法科大学院が如何に努力しているか分かります。もちろん始めたばかりなので、高い評価などは差し上げられないかもしれませんが、それぞれが必死になって努力しています。私どもはその3校に対して敬意を払うと同時に、私たちはそれを支援していきたい。ある意味で、弁護士会として各単位会にお願いして、そのように積極的にFD活動を試みている大学を、支援していかなければならないと考えています。金沢大学も、恐らくその趣旨から、このコンファレンスを催しているのだと思います。こういう形で法科大学院が社会に対して積極的にアピールしていくことを、私は重要だと思っています。

（日弁連法務研究財団と評価委員の関係）

先ほど馬場さんから評価委員の問題が出されました。評価委員研修が重要なことは、我々が評価委員研修を5回にわたって行った経験からも明らかです。短期間ですが、すでに130名のかたに登録していただいています。200名以上の方が、評価委員として参加していただけると、私は思っています。さらに300人ぐらいになってしまう可能性もありますが、このように、熱心な人たちに支えられた法科大学院が、いい方向に回るようにしたい。しかも、私どもは、決して法科大学院だけが評価の対象ではなくて、実は私ども弁護士も社会からの評価にさらされています。そういう意味では、企業や一般有識者にも、我々自身ならびに大学の現状を、見てもらう機会を作っていかなければならないのではないかという議論をしており、この評価委員あるいはオブザーバーになるかもしれませんが、企業法務にかかわっている人たちにも入っていただくシステムづくりも、今後検討していきたいと思っています。

（総合評価と分野別評価）

また、我々の評価は総合評価ではなく、分野別評価としています。その理由は、評価は大学に序列をつけることが目的ではありません。目的は、その大学の特徴をもっと引き出すことです。弁護士もこれからの時代は、多様な弁護士が養成されなければ

ならないと思っています。専門的な弁護士はもとより、例えば、私は「窓口を担当する弁護士」と言っていますが、いろいろな問題をクライアントと話し合い、それを専門家に振り分ける弁護士のような、多様な弁護士がこれから養成されてくると思います。多様な弁護士に応じた法科大学院も、多様なものでなければいけません。これは、恐らく日弁連や、第三者評価事業に携っている人たちの共通の理解です。したがって、この分野別評価は、その大学が何をやりたいのかをきちんと把握し、それらについて評価することが重要だと思っています。

分野別評価は九つの分野に分けて、これについて多段階評価を行います。法科大学院の評価は、情報公開が前提ですので、この評価については公表するという前提にたっています。A+、A、B、C、Dという判定を行います。もちろん、評価項目によっては適否しかできないものもあります。トライアル評価は、大学から公表するのは自由ですが、我々のほうからは公表しません。本番は、私どもはこれを公表します。しかも分野別の評価を公表します。

「A+」は、取り組みが卓抜している、あるいは卓越した効果が期待できる場合は「A+」です。

「A」は取り組みのサイクルが軌道に乗っている、継続的に改善がされる場合が相当の角度で期待される場合です。

取り組みのサイクルが構築されている、または法科大学院としての取り組みとなっている。法科大学院全体の取り組みになっているが「B」。

「C」は当該評価基準の目的を的確に理解し、その達成に向けた組織的な取り組みがなされている。まだ全体的ではないけれども、組織的な取り組みがなされていれば「C」。

「D」は取り組みがなされていない。これは不適、いけないということです。

我々、評価機関の役割として、いいものをよく、そして大学自身が改善していった頂くのが我々の願いです。しかし、我々が一生懸命改善をしてもだめな場合は、退場していただくしかないと考えています。それはドラスティックに「不適」ということもありうると思います。現実にはそういうことがあるのかは、私どももまだ経験していませんので分かりませんが、そのときこそ勇気を持って、あなたの法科大学院は不適です、と言う勇気を持ちたいと思っています。

(対話重視と定性評価)

さらにソフトの問題です。幾らペーパーで判定基準を作って、評価をそのとおりにやっても、恐らくそのとおりにうまく行きません。自己点検評価報告書は、やはり形容詞が多く、飾り言葉が多い。実際に会って、この意味を聞いて、お互いがお互いを批判し合い、理解し合い、そこで初めて第三者評価がうまくいくのではないかと。アメリカでは、そういう対話はむしろ回避することによって、公正性を維持する。これに反するように、我々が対話を重視するのは、黎明期ゆえです。今、評価のための評価は必要なくて、評価は法科大学院を充実させるためのものです。法科大学院が、自ら改

革の提言やサポートをする機関として、我々は動いていかなければいけないと思っています。

そのためにも、定量評価より難しいのですが、教育評価・定性評価を重視していこうという考えです。定量評価は、例えば教員割合15対1などという法令基準がありますが、このことも重要ですがもっと重要なものは教育そのものだと思っています。もちろん、これは評価として難しいことも承知しています。あるいは主観的要素が入り込むのではないか。しかし、最後は大学を信用しますが、教育そのものの評価こそ現在我々に求められている評価なのではないでしょうか。これは絶対に、我々がやらなくてはいけないことだと思っています。我々、特に外の間人というか、私は弁護士ですから、最後は大学と議論し、大学に教育を任せるという勇気を持たなければ、行き過ぎた干渉になります。必ず評価委員の先生がたにお願いしているのは、行き過ぎた干渉だけはやめてほしい。大学は大学の工夫をして、大学が自己改革を遂げるようなシステムが最もいいのだと。我々はどうも過度の干渉をしすぎるところがある。それは、むしろ大学側から批判してほしいし、私もその点は注意するつもりです。やはり、評価の客観性と法科大学院の支援が、大きなテーマとして我々に課されている問題であることは認識しています。

さらに、法科大学院の第三者評価は、極端に聞こえますが、私は、評価するだけだったらあまり意味がないと思っています。むしろ、法曹養成に関する提言をしていきます。これは私がよく出す例ですが、アメリカで若い弁護士たちに文書作成能力がないという批判が社会的に出てきたとき、ABAの基準が単位を1単位から2単位に引き上げました。そういう形で、私どもは情報提供をして大学と話し合いながら、例えば評価基準の改定は、日進月歩と行って良いのでしょうか、不断にやっています。大学が、この評価基準はおかしいのではないかと行ったときはきちんと議論して、我々がおかしいと判断したときは、我々は判定基準や評価基準を変えていく勇気だけは、常に持っていなければならないと思っています。

いずれにしても結論的に、先ほど馬場さんが言われたように、評価は、評価を受ける側とする側の共同作業である。この言葉は非常に含蓄があって、これからの法科大学院の発展のためには必要だと思っています。

第3報告

「法科大学院制度の成立と法曹養成教育」

田島純蔵（金沢大学大学院法務研究科教授・弁護士）

（法科大学院制度成立の背景）

私は弁護士ですが、金沢大学法務研究科で民事総合演習ⅠとⅡを、3年生に卒業の前の1年間を教えることになっています。今日のパネル2では、皆さんトライアル評価を受けた人たちの報告があるのですが、金沢大学はまだ受けていません。受ける前の立場という意見もあっていいのではないかとということで、お話しさせていただきます。

専門職大学院の将来と認証評価ですが、法科大学院はでき方において違いがあったということで、専門職大学院としても、認証評価といっても違いがあると思ひ、その辺を少し考えてみたいと思います。なぜかという、司法改革の一環としてできたということで、ここは全く違います。では、なぜ司法改革なのかを考えることによって、どういう弁護士、法曹を養成したらいいのかということが出てくると思ひます。昔の今から20年以上も前の裁判所はどうだったかという、一人の裁判官が約200～250件の民事事件を抱えていました。10時から30分、1時から30分の間に20～30件も弁論をします。その弁論をやる場で何を言っていたか。「訴状のとおりです」「準備書面のとおりです」だけで、実際上の内容の話は、そこではあまりなされません。それで、毎月1回そういう弁論が入ってきて、和解ができればいいのですが、そうでないと証人尋問や当事者本人尋問などの人証の証拠調べをします。そうすると、なかなか尋問期日が入りません。2か月、3か月先などというのは常識でした。しかも、1人に主尋問を聞いたら、反対尋問は次回という具合になっていたの、非常に時間がかかりました。大体、1審で判決までに2年ぐらにかかるとはざらでした。

ところが、これではいけない。なぜそうやってきたかという、結局、裁判や訴訟をする人は一部の人で、通常の人には裁判などはしませんでした。ですから、2割司法ともいわれましたが、いわば事前の規制です。事前の規制でそういう紛争を起こさないことも、行政官庁などの指導によって、事が処理されていきました。それは先ほどの大学の評価の話と一緒に。これが競争原理になって、事前の規制はやめましょうということになりました。

そうすると、事後の規制でルールを作って、社会をきちんと維持していこうとなると、法曹、法律家の役目が非常に重要だと。そしてそういう場面は非常に増えてくるということです。そうすると、弁護士の数、法曹の数が足りないことになり、それで毎年3000人ぐらゐの法律家を育てていこうという話になるわけです。ところが、現行司法試験で増やして450人だったのが、700人、1000人と増えてきたわけですが、1000人ぐらゐになると「これは待て」と。非常に裁判官や指導する弁護士が、これでは非常にひどい人が入ってくるという意見が出てきました。そういうことで、点としての司法試験から、課程（プロセス）としての法科大学院となりました。そのプロセスの中で、きちんと法曹として育成していき、それで社会に出していこうという要請が働いてきたということだと思ひます。

（法科大学院に求められる法曹養成機能）

では、法科大学院は、どういふことをしなくてはいけないのか。法科大学院の卒業程度で求められている能力は、司法研修所の前期を修了した程度だといひます。結局、司法研修所へ行きますと、実務修習があります。民事裁判、刑事裁判、弁護事務所、検察修習などの現場に行ったとき、そういうものをきちんと習得できる基礎的な力を、法科大学院でつけようといふことです。

ですから、大学教育だけで終わって司法試験に受かって、それから研修所の前期修習で初めて、要件事実と証拠の見方、事実認定教育が行われた。その部分が欠けていました。要件事実教育は大学では行われませんでした。証拠の評価、事件ごとに無限に証拠があるわけではありません。それをどう評価するかといふ、事実認定教育が抜け落ちていました。そういうところをきちんと補っていくことが大事だと。このような司法研修所の前期や後期は、先輩の裁判官や法曹関係者からバトンタッチで教えられ、育てられてきました。そういうものを後身、若い人たちにバトンタッチしていかなければいけません。これが一つの法科大学院の使命だと思ひます。

関連して、日本の法律はなかなか変わりませんでした。民事保全法が改正され、民事執行法が改正され、民事訴訟法が改正されたといふことで、製造物責任法もでき、それから消費者契約法、実質上民法総則の改正です。そのように、今は法律もどんどん変わっていく時代になってきています。「新しい酒は、新しい皮袋に入れなさい」といふ言葉がありますが、その意味では、新しい司法制度を担う人たちを育てていかなければいけません。

では、どうやって育てていけばいいのかといふことで、認証との関係も出てきます。先ほどから「黎明期」といふ言葉が何度も使われ、黎明期は混沌としています。決まったものが、まだでき上がっているわけではない。そういう中で、みんなでそういう経験などを生かして、より法曹をきちんと育成できる大学院に育て上げていかなければいけません。ですから、先ほどからの話でありがたいのですが、評価といつても、切り捨てられるような評価ではなく、情報を生かして、悪いところがあれば正して、結果としていい法科大学院を作り上げていきたい。我々教官等も、そういう気持ちで学生に接して、作っていきたいと思ひています。

（「金沢大学法科大学院」の法曹養成教育）

金沢大学法科大学院について、少しふれたいと思ひます。そういう個性があったほうがいいといふ話がありました。いろいろなバラエティのある法科大学院があり、法曹が誕生していいといふ話がありました。金沢大学法科大学院の目標の、特徴の一つに、地域社会に根ざした法曹養成が掲げられています。これは北陸三県をまたがる弁護士会などの協力をいただいて、北陸にその地をかまえています。こういう地にあつて、地域に根ざした法曹を作り、育てていただきたいといふことです。これは誤解されるのですが、パンフレットに「地域に根ざした」と書かれていますと、これから受けようとする人が、「金沢で弁護士をやらなければいけないのですか」「裁判官や検事への任官もできないのですか」といふ質問もあるのですが、決してそういうことではありません。やはり、オールラウンドな力をつけていただいて、ホームドクター的な弁護士を目指しましょうといふことです。

こういふと、ホームドクター的といふだけで終わってしまうようにも思われるかもしれませんが、これは大事なことで、オールラウンドな力といふのは、基本的な力なのです。

基本的な事件を、きちんと処理できることが、どんな専門的な法律家になるにしても、必須の条件だと思います。そういう点から言うと、金沢大学がこういう地域社会に根ざした法曹を養成しようというのは、明日のあるべき社会に法曹を育てていくということでは、非常にいい目標だと思っています。

金沢大学の法科大学院は、学生数が40名で、これが特徴的だと思います。ですから、演習的な講座では20名・20名で教えます。私の場合、民事総合演習Ⅰ、Ⅱは、今年の4月から始まります。そういう意味では、まだ教育経験がないことにもなってしまいますが、生徒からの要望があり、アンケート等をとって、6月から自主講座をやっています。大体17～18人のかたが加わってくれているのですが、全くの自主で、こちらが答案を見て、問題を出して、答案を書いてくる人は書いてくる。そうすると、こちらがそれに手を入れてあげます。そういう自主講座を行っているわけです。壇の上から講義をして最後に試験をするというだけではなく、きめ細かく見てやることも必要ではないか。

変に、中途半端に勉強して、予備校に浸かってしまっていて、定型的な言葉しか使えない人もいます。すると、私は「これは必要ない」と指摘してやります。2回、3回となかなか直りませんが、私のほうでいいと思った答案を、参考答案でこのほうがいいというのを、皆さんに付けてあげます。そうすると、そうになっていた人が、突然いい答案を書き出すこともあります。

既修者や未修者の人でも、非常に筋がいい。ゼロから出発して、今これだけの内容が書けると、この人は伸びていくという力や可能性を持っていることも分かります。そのような個別的な、きめ細かい指導も非常に大事です。司法研修所では、我々は教官からきめ細かい指導を受けてきているわけです。ですから、法科大学院でも、そういうものを学生たちと一緒に作り上げていきたいと思っています。

第4報告

「志願者動向から見た法科大学院・法学部の今後」

足立寛（ベネッセ・進研アド『ビトウィーン』編集長）

（はじめに）

進研アドBetween編集部の足立です。進研アドはベネッセコーポレーションのグループ会社で、ベネッセは、進研ゼミや進研模試でご存知の教育産業の会社です。ただ、司法試験予備校は経営していません。Betweenは、様々な大学改革のテーマを扱う専門誌です。法曹関係の専門誌でもないの、正直言って、私自身は法科大学院の教育の中身についてはまったくの門外漢です。ただ逆に、だからこそ、今日は外野から見た法科大学院、そして法学部についてお話をさせていただきたいと思います。特に法学部については入試結果データもご紹介させていただきながら、皆さんからご指摘やご意見をいただければと思っています。

（法科大学院の志願者・合格者の状況と法学部）

今日私が用意させていただいたのは資料番号5と6です。資料5については、4年制大学の2005年度入試の志願者の分析資料です。すべての学部系統の説明と、後のほうは法学部だけを抽出した志願者データを出しています。現段階で判明している一般入試の大学の志願状況をまとめています。

資料6は、法科大学院の志願状況と合格者状況の一覧で、こちらは、1月26日現在で判明しているものだけを掲載しています。法科大学院はまだ二次募集等をしているので、この数字もまだ途中経過で、最終のものではありません。ホームページ等からの数値をまとめたものです。これらから大きな流れだけ少しご紹介したいと思います。

大学入試センターの適性試験の本試験ですが、昨年の受験者数は2万1344人でした。初年度は2万8340人で、6996人減少しました。これは割合にして25%程度の減少です。このため、各法科大学院でも志願者数の減少は大きいものでした。資料6をご覧くださいてもおわかりのとおり、法科大学院の志願者の相当数が、2年目に入って激減に近い状況になっていることは、否めないと思います。集計時点では、二次募集や後期日程などでまだまだ増える可能性はありますが、それにしても相当減っていることは間違いない。

この理由は、10月に法務省の試案で、初年次の新司法試験の合格率が34%、そのあとは22、20%に減っていくと報道されたことが影響したといわれています。ごく最近、その数値は4割、5割という形に訂正されましたが、当初の予定からは大きく減ったことはまちがいありません。ただ、文科省の専門職大学院の担当者に聞きますと、実際には報道前の適性検査の実施段階から受験者が減っているので、このような報道による敬遠が理由ではないと言われました。減少の最も大きな理由は、法曹への志望の堅い層が1年目に殺到したからで、2年目はその反動が出たのにすぎないということでした。減少した理由はどうであれ、合格率がこれほど低くなることははっきりしてくると、来年度以降も志願者の減少につながっていくことは否めないと思います。

今後すべての法科大学院の新司法試験の合格率が4割になるかという、そうではあり

ません。ある法科大学院は7割から8割合格、もっと合格するかもしれません。しかし、ある法科大学院になると、1割にも満たない。ひょっとすると1人も合格しない法科大学院も出てくるでしょう。好むと好まざるとにもかかわらず、新司法試験の結果によって法科大学院の序列化がはっきりしてきます。

合格実績が挙げられない法科大学院は、翌年から志願者が集まらなくなり、その状態が続けば、当然閉鎖の憂き目にあってしまいます。場合によっては、それは法科大学院の存続だけの問題に留まらず、学校法人全体の存続にも大きくかかわってくる可能性も大いにあります。私自身は、そのことを大変危惧しています。

こういう状況の中で、もう一つ注目したいのは、この法科大学院の志願者の多くを下支えする法学部の人気がどうなのかということです。18歳人口が減っています。どれぐらい減っているのかというと、資料5の〈第1表〉を見ていただくと、05年度入試で「私立大・計」と書いていまして、右下に「指数」が97.4とあります。去年の指数を100とすると、今年は、私立大学は全体でほぼ3%程度志願者が減っているわけです。この3%減は受験人口の自然減の割合です。ですので、それ以上の割合で減っているかどうかという基準で見えていったときに、学部・学科の人気不人気ははっきりしてきます。

〈第3表〉は、私立大学の学部系統別志願者増減表です。最終の集計数字ではありませんが、一般入試の志願者はほぼ網羅しています。法学部は、今年は21万2371人の志願者、去年は23万2431人ですから、約2万人も減っています。指数は91.4で約9%も減っています。法学部の人気が確実になくなってきています。これは、かつては考えられなかったことです。

分析の文章には、「法学部を中心にまとめた。昨年ロースクールが新設され、法学部の新しい未来像が示されたことから、法学部に対する受験生の関心が高まっていくかと思われたが、今回の集計を見ると意外に志願者数の減少幅が大きい。それはロースクールの入学状況や卒業後の新司法試験の競争率予測などが、受験生が考えていたより厳しいことが分かったからであろう。そのような状況下で、法学部卒業後2～3年のロースクールの勉学に耐えるか。ロースクールに進学しなかった者の就職はどうなるのか、法学志望者にはかえって不透明な部分が多くなる結果となってしまった。それを反映しての敬遠傾向といえるかもしれない。中央大、早大、慶大、明治大、法政大、日本大など、大規模校の法学部が軒並み志願者を減らしている」と書かれています。

〈第4表〉の国公立・計の指数は94.9で、私立より減少幅は大きい。全体で約5%減っているわけですが、その中で学部系統別にどうなのかというと、〈第6表〉の「法・政治」は91という指数で、やはり約9%もダウンしており、私立大学同様に不人気傾向となっています。では、法学部志望をやめて一体どこへ行ってしまったのかということですが、大体の流れとしては、政策・行政、社会・社会福祉のあたりの学部の流れに流れてしまっています。

資料5では、大学別にも法学部系統の志願者数の増減を掲載しています。04年度と05年度を見比べていただきますと、どこの大学も法学部系統が相当数減っています。このように、法科大学院を下支えしていくべき法学部で、今このような現象が起こってきています。

普通、入試といいますと、ある年に志願者が大きく減ると、「揺り戻し現象」と称して、翌年は穴場と見た受験生が殺到し、また増えるということが起きますが、法学部に関しては、このゆり戻し現象が起きず、2年続きで志願者が大きく現象しました。04年度入試

で減少した理由は、どの大学も法科大学院を作る一方、国公立大学を中心に法学部の募集定員をかなり減らしたために敬遠傾向が顕著に出たからです。05年度入試でも減ってしまったのは、法学部自体の不人気傾向が定着してしまったことを示しています。

（法学部の今後）

法科大学院は未修者枠で法学部以外の卒業生も受け入れるので、何も法曹を目指すのに法学部出身である必要がないということになってきます。ある一部上場企業の方にお聞きすると、今後、企業としての専属契約として弁護士を迎え入れる場合も、学部段階では何も法学部でなくてもいい、むしろ教養系あるいは経済学部や政策系の学部を出ている方が、様々な学びを経験している分だけ、人間的にも魅力があって、望ましいのではないかと言われていました。しかしそうなればますます法学部の存在性が問われるようになるだろうと思います。

法学部に入るリスクも増大します。例えば自分の大学に法科大学院があっても、法学部出身だからといって、そこに入学できるとは限らない。むしろ優秀な学生を法科大学院に入れるために、学外から取ることになってきますと、学内の法学部生はスピンアウトされてしまう可能性もあります。

私はある法学部の先生から、今後、法学部は大体三つぐらいの方向性に分かれていくのではないかとのご指摘を受けました。一つは、法科大学院にしっかり入れさせることを目的に、法曹教育をしっかり行う法学部です。旧帝大を中心とする国立大学はまさにこの方式をとっています。2004年度入試で募集枠を大幅に減らしたのも、法科大学院に入学できるだけの学力を持った学生だけを入学させたかったためだと私は思います。

二つめは、法学部の中に政治学科などの学科も併設している法学部が多いわけですが、そのような政策系の学科の教育機能を強化させて、法的な視点に立ったリベラルアーツ教育を行っていく。そういう法学部が出てくるだろうと思います。三つ目は、かつての教養部のように、法学部自体を発展的に解消してしまうケースです。法学部の先生方は他学部に分属されることになります。例えば経済法は経済学科へ、法哲学は哲学科へということなのです。

（法学部の運営と法学部改革）

いろいろなことを申し上げてしまいましたが、要は法科大学院の存続は、法学部の改革とセットで考えていかないといけないということが申し上げたかったのです。法科大学院の運用経費の大半は、その大学の学部生が出しています。自分の大学の法学部に魅力がなくて、どうして魅力ある法科大学院が運営できるでしょうか。

そのためには、広報のあり方ももっと考えていくべきです。もっと社会全体に関心を持ってもらって、法学部も含めた法科大学院の未来をもっと希望ある明るいものにして、受験生を逃がさない工夫が必要だと思います。

私はこのままだと、法科大学院は市場での淘汰が進む可能性が非常に高いと思っています。私は、これからの法科大学院は、新司法試験に合格させるだけを目的にするのではなく、法曹界以外も視野に入れ、法的知識を持ったリーダー養成機関としての役割を担っていく法科大学院もあっていいと思っています。

(法学部、法科大学院の課題)

とはいえ、法律学科の先生などは、プライドが高い人がとくに多くて、政策系の観点も入れてもっとグローバルな視点で法学部を改革しようとしてもなかなか賛同しないという話を聞いたことがあります。しかし、法科大学院が出来て、法学部に対する社会や受験生のニーズは変わってきています。もともと法学部はアメリカの大学にはなかったわけで、法科大学院はアメリカ型のプロフェッショナルスクールであるロースクールの制度を日本に後から導入したものであることは周知の事実です。これまでなじんできた日本型の制度を変えないまま、アメリカ型の制度を後から導入したことで矛盾が起こってくるのは当然だと思います。

ただ、一つ忘れてはいけないと思うのは、法科大学院の運営資金はどこから出ているのかといったについて、当事者の人たちはもっと認識すべきです。法科大学院に入る学生納付金だけではまったくの赤字で、今は補助金という国民の税金を投下しているのが実情です。そのうえ、法学部だけではなく、学部生の納付金も相当額が使われているはずで、そうすると、時代のニーズに合わないからといって法学部はつぶれてもいいという話にはなりません。法科大学院についても、各大学は莫大なお金をかけて施設・設備を整え、法科大学院を作ってしまったわけですから、受験生が集まらないといって簡単にやめるわけにもいきません。これは本当に学校法人全体で考えていかなければいけない重要な問題だと思っています。

もう一つ私が思ったのは、法曹やロースクールの魅力についてのもっとうまい広報を、社会人や法学部を出ていない受験生に対してできないものではないのでしょうか。例えば、今年、文科省が「専門職大学院形成支援プログラム」という競争型の教育コンペを行いました。法科大学院は96件申請があつて、選定されたのは48件と半分も選定されました。それはきっと世間に対して、うちの法科大学院はこんなにいい教育を始めていますとアピールしてくださいという意味も込めて、多分これだけ多く選ばれたのだらうと、私は外野から思うのです。

しかし、どの大学もホームページを覗いてみると、アピールしている中身は、当事者しか分からないリーガルクリニック、エクスターンシップなどの専門用語のオンパレードです。そんな言葉を書き並べて、うちの法科大学院はこんなにいい教育をしていると宣伝しても自己満足の世界でしかありません。もっと分かりやすく法曹の魅力やロースクールの教育の魅力を伝えていかなければ、潜在的なニーズすら生まれてこないという気がします。

パネル1 ディスカッション司会者としての感想

前田早苗（大学基準協会評価・研究部長）

司会者をやらせていただいたの率直な感想は、とにかく難しかったという一言に尽きます。

その理由は、まず第一に、パネルのテーマが「専門職大学院としての法科大学院教育のあり方」であるにもかかわらず、そのパネリストの顔ぶれが、つまり4人のうちふたりまでが（そして司会者である筆者も）、評価機関のスタッフであったことです。このテーマとパネリストのアンバランスさが、現在の法科大学院の状況をよくあらわしています。

これには、法科大学院とその認証評価が同時に法制化されたために、法科大学院の教育の成果である修了者の進路までも含めて十分に自己点検・評価を行い、その結果を評価するには、どうしても5年以上かかるはずなのに、法科大学院には発足から5年以内に認証評価を受けることが義務付けられてしまったという事情がからんでいます。十分な成果を挙げてから評価を受けることが許されないことが、評価機関が法科大学院教育のあり方に深く関与しなければならない要因になっているのです。もちろん評価機関は評価だけやっていたらよいわけではありません。評価を通じて、質の保証を担保するだけでなく、質の向上を支援することが評価機関の重要な目的です。そのことは認証評価機関のふたりのパネリストも強調しておられました。

第二に、法科大学院と認証評価機関の置かれているもうひとつの困難な状況が、司法試験の合格率の問題に焦点化されてしまうという点です。法科大学院がどんなによい教育をしても、認証評価機関がどれだけ厳格な評価を行っても、社会の関心は司法試験の合格率のみに集中することは想像に難くありません。

こうした状況において、法科大学院の認証評価機関に課された役割は、機関別の認証評価や他の専門職大学院とは大きく異なるといえます。

その点で、大学評価・学位授与機構と日弁連法務研究財団という2つの認証評価機関について、評価基準や評価方法など、印刷物を通してあらかじめ知っていたつもりでしたが、パネリストお二方のお話を伺うと、評価に対する姿勢が大分に異なるのではないかということに改めて気づかされました。それぞれの設立の経緯によるところが大きいのですが、前者は設置基準をはじめとする諸法令、法科大学院制度の成立のプロセスで築かれた様々なコンセンサス等に関する遵守状況に力点が置かれ、後者は、大学外部の法曹実務家の法科大学院に対する支援が強調されています。どちらも大切な視点です。

筆者の所属する大学基準協会も、これから法科大学院の認証評価申請を行う予定です。何もかもが初めてづくしのなかで、3つの認証評価機関がそれぞれの特色をどう生かして評価を行っていくべきなのか、そしてそのような認証評価機関の体制が法科大学院の将来にどう貢献できるのかが問われていると言えます。法科大学院教育に対するそれぞれの認証評価機関の役割と課題とを強く自覚させられました。

認証評価機関以外の、おふたりのパネリストの発題から、またそれを踏まえたフロアからとの討論から、司会者の仕事を通じて勉強させていただきました。

おひとりが法科大学院実務家教員として法科大学院教育のあり方について、もうおひとりが法科大学院の外部から志願者の動向を中心に、それぞれ貴重なお話をいただきました。その後のフロアとの討論をあわせて、このパネルでは法科大学院をめぐる独自の課題も少なからず指摘されました。

具体的には、さまざまな制約があるなかで、それぞれの法科大学院がどのような個性を発揮し、社会に良き法曹を送り出すことができるかという中心的課題をはじめとして、志願者減少の問題、法学部の今後、法曹以外に進む学生の評価、法曹過疎地域の問題、教員の教育負担等々です。また確認しておきたいことは、法科大学院を法曹養成制度全体のなかでのひとつのプロセスと捉えることが強調されるあまりに、法科大学院を設置する大学の財政的負担に代表されるような、大学という枠組のなかにこそ法科大学院があるのだということが忘れられるようなことがあってはならないことです。

1980年代半ばに設置された臨時教育審議会以降、大学改革が盛んに行われてきました。その出発点としての臨教審の答申においては、大学が主体的に改革を行うのだという姿勢が読み取ることができました。しかしながら、そのあとの改革は、総合規制改革会議や経済財政諮問会議にみられるように、大学の外側から、大学は何をやっているのだという批判とともに、改革案が外圧として導入されてきたように思えます。大学団体に身を置くものとして自戒の念もあるのですが、やや乱暴な整理をすれば、大学は自分たちをよくするために制度を作っていくはずだったものが、その制度改革が旧態依然とした体制の中でなかなか進まないうちに、業を煮やした外側からの要求によって、ある改革の方向性が決められてしまった。18歳人口の減少という人口動態や文科省の大学をめぐる競争的な環境創出の方針がその外圧を後押しする形になり、今度はその改革の方向性に大学側が何とか応えようという姿勢で臨むようになってきてしまったと言えるのではないのでしょうか。

法科大学院においても、司法試験の合格率が法科大学院の教育成果やその評価と合致しないものであるならば、司法試験の方に問題点があるのだと言えるような、大学と法曹関係者が一体になって、ともすれば流されがちな改革動向に待ったをかけられる、そういう内実をつくっていくことが大切であろうと痛感しています。

【パネル2 「法科大学院の認証評価」】

第1報告

「法科大学院の認証評価と法曹養成教育 — 日弁連法務研究財団・トライアル評価『評価チーム』の 主査の経験を踏まえて —」

宮川光治（弁護士、元司法研修所民事教官）

（はじめに）

ずっと同じテーマで議論をしてきて、最後にパネリストになる者のつらさを先ほどから感じています。皆様もお疲れですので、最初2～3分雑談をさせていただきます。

数日前に、現在の司法研修所の弁護教官6人の人たちと懇談をする機会がありました。この4月入所の修習生は59期です。私は平成元年から4年まで、司法研修所教官で民事弁護を教えていたのですが、その当時の42～45期の司法修習生の人たちと、最近の司法修習生はどう違うのかということで、興味を持って話を聞きました。司法修習生は、おおむね有能で、質が高い人材です。しかし、大体合格者700～800人ぐらいの段階から、つまり数年ぐらい前から少し状況が変わってきて、特にこの2～3年は目に見えて変化しているというのです。教官達の言葉では、大体57期ぐらいで、現行司法試験で受かるべく人たちは合格し、いささか非人間的表現ですが、「滞貨は一掃されたと思う」と。現在、修習の現場では、教育に苦勞していると言っていました。

果たしてそのとおりなのかということについては、昔も教育にそれなりに苦勞した者としては、疑問がないわけではありません。しかし、ある程度はそのとおりだとすると、法学部教育、予備校教育、司法試験というプロセスと、その後に司法修習を置くというこれまでの法曹養成の在り方が、制度疲勞していて、法律家の質を向上させる、数を増員させるという社会的な要請には、まさに耐えられないシステムであったことを表していることとなります。

法科大学院は、それに代替するシステムとして作られたわけですので、数年後に同じような繰り言を現職の司法研修所教官達から言われないように、大学人のみならず、私たち認証評価をする者の責任は重いと感じているところです。

（法科大学院認証評価の課題）

日弁連法務研究財団では、昨秋から三つの大学のトライアル評価を行いました。私は、そのうちの一つ、早稲田大学のトライアル評価で主査を担当しました。それから、この評価委員会の分科会委員の1人として、あるいは評価委員会委員として、國學院大学と新潟大学の各法科大学院のトライアル評価の自己評価報告書と、それから評価チームの報告書を読ませていただいて、評価委員会の報告書をまとめるという作業に参加しました。

その内容については、厳しい秘密厳守の責務が課せられていますので、ここでは少し抽象的に、評価機構の立場として、今後考えるべきことを、3点申し上げたいと思います。飯田さんや由岐さんの報告と一部重複するところがあるかもしれませんが、お聞きください。

第1点は、法務研究財団は何のために評価をするのかということです。大学評価・学位授与機構、それから基準協会もおやりになる。それと異なって、私たち法務研究財団が、この評価をする意味、視点というか、基本は何なのか。それは、社会の法曹養成に対する要請を踏まえるということですが、その原点にいつも立ち返る必要があると思います。

評価機構として、この現代社会、あるいはさらに近い将来の社会で、法曹にどのような役割が期待されているのかについて、もっと探求をし、その成果・視点を、認証評価の取り組みに反映させていくことが必要ではないか。そのことが私たち法務研究財団の認証評価の、特色であり、大切なことであると思います。

先ほど大学評価・学位授与機構の馬場さんから、授与機構はピア・レビューを中心とする評価を行うというお話がありました。確かに、25人の評価委員会のうち、15人が大学関係者で占められていて、法曹界は5人、一般有識者は4人、残る1人は大学センターの関係者という構成です。司法制度改革審議会意見書は、透明性の確保のために、一般有識者の参加を求めていますので、数人は参加させることは必要です。透明性確保のために、ある程度開かれつつも、大卒としてはまさに大学関係者による評価であるとみることができます。こうした評価の在り方は、供給者支配にならないように十分配慮していかなければならないとされているところであるかと思っています。

これに対して法務研究財団は、4対3対3という割り振りで、評価委員会を構成しているのです。これはピア・レビューとノンピア・レビューの中間形態を目指しているということを表しています。ユーザーの視点を、ある程度評価の中に取り入れていくということがこうした組織構成にも表れているわけです。

法曹に期待される機能が大きく拡大しつつある。法曹の在り方は実に大きく変動しています。そういう中で、先ほど市場感応型という表現がありました。企業から市井の市民に至るまでの方々が、法曹に何を望んでいるのかを探求していく。変わるべきものと変わらざるものを見分けつつ、その成果を法科大学院に示していくことが、法務研究財団の評価の課題としてあるわけであり、そのことを具体的にどう実現していくかということを探めなければならないと思っています。

第2点は、評価の適正・客観性・公平性を担保するために、考えなければならないことがいろいろあるということです。まずは、評価担当者の問題です。

実際に評価を担当していると、事実の認定と評価に、個々の評価委員の個性が、非常に色濃く表れてくるということに気づきます。法務研究財団の評価委員は今、リスト上は130人、さらに200人くらいまで増えるだろうと思いますが、法科大学院制度の理念が、まだまだ評価委員全体にすべからず共通のものとなっていない。意識変革は、法科大学院の教員のみならず評価委員において、いまだ達成されていない状況で

す。その結果、考え方の違いが、事実の認定と評価の両側面に影響しています。

対策として、まず第1に、どこの機関でも考えられていることですが、評価委員の研修を十分に行うということがあります。財団でも第1回研修を終えて、第2回の実務研修を予定して、これからも研修を続けていく予定です。

第2に、評価チームの中での議論を充実させる。事前、中間、現地調査の際、報告書案ができたときの議論を十分に行って、理解の共通化を図っていくことが必要だと感じています。

第3に、評価チームの人的構成に配慮する必要があると思われます。事務局スタッフが評価委員メンバーの個性をよく把握して、組み合わせ、それから主査・副主査の人選に、細心の注意を払っていくことが必要です。

最後に、以上とは異なった問題ですが、評価のプロを養成する、幅広く経験を積んだプロを養成しなければならない、ということがあります。ABAのアクレディテーションでは、そうした人材が複数、存在しています。40年、50年という長い歴史の中で養成されてきたのですが、私たちは、それを1～2年で作り上げなければならない。経験豊富で、広い全体的な視野で評価ができる人材を、何人か創造することも課題の一つです。

評価の適正・客観性・公平性を担保するためには、以上の要員面での課題のほか、評価基準を洗練していくという課題があります。法務研究財団の場合は、原則として評価基準毎に段階評価を行っていき、その上で、分野別の段階評価をします。その評価の各段階について具体的到達水準をきちんと明示しなければなりません。その水準策定のために、努力を繰り返しておりますが、トライアル評価を繰り返す中で精度が高まっていくこととなるでしょう。

第3点は、評価事業は法科大学院における実務法曹養成教育を支援していくために行うわけですから、法務研究財団は組織として法曹養成教育の内容と方法について調査研究を深めなければいけない。評価委員の個人的な見識に依拠して、評価作業をしていくという名人芸的なものではなく、組織的に調査研究を集積して、その集積したものを評価委員に、そして法科大学院に伝達をしていくことが大切であると思っています。

例えば、「双方向・多方向の授業」についてみますと、私たちがトライアル評価の際に見た授業では、3年制課程の1年次の基本法のカリキュラムでは到底無理であり、講義方式を貫くということが最も効果的であるという信念の下に、授業を講義で通して展開しておられる教員もおられます。

ある大学での基本法の授業では、その教員のかたが著者の1人であるテキストを用いて講義されているわけですが、質疑は一切されない。どうもみている人の数が少ない。数えてみると、本来いるべき数の7割ぐらいなのです。つまり、欠席が多いということです。そして授業を参観している間、眠りっぱなしの学生が数人いる。法学部でおやりになっている授業と、おそらく同じことをやっておられるのではないかと。

他方、講義と双方向・多方向での討論を、そして討論の一部ではソクラテック・メソッドを導入しながら討論するという、実に見事に組み合わせながら展開をされている基本法の授業を見ました。教室が生き生きと活力があり、欠席者も眠っている者もいません。学生もそうした授業には高い評価をしています。

法務研究財団では、これまで教育の内容、教育の方法について、何回かシンポジウムを重ねたり、出版したりしてきました。アメリカの調査をしてもおり、その調査をまとめたものが、近く出版されます。そういった調査研究により、私たちが到達した事柄、方法論があり、現実の一部の教員の人によって、すでに実践されてもいます。それらをさらに深め整理して、法科大学院にそれを提示していく、そのための研究組織を立ち上げましたので、ご期待していただきたたいと思います。

(法科大学院の自己点検評価報告書)

なお、今回3大学の法科大学院の自己点検評価報告書を熟読しましたので、感想を申し上げますと、各大学とも短期間にもかかわらず、非常に立派な報告書を作成していただきました。ただ、中には作文的などころがあって、美しく書いてあるところもあるのですが、これはすぐに分かるのです。「ここは作文だ」と。チームで検討していると、「ここに何か不足などころ、隠されたところがあるのではないか」、「ここについては追加資料として、こういうものがあるかどうかを質問して、あれば提出を求めよう」という指摘の声が上がってくるのです。こうした経験から、作文で誤魔化されることは、まずないと感じています。

(法科大学院の法曹養成教育と司法修習との連携)

ところで、法科大学院の教育は、司法修習と連携を持って構想されることになっていきますから、その後の司法修習で、どのような教育がされるのかをにらみながら、法科大学院のカリキュラムも、編成されていかなければいけないと考えています。逆に、司法修習も法科大学院教育の実情を常に把握して変化をする必要があるでしょう。

先ほどの実務と理論の架橋というところではなくて、科目構成・履修単位のところでそのことに触れています。「法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学、隣接科目、展開先端科目のすべてにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることないように配慮されていること」。先生のご質問の第1点、司法研修所の前期修習がなくなるわけですが、そのことを踏まえて法律実務科目が適切に開設されているか、体系的かつ適切に開設されているかということが評価基準の中に、存在しています。

1か月の導入教育が当面行われることになっていますが、これがいつの時点になったらなくなるかという問題ですが、私は最高裁司法修習委員会の委員の1人として、その委員会で議論したことがあります。法科大学院教育が成熟して、そういう導入教育が必要なくなったときであるということです。前期修習で現在教えているようなことは、法科大学院で教育されることが期待されているのでして、そのために、適切な

カリキュラムが設けられていることが必要であるということです。

実際、各法科大学院のカリキュラムをチェックしていきますと、いずれの法科大学院でもそのようなことを配慮されて、例えば民事については民事実務基礎科目というカリキュラムが置かれていて、そこで訴状や答弁書の基礎的なものの起案とか、要件事実教育が行われています。それから事実認定についても、基礎的な教育を行うようです。執行・保全についても基本的なことは学ぶこととなっています。私の考えですが、そういった授業が適切に展開されれば、いきなり実務に入っても、これまでと同様のレベルで入っていけると思います。そうした状況であることが、法科大学院全体にすべからず確認できる日はそんなに先ではないと思います。

（学生の身分と実務教育）

法科大学院の学生の身分について、法的な手当をしなければ、臨床教育、クリニック、エクスターンシップなどの教育を、適切に施行できないのではないかとご質問ですが、それはそのとおりかと思えます。また、そういう努力を現にしています。ただ、いきなり法制化といっても無理なので、刑事については法科大学院の関係者と法務省の間で協議が行われていますし、日弁連の法科大学院センターの中でも、そのことについては議論されています。

（法科大学院における後継者養成問題と法学部の今後）

法務研究財団の法科大学院評価基準の中には、後継者の養成に対してどのように配慮しているのかを、正面で取り上げた項目はないと思います。議論されているのは、今、法科大学院立ち上げのときで、教育の方法論などについても模索している段階ですから、ここ2～3年は皆さん、本当に教育に没頭されることが必要であると。しかし、その後は法科大学院が成熟していく中で、研究活動の機会を十分に確保する。例えば、数年間は教壇から去って研究活動をすることを保証する、ということを実現できるように努力したいと考えています。

ここからは、私の個人的意見ですが、法学部は将来存続していくのかという問題がありますが、私は、法学部を、法学を中心としたリベラルアーツを学ぶ学部として変化させて残すべきであると考えています。私は、学生時代、日本法制史、西洋法制史、東洋法制史、法哲学、法社会学、比較法、英米法、ソヴィエト法といった授業や演習を受けました。それも平松義郎、久保正幡、滋賀秀三、川島武宜、石村善助等といった名教授の授業でした。それらの授業での知見や感銘を受けたことは残り続けています。そうした学問が実務家を養成することを主眼とした法科大学院という組織で発展していくということは困難なことでしょう。また、学生時代にゼミで読まれた川島・所有権法の理論とか我妻・債権法の優越的地位とか平井・損害賠償法の理論などというモノグラフィーが法科大学院の研究室から生まれるとは考えがたいことです。法科大学院は、実務技能や事実認定等の分野において新しい学問を創造するでしょうが、法実務と離れたところで、歴史、経済、社会との接点を踏まえて研究をされる人たち

が必要です。その人たちが、どこで養成され、どこでそういう研究活動をしていくのかといえば、それは法学部でしか今のところはありません。そうした基礎研究をしっかりとられた方々が法科大学院でも教え、また研究に戻る、そういう移動と交流が今後の大きな課題であると思っております。

第2報告

「法科大学院認証評価の重要性と今後の検討課題

— 『評価者』、『被評価者』双方の経験を通して —

本間一也（新潟大学大学院実務法学研究科副研究科長）

（はじめに）

新潟大学の本間と申します。私は昨年、ある大学に対して行われた日弁連の法務研究財団のトライアル評価に評価委員として関与しました。さらには今年の1月に、今度は日弁連の法務研究財団のトライアル評価を受け、評価を受ける立場も経験いたしました。

そういう意味で、評価する側とされる側の両方を経験したという貴重な経験をさせていただきました。本日ここに呼ばれたのも、恐らくそういう趣旨で何か話せということかと思い、その際に感じたことを幾つかお話しさせていただきます。ただ、もうすでにこれまでの報告で言われてしまっていますので、私が話すことはほとんどない状況ですが、幾つか感じたことを申し上げます。

1つは第三者評価の重要性です。2つめは、評価してみて感じたことですが、第三者評価は非常に難しいということです。最後は、実際に今度は評価をこれから受けるわけですが、ユーザーの視点から、評価機構に対して幾つかお願いがあります。以上、3つの項目についてお話ししますが、特定の大学を念頭に置いてお話しするわけではないことをご理解ください。

（第三者評価の重要性とFD）

まず第1に、評価の重要性ですが、大学という組織の現状を考えますと第三者評価はきわめて重要だと感じています。先ほど来、大学に最終的には任せ、過度の干渉は避けたいという話がありましたが、今現在の大学では、任せてもらっては困る状況です。将来的には任せていただける形にならなければいけないとは思いますが、大学が任せていただける存在になるためにはやはり第三者評価が極めて重要だと感じています。

といいますのは、自己改革に向けた組織的な取り組みへの熱意において、教員個人にかなりの温度差があるという現状が存在するからです。自己改革には当然痛みが伴うわけで、そうしますと年配の教員の方は、「私はもうすぐ定年だから」とか、あるいは若手ですと「研究にいそしむ時間が欲しい」ということで、どうしても及び腰になってしまいます。こういった温度差があるという状況、あるいは機動力が乏しいという状況は、組織が大きくなれば、それに比例してますます強まると感じています。

また、教員どうしの相互評価制度やFDが近年行われています。FD自体行っていない大学は、まず考えられないわけですが、問題は定期的に集まって話をするのがFDの趣旨であるのではなく、やはり話し合った内容を実現していかなければいけない。FD活動に関しては、話し合うところまでは行くのですが、それを実現するとい

う方向においては、まだ不十分だという状況があります。

とりわけ、FDを真剣にやりますと、教授内容、教授方法に踏み込まざるをえないことになります。我々大学の教員は、本来、教員免許を持っていないわけで、教授法について特別な訓練を受けたわけではありません。それぞれ皆さんが、自己努力によっていろいろな方法を開発してきたわけです。いろいろな形で、教員どうしが「お前の教授法は悪い」とか「いい」とかいう話をする機会は、これまでなかったわけです。しかし、FDを真剣にやっていると、特定の教員の教授方法等、あるいは教授内容についてまで踏み込まざるをえなくなる。つまり、従来アンタッチャブルな領域とされていた部分、聖域に踏み込まざるをえないことになるわけですが、そういった勇気がまだまだ大学には欠けていると思います。

(第三者評価と法曹養成の「基本理念」の周知)

また、法科大学院制度の理念に対する共通認識の欠如が、大学教員の中にはやはり強いのではないかと感じております。先ほど、宮川先生のご報告にもありましたけれども、もともと法科大学院構想が公にされた段階でさまざまな意見がありました。十分な議論あるいは準備期間を経ることなくこの法科大学院制度がスタートした状況があり、いまだに共通認識についてやはり不十分な部分がありまして、それがいろいろな形で表れてくるように思います。共通認識を持つためには当然いろいろな議論をしなければいけないわけですが、法科大学院では、教育に大きな時間を取られていて、それが十分できていない状況があります。

さらに、従来の司法試験という点のみによる選抜ではなくてプロセスとしての法曹養成という法科大学院制度の理念に対する共通認識が欠けていることから、熱意はあるわけですが、それが異なるベクトルのほうに向いている教員も中には存在するという状況があります。つまり、特定の科目についての授業は一生懸命やるが、21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質や能力を持った法曹を養成しようという気構えをもって教育に当たっている教員が法科大学院にどれだけいるのかについては、私はかなり疑問を持っています。

要するに、法科大学院制度がうまくいくためには、やはり熱意のある教員を1人でも多く集めなければいけないと感じているわけですが、それがまだ不十分であり、そういった大学の現状を考えると、やはり第三者評価という外圧を用いて自己改革ないしは法科大学院制度の理念を維持、堅持していくことがやはり必要になってくると思います。

(あるべき法曹養成像と評価基準・項目の関係)

次の項目は、第三者評価の難しさということです。これは実際に私がやってみて思ったことですので、これについては異論があろうかと思いますが、まず第1は、評価基準を設置する際の難しさです。一般論として言いますと、評価の項目だとか基準を設定する場合は、最初にあるべき姿、理想像を明確にしたうえでそうした姿・理想像

を具体化するという観点から行うということになるかと思えます。

ところが、法科大学院制度自体が、ご存じのとおり、我が国で初めて導入された制度であるということもあり、あるべき姿ないしは理想像自体がかなりあいまいだと感じています。現在、日弁連をはじめとして3つの機関から評価項目・評価基準が出されていますが、このあるべき姿が、基準項目から見えてくるのだろうかという点については、率直に言って私はかなり疑問を持っています。

それから、例えば「理論と実務の架橋」は、法科大学院制度のキーワードの一つですが、この意味自体も実はかなりあいまいです。これをあいまいにしたまま、当該法科大学院における教育内容・方法において理論と実務の架橋が図れているのかどうかという評価を果たしてすることが可能なのかどうか。これも実際にやってみて、非常に難しいと私は感じました。

（評価基準適用上の課題）

2つめの問題は、評価基準の適用上の難しさに係わるものです。評価基準自体はある程度抽象的なものにとどまらざるを得ない性質をもつものですし、基準に適うものかどうかを判断する場合にも適合の程度（グレード）がありうるわけですから、評価基準を適用する際の目安となる、いわば「判定基準」のようなものが通常作られているわけです。例えば日弁連のものでは、基本的に、AからDまでの多段階評価を実施することになっています。実はこの判定を行う際に、Dなのか、あるいはAなのかというのはすぐ排除するというか、法科大学院自体が設置基準に基づいて設置され、また開設されたばかりですので、それはないだろうということでもいいのですが、その中間の部分はどう評価するか、これは実は非常に難しいところがあります。それは具体的な評価項目のいかなる部分に着目するかによって、BなのかCなのか、あるいはB×なのかC○なのかといった評価が分かれることになるかと思えます。評価を正確かつ公平に行うためには、可能な限り、具体的な「判定基準」を策定することが必要であると思えます。

（書面審査と訪問審査の関係）

3つめは、書面審査、訪問審査の難しさということです。実際に経験してみて、これはきわめて困難であるという感想を持ちました。つまり、教育内容や教育方法の現状評価を行う場合、書面を対象とした審査にはやはり限界といえますか、相当に困難なものがあります。日弁連の場合には、当該法科大学院に対して「自己点検・評価報告書」の提出を求めています。ところが、この報告書では、書式や記述すべき大きな項目自体は決められていますが、記述すべき細目や記述方法が明確に定められておりませんので、やはりこの記述内容にばらつきが見られるように思われます。ですから、この自己評価報告書を求める場合は、明確かつ具体的な指示を出す必要があるのではないかと思います。

もっとも、あまりにも詳細な情報を報告書という形で求めますと、今度は訪問調査

の意義がかなり薄まる危険性もあります。訪問審査を行ってみて難しかった点があります。確かに、訪問調査では率直な意見交換ができます。また、書面では分からなかった部分がリアルに体験できるという利点もあります。

しかし、この訪問審査において、特に今回のようにトライアル評価の場合には時間が限られていましたが、教育内容や方法について短時間で評価することは非常に難しいと感じました。

（学生による授業評価の位置づけ）

また、学生自身による授業評価に対する過信はやはり危険ではないかと思います。日弁連法務研究財団の評価には、アンケート調査が組み込まれていますし、実際に訪問審査において学生と意見交換をするわけです。その際に、気をつけなければいけないことは、学生の評価は、同一の項目に対して、実は非常に極端に別れる場合があるということです。この傾向が非常に強いのは法学未修者学生の場合です。法学未修者には多様な学生が存在します。この法学未修者学生が、例えばある授業の評価をしますと、ある学生にとってはその授業は極めて分かりやすく素晴らしいという評価が下されます。しかし他方で、ある学生は、すでに知っていることを、なぜだらだらと繰り返すのかといったマイナス評価をくだし、同一の授業に対する評価が正反対に分かれる傾向にあります。こうした傾向は、いわゆる「純粹未修者」と、法学部で中途半端に法律学をやった学生とで、評価が極端に分かれるという点にもみられます。

他方で、学生は一定の甘えを持っています。この甘えを見抜く力もやはり必要ではないかと思います。つまり、たとえば言えば、学生たちは、はしと茶わんを持って食卓についてただ待っているだけで、法科大学院が何かを与えてくれるだろうという意識が強いように思われます。学生たちは、自分たちが望んでいるものを与えてくれる場合にはいい評価を下すのですが、それを厳しく突き放したような部分に対しては、かなり厳しい評価をするといった傾向があります。したがって、学生自身による評価をやはり過大に評価してはいけないのではないかと感じました。

（評価委員の質の確保問題）

次に、評価委員の質をいかにして確保するかという大きな問題があります。自戒を込めて申し上げますと、評価員に必要なのは、法科大学院制度に対して十分に理解していることはもちろんですが、やはり、大学という組織、それから教育内容、方法の現状とその課題を十分に理解していることではないかと思います。つまり、評価員が、教育内容や方法における苦悩を十分に理解しているからこそ、その悩みを共感することができますし、また、質問を通じて教育の核心部分に迫ることができるのではないかと思います。ですから、法律上の専門的な知識を持っているとか、長年の実務経験を有するといったことではなくて、やはり実際に教育に当たられた経験を有するかたでないと、なかなか分からない部分があるかと思っています。

また、評価される側も、実は評価委員を評価している部分があります。ですから、

いい意味での緊張感が、評価には必要ではないかと思うわけです。つまり、評価する側も、評価されているのだという意識を持つことが必要ですし、場合によっては満身創痍の状態で帰ってしまうこともありうることを自覚したうえで、やはり真剣に評価を行うべきではないかと思います。今回の評価委員が、そういう部分に欠けていたということを申し上げているわけではなく、一般論として、そういうことが今後一層必要になってくるのではないかと考えています。

(認証評価機関に求められるもの)

最後に、認証評価機関に対するお願いということですが、実際にやってみて感じたことを幾つかお願いとして掲げてみたいと思います。

まず第1点は、評価委員による事前・事後の十分な議論がやはり必要ではないかということです。特に事後の、実際に訪問審査を終えた後の議論が、やはり十分なされなければならないのではないかと思います。もちろん、時間的な制約がありますし、メール等で済ませられることもあろうかと思いますが、やはり十分な議論が必要だろうと思います。

2つめは、(評価報告書では)評価の十分な根拠を示す必要があるのではないかということです。つまり、ある項目について、基準に合致しているとか、AとかBという結論を示すだけでなく、やはり具体的にどのような根拠に基づいてそのような結論(評価)に至ったのかを示す必要があるのではないかと思います。

3つめは、否定的ないし消極的評価をするだけでなく、具体的な改善策を提示する必要があるということです。

4つめは、評価が分かれた部分についての処理方法です。先ほどの宮川先生のご報告にもありましたように、評価委員の評価にはかなりの個性があります。ある項目について高い評価を下した評価員の評価と、そうではない評価を下した評価員の評価がある場合に、どのような処理をするのか。概ね高い評価であったという形で記載するのか、それともこのような意見もあったという形で記載をするのかによって受け取る側の印象はかなり異なってきます。この部分についてどのような処理をされるかを、明確にしていきたいということです。

5つめに、可能な限り多くの情報を公開しないと意味がないだろうということです。評価が、単に大学のランク付けにつながるような形になってはいけないと思います。

第3報告

「法曹養成教育の自己改革と認証評価

—「被評価者」の視点から見て—

平林勝政（國學院大學法科大学院長）

（第三者評価を前提とした自己点検評価の重要性）

皆さん、最後のパネルで「みんな言われてしまった」と言われているのですが、まさに私は最後の最後で考えてきたことについて、話をさせていただきます。

一つは、認証評価が重要であることはもちろん当然ですが、そのときに自己点検評価や認証評価を、その後の改善改革にどうやってつなげていくかが、やはり私もいちばんこの問題が重要なところだと思います。そのときに、我々の評価を受ける側の問題として、先ほど来、自己点検評価報告書を出しているわけですが、それが必ずしも十分なものではない、あるいは修飾が多いというご批判もいただいているわけです。

例えば私の経験で、大学基準協会の大学全体の第三者評価を受けた経験もあるわけですが、そのときはかなり作文をして、あまり自分たちの欠点は書かないで、なるべく長所を中心に書くという書き方をしました。しかし、法科大学院の認証評価について、本当にそれだけでいいのかというと、もちろん自虐的に書く必要はないとは思いますが、やはり自分たちが自己評価として、こういう欠点を持っているのだということを、やはり率直に書いていかなければならないだろう。そう思って、私どもの自己点検評価報告書は、それなりに自己批判的なことも書いたつもりです。

そして、それをだれが書くのかというときに、本来は、法科大学院の教員全体が分担をして、それぞれ書くことがいちばん望ましいことです。私はそのトライアル評価を受けたという経験で話していますが、今回のトライアル評価の場合、時間的にとても短い時間でしたので、必ずしも全員が、自己点検評価報告書を書くところに十分に参加したとはいえない。ただ、学部のと時の評価報告書に比べると随分、進歩していたかと思えます。

そのことは、外圧を利用することにもつながっていくわけです。否応なしにと言ったら語弊がありますが、自分たちのやっていることを点検することによって、自分たちが抱えている問題点を、教員一人一人が自覚するというメリットが私はやはりあると思います。そのことが実は、いの一番でこのトライアル評価を受けようと決断した、私の最初の目的でもあったわけです。

これはかなり國學院大學の特殊性もあるわけですが、その國學院大學の法科大学院の7～8割方は、ほかの大学の先生がたで占められています。國學院大學の法学部から専任で移っているのは私1人で、あと3名が兼担というか併任で移っています。19名いますが、あとの15名は全部ほかからいらしています。そうすると、國學院大学の法科大学院を作っていくプロセスの中に、必ずしも先生がたが参加したとはいえない状況がありました。そこをもう1回、自己点検評価をしていくプロセスを経て、我々

がどういうことを考えて、この法科大学院を作ったのかを、全員が認識できるいちばんいい機会だろうと。それを第三者の目でチェックをしてもらうことによって、さらに改善をさせていくことができるだろうと思い、おっちょこちょいだと言われたこともあるのですが、とにかく私としては一番にトライアル評価を受けたということです。

その意味で、評価報告書の原案をいただいています、その中でかなり具体的に、アドバイスなりサジェスチョンを「こういうふうにしたらいいのではないですか」ということも頂いています。それも全部が全部、賛成できるかどうかはまた置くとして、それを一つの契機として、我々としても今後の課題として考えていきたいと思っています。

(評価基準に求められる視点)

さて、評価基準をどう設定するのかと考えたときに、とても難しい問題があると思うのです。それは法科大学院の理念からみて、絶対的にこれは落とすことができないという絶対的な評価基準と、各大学の理念、あるいは実情に応じた相対的な評価基準というべきものの、恐らく二つがあるように思えるわけです。

例えば授業のしかたで、講義方法がいいのか。双方向・多方向、あるいはソクラテスメソッドがいいのか。そういう議論の中で、ある大学ができたからといって、ほかのすべての大学がそれができるかという、これはもう教員の能力はもちろん、自己研鑽を積んでいかななくてはならないのですが、受ける学生との関係で、授業の方法が決定される側面があるでしょう。ですから、一つの理念型としてあるとしても、それをやっていなければ評価が低くなることには当然、ならないのではないかと。

例えば基礎的な知識を授与するというとき、学部でやっているような、本当に一方方向で、一切の質問を受け付けないという講義方法は、さすがに否定していかなければならないと思います。私どもとしては、おおよそ講義7、そして双方向3。7対3ぐらいの割合で、少なくとも法律基本科目については授業を展開していこうと、これが始まる前に法科大学院の準備教授会の中で、議論をして進めたところです。これも先生がたによって、実は7対3が8対2になったり、あるいは6対4になったりと若干のばらつきがあって、これも1年終わって検討をして、反省をし、今後の2年めに向けてどのように修正をかけていくかを検討しているところです。

もう一つ具体的な事例で、実務と理論との関係で、これを架橋するのが法科大学院の一つの使命であり目的であるといわれています。例えばリーガルクリニックの教育の中で、今現在は初級の、模擬裁判やロイヤリングのシミュレーションをやっているわけです。そのとき、実践的な教育だけをそこですべきであって、要件事実についての講義をそこでするのは、適当ではないのではないかとという評価もいただいているわけです。

ただ、例えばリーガルクリニックの教育の中では、学生の習熟度に応じて、要件事実についての基礎をもう1回振り返りながら、現場の中でやはり要件事実が重要な

だということを確認しながら、リーガルクリニックのロイヤリング等もやっていく必要性も、場合によってはあるだろう。学生のある程度、要件事実についての知識が十分に固まってくれば、それはもちろんやる必要はなくて、もう少し実務的なことをというふうに、学生の教育の成果を見計らいながら、それとの相関関係中で授業は展開されていくべきだと私は思うわけです。

そうすると、ある一つの理念というものを措定して、相対的に学生との相関関係の中で、理念の修正を場合によっては施さなければならない場面も、あるのではないかなと考えているわけです。その点は、またご批判をいただければと思います。

(学生による授業評価の位置づけ)

それから、学生の声の評価のしかたも、お話が出ていますが、私どもも、学生が言うようなことを、すべて実現すればいいとは思っていません。学生のほうではかなり甘えがあって、全部教えてもらうものだという態度が、しばしば散見されるわけです。それに対しては、もともと法科大学院の教育は、自分自身で考える力を養うのだから、決して学生の言う授業の展開をするつもりはないわけで。そこら辺、学生との緊張関係も必要でしょうし、もちろん学生の声を吸い上げる組織も作り、対応をしているわけです。ですから、学生とのコミュニケーションを取りつつ、学生をある程度指導していくことも、していかなければならないだろうという点について、トライアル評価を受けた結果として教授会の合意を形成することができました。そういう意味でも、私どもとしては、このトライアル評価を受けた意味はかなりたくさんあったと思っています。

(認証評価の水準の「一元化」問題)

最後に、認証評価の機関が複数存在することについて、各認証評価機関の評価の基準に、ばらつきが出てこないだろうかと、一般論としては少し懸念をしているところです。認証評価そのものが、厳しい評価をしていかなければならないことについては全く異論がないわけで、むしろそうあるべきだと私も思うわけです。ただ、もし万が一、複数ある評価機関の中で、基準やスタンスのばらつきがあると、どうしても易きにつくという法科大学院が出てくることも、ないわけではないと思います。そこら辺について、評価機関相互における調整をして、その間にぶれのないように、ぜひしていただきたいなと思っています。

(臨床法学教育の取組と学生への対応)

なお最後に、臨床法学教育の問題について、一言申し上げたいと思います。

実は私どもの國學院大學と明治学院大学、東海大学、そして獨協大学の4大学は、共同して公設事務所を活用した臨床法学教育ということで、臨床法学教育については、かなり力を入れて実現していこうと思っているわけです。これはもちろん、東京弁護士会との連携とご助力があつてのことです。ただ、少なくとも現在、まだ公設事務所

を使った臨床法学教育は始まっていません。この4月から始まりますが。そうすると、現在の既修コースの2年生が、それを受講する資格があるわけですが、現在の2年生の数が少ないこともあろうかと思えます。

もう一つは、3000人の合格者、それから20～30%の合格者という問題が、どれだけ影響しているのか分からないのですが、必ずしも学生自身が臨床法学教育を、我々が思っていたよりも、受けたいとは思っていないのが現実です。これは我々としては、法科大学院の基本的なコンセプトからいっても、非常に重要なので、「実務と理論の架橋の最終的な総仕上げの場であるから、ぜひ受けたほうがいいよ」とアドバイスするようにしています。

そして、本当は言いたくはないのですが、「新しい新司法試験を受験するに対しても、決して無駄にはならない、むしろ有利になるのだよ」と教育しています。それでもやはり、先ほどのような幾つかの理由で、実際問題として我々が想像したよりは、学生の関心が薄いというのも現実だと思えます。この点に対しては、我々も学生を指導して、その意義と有効性を、きちんと教育していかなければならないと思っています。

パネル2 ディスカッション司会者としての感想

山岸駿介（教育ジャーナリスト、日本私学教育研究所所長）

語られることが、ほとんど語られてしまったという話が出ましたが、できるだけ語られていないことについて、私が感じたところに触れたいと思います。一つは、やはり法曹の世界というか、法学教育の世界と関係のない部外者が入っていることは、あらゆるシンポジウムで重要な話です。

足立さんの発言がとても面白かったのです。私も足立さんと同様の意見の持ち主で、法科大学院をすることによって、国立大学法人はあまり危機感がないと思いますが、私立大学にとっては、法学部どころか、他学部の学生の授業料をピンハネしないと成立しないことになっているわけです。これが、この制度の決定的な欠陥なのです。それで授業料が200万だの300万というと、「高い」と世論は反発するのですが、決して高くはないのです。それだけかかるのです。国立大学も含めてそうなのですが、それに対して文部科学省は学費助成措置として、2年で50億という数字を出して、法科大学院関係の要望に添ったわけです。けれども、この50億は、文部科学省の予算全体でやり繰りしているのであって、他省庁の予算を持ってきたわけではないのです。

つまり、大学で使うか、小学校で使うか分かりませんが、その分を法科大学院のために使っているのです。この認識が皆さんがたにないと、これからの後の議論は、自分たちのことだけしか考えない議論になってしまう恐れがあることだけ、一言申し上げます。特に、この問題にリーダーシップを握っておられるかたに、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、ここで語られたのはやはり当然、理想像、あるいはこの分野を開拓されたかたの情熱は、絶対に大切なことです。それを否定する気は全くありません。けれども、そればかりではなく、理想が高ければ高いほど、現実はどういう理想を阻害するような問題が起きているかを、ドライにえげつなく議論をしないと、本当を言うと、こういう会合はあまり役に立たないのではないか。この法科大学院の会合を言っているのではなくて、一般論としてシンポジストに頼まれたとき、常に思うのですが、「教育界というのは」と言うべきなのか、あるいは日本人が会合を持つというのは、すべてそういうことなのか、非常にきれいな建て前ごとで語られて、おしまいになるわけです。ですから、銭金の話も出なければ、予備校の話も出ないわけです。せいぜい出て「3000人では足りない、せめて4000人にしろ」とか「5割でだめで7～8割だ」という、そこまでなのです。

ところが、予備校に聞いてみると、これもひどい話で、大体ここではランキングにしてはいけないというのが共通の話ですが、現実にはランキング化しようとみんな鵜の目鷹の目で見ているわけです。それをさせないノウハウや方法を語るのが、こういうところなのだろうと僕は思っているのです。ところが「それはさせてはいけない」というところで終わってしまうわけです。ところが、それをやっている予備校は何と言っているかというと、「上位10校ぐらいで、新司法試験の合格者の7割か8割は占

めてしまう」とか、「もう数校足すと、9割を占めてしまう」などと、身も蓋もない。本当かうそか分かりません。私はあとでこれを全部調べて、そのときが来たら、予備校の評定をしてやろうと思うぐらいです。そういう言い方で、危機感をあおるのかどうか分かりませんが。

しかも初中等教育に関しては、予備校とか塾に完全に脱帽したのです。皆さんがたが大学の先生が、お客さんに入れている高校生は、高校の先生は東京を見れば分かるように、予備校の先生に教え方を学ぶのが、東京都教委の方針でしょう。法科大学院は、いくら何でもそういうことにはならないと思いますが、そういう状況で、決して日本社会全体が「予備校はだめだ」「塾はだめだ」と頭越しにならないような、押さえつけられないような状況になっていることを、意識はしていただいたほうがいいのではないかと。「ランキングがいけない」と必ず言うのですが、日本人を問わず国際的にも、人間はランキングが好きなのです。それでまた随分、無茶苦茶なランキングが出ている。ですから、それを理屈でもっていろいろなことで考えるのは、重要なのです。

もう一つ、これは決定的なことですが、法科大学院は戦後の日本の大学教育において、前人未踏のことをやるのだと、一方では実は期待しているのです。それはなぜかという、戦後の大学ができないことをやるのです。ともかく、学生さんは勉強する。個人的に勉強する人は、今までもたくさんいたし、そういう人が学者や何かになったのです。しかし、ある一つのある学部とか学科とか研究科が、ものすごい勢いで勉強しているという例は、多分、今までになかったと思うのです。特に文系で、いちばん勉強しない法律・経済・経営・社会科学系の中において、法科大学院がこのようになったというのは、すごい。

ですから、私は専修大学と西南学院の学長さんと、新聞紙上で対談したとき、「先生の大学はそうでしょう」と言ったら皆さん、そうおっしゃる。これを法科大学院の学習に対するすごいエネルギーというか情熱を、大学全体に広げるのはその大学の教員なのだ。その法科大学院生のために、先生がたほかの学部の学生のなけなしの授業料から、少しずつ作っているのだから、そのぐらいのいいリターンを求めて当然で、僕はそうあってほしい。それはものすごく難しいことだけれども、そうあってほしい。

それから、だめな大学はスパインアウトさせるということは、制度としてはそうなのです。それがいかに難しいか。大学を切るなら、教員も切らなければだめです。教員はそのままの体制で残しておいて、そして大学を消すとか、できない不適な学生を飛ばすというのはいけないのです。大学の先生だけはいいなどということは、ありえないのです。戦後の大学が、それで今批判を浴びているのです。

ですから、大学を評価機関によってアウトにするのであれば、先生をアウトにしなくてはいけません。そういう力を、どこに持たせるかという議論がない。つまり、経営と教育、あるいは研究の分離を問題にしない限り、これはできないのです。大学評価機構が何をやろうと、大学基準協会が何をやろうと、あれはみんな評価をしますが、結果としてはその評価は、FDでどうだとかという自己反省を迫るための資料な

のです。ところが、自己反省はしないのです。

なぜしないかという、FDに参加している大学の先生は、何人いらっしゃいますか。国立大学でも私立大学でも、FDに人が集まらないことで嘆いている。さらに、中教審の大学分科会などで委員をされている先生の話に聞くと、「頼まれるから、あちこちの大学に講演に行くけれども、集まってくる人数が少ないのだ。やる気がなくなるよな」と言うのです。これがFDの実態なのです。このFDに皆さんが頼るわけです。

皆さんがたは、法科大学院だけは別だと思っておられる。だからこれは期待するのです。ほかの大学教員と違った、質の素晴らしいFDに熱意があって、自分の授業に何とかという前提でないと、FDには頼り切れない。むしろ先ほどお話しになった戦後30年も40年も講義一辺倒でやってきた先生が、FDをやって変わるのか。「ちょっと先生、法学部に戻ってください」と研究科長が言えるか。こういう問題があるのだろうと。これは日本の大学の風土なのです。学長や研究科長を選挙で選んでいる限り、「先生ちょっと辞めてよ」とか「カリキュラムを変えるよ」というのは、できないだろうと私は思っています。

専門教育課長がマネジメントの確立と、講演の中で言いました。杉野さんがどこまで腹の中で思っていたのか、僕もあの講演からは分かりませんが、マネジメントの確立というのは、経営と教学の分離だと思っています。東北大学が、学長選でかなり画期的なことをやった。あるいは滋賀医科大学が、選挙で1位になったのを外して、2位になった現職の学長を、引き続き学長にするというふうに学長選考会議で決めた。こういうことが広がるかといったら、絶対に広がらないです。ですから、今までどおりにやっているのです。このあたりのところを、リーダーシップを握っているかたは、どう考えるかということが語られなかったけれども、やはりなかなか議論のしようがないのですが、難しい問題だろうなと思って聞いていました。

コンファレンス総括

由岐 和広（弁護士、日弁連法務研究財団認証評価事業部事務局長）

実は、後半のほうは私も議論に熱中して、メモを取っていない部分もあります。さらに、私は総括とかまとめがあまりうまくありません。むしろ、自分から切り開いていくほうが好きですので、もし間違った意見把握があった場合は、どうかご容赦をお願いしたいと思います。

私は今回、このようなコンファレンスを開いていただいた金沢大学に、本当に敬意を表したいと思います。評価学と法曹養成という全く異質の制度がくしくも出会い、法科大学院の発展を考え、共に検討してきて、ここ3年ぐらい活動をしてきました。青野さんが、法科大学院が学問と実務の架橋、あるいは研究と教育の架橋の場として機能することが必要なのだと、あいさつの中で言われました。その後、林学長も、高等教育の混沌化、黎明期における法科大学院において、まさに抽象的課題から、具体的現実的実践の段階に入ったという認識をお示しになり、我々法科大学院の第三者評価事業にかかわる者としても、まさにこうした認識を共有していかなければならないと思っています。

さらに、早田先生がこの認証評価について、3点ご指摘になり、我々に対して貴重な意見を言っていたと思います。それは機関評価と認証評価の関係についてです。認証評価はご承知のとおり、専門教育に対する評価ですので、かりに認証評価と機関評価が矛盾する、とりわけ認証評価が甘い制度であった場合、認証評価制度の信頼性が損なわれてしまう。このような指摘があったと思います。さらに、評価機関の選択の問題や、評価の切り口についてもインプット評価も重要なのだという認識を示しました。私ども法務研究財団をはじめとして評価機関は、どちらかという、アウトカムに力点を置いた評価をしようと考えていましたが、この点についてはもう一度、我々も考えていく課題だと思っています。

しかし、重要なのは、アウトプットとアウトカムが違ふという認識で、この点は恐らく、その後シンポジウムのパネラーの皆様から、たくさんの指摘があったように、司法試験の問題が絡んでいると思います。

さらに、その後の杉野さんは面白い話だったと思うのですが、高等教育改革と認証評価について、平成16年は画期的な年だったとし、三つの問題、あるいは三つの改革を指摘していただきました。一つが国立大学の法人化。二つめが認証評価システムの導入。そして三つめが専門職大学院の本格化、法科大学院の設置という問題の指摘でした。そのうち、国立大学については、いずれも法科大学院は検討を迫られている問題であり、私立大学も、やはり専門職大学院の本格化と認証評価システムの導入については、緊急の課題として検討しなければならない課題であることは、ご承知のとおりです。

国立大学の法人化がマネジメントの問題である。もちろんこれには深い意味があるのですが、つまり大学自体が、大学の主体性を生かせる、あるいは大学の独立を、も

っと声を高々に主張していいと私は理解しています。そして、まさに大学が主体であるが故に、社会からの厳しい評価にさらされることは、もとよりです。社会の評価というと、どちらかというマーケットをすぐイメージしますが、直ちにマーケットにさらすことが、必ずしもよいことではないと私も思っています。かりに司法試験をマーケットとするなら（私はそうは思っていませんが）、司法試験に合格する人が多い大学がいい大学となりますが、私どもがマーケットと考えているのは実社会です。やはり、先ほどのマーケットというのは、司法試験ではなく、実社会が受け入れる法曹で、実社会で活躍できる法曹を養成するのが、専門職大学院の使命でなければいけないと考えています。その意味で、法科大学院は先兵であるという表現は全く同感です。

特にマーケットのみではなく、大学にふさわしい評価システムを我々が確立しなければ、大学は直ちにマーケットの波に飲まれ、結局は大学教育自体が荒廃していく恐れもありますので、我々評価機関に与えられた責務というのは大きいと認識しています。

法科大学院について不安面も述べていました。確かに「よういドン」で法科大学院はハード面をそろえました。これから私どもはソフトを、充実させていかなければならない。このような指摘は正しいと思っています。ソフトの充実は、1に大学の努力、2に第三者評価機関の評価の充実、さらには大学をめぐる人々。先ほど職能団体も含めていいと思いますが、実社会の指示を受けなければ、恐らく大学改革、大学の不安は解消されないと思います。そのうえで、大学改革を実現してほしいと思います。

忘れてならないのは、この中で、大学自身が改革の主体であること。2番めに、大学と第三者評価機関の関係については、本当にいい意味での緊張関係を持たなければ、仲間意識やなれ合いになってしまう可能性も非常に含んでいることは、私どもも評価を実践させていただく中で経験しています。その意味でも、杉野さんがおっしゃった、いい意味での緊張関係をどのように実現していけばいいのか。これが大きな課題だと思っています。

その後、飯田さんから、法曹養成という視点から意見を述べてもらいました。どちらかという、このシンポも第三者評価から迫ってきたのに対して、私や飯田さんは法曹養成の視点から、この分野にかかわってきたことは事実です。そして現在、多くの法科大学院が問題を抱えていることを指摘しながらも、法科大学院に対する期待、信頼を適切に述べていただいたと思います。黎明期における法科大学院に対する第三者評価。つまり、それは法科大学院の上昇力を支援することが一つあるのです。そして、法曹に対する社会の要請を伝えるのだということを、述べていたと思います。「法曹を養成しろ」ではなくて、法曹に関する情報を伝えるところに、やはり同じ思想的基盤があると思っています。勿論、大学の主体性をなくしては、この法科大学院構想は絶対にうまくいかないという信念があります。独善ではない。ここがいちばん難しいことだと思っています。

さらに法科大学院の評価基準の在り方や、トライアル評価の内容について述べていただいたと思います。これは三つの評価機関に共通する内容だと思いますが、第三者評価事業自体の質の向上を、我々は自戒して考えなければならないという意見だったと思います。

第二部は、馬場さんから、まず意見が出されました。それは法科大学院の質の評価、多面的評価、あるいは自主的活動という意味で、法科大学院の特徴を指摘しながらも、その法科大学院のいいところを評価していきたい。この考え方は、恐らく財団も基準協会も、同じような考え方だったと思います。

もちろん、評価結果の公表については、各機関とも、恐らく法定化されていますので、公表しなければならないと考えています。さらに、田島さんからトライアル評価を受ける前の立場という形で、意見提起があったと思います。言われるとおり、法科大学院は司法改革の一環としてできた。田島さんも、私と同じ東京弁護士会に所属している関係で、弁護士としての立場から、やはり法科大学院というのは法曹養成の一環であるという強い認識とメッセージを、この場でお述べになったと思います。

法科大学院の授業の内容と、司法修習の関係について、やはり議論のテーマにしていたと思います。これは実は法科大学院が、どのような教育をするのかを踏まえて、修習制度を考えなければならないところもあり、かなり難しい問題であることは事実です。宮川先生は、実は最高裁の司法修習委員会のメンバーとして、一応、既に修習内容の概要を決めましたが、法科大学院の充実度によっては、恐らく修習制度の在り方も変わっていかなければならないと思います。

さらに、金沢大学の現状についてご説明いただいた中に、地域社会に根ざした法曹の養成がある。あるいは40名という少数教育の中で、新しい教育ができる。あるいは考える力と、予備校的答案の問題性を指摘していたと思います。これらは恐らく今法科大学院が抱える大きな問題点であり、我々はこの問題から逃げてはいけない。まさに泥にはいつくばっても、我々はいい法曹を作っていくのだという決意と熱意を持たなければならないという見解だったと思います。

さらに足立さんは、大学改革関連の専門誌のご出身で、法学部人気についていろいろ述べておられました。馬場さんのほうから反論があったと思うので、ここでは客観的に述べさせていただきますが、法学部への希望者が減少していることがあったと思います。私は、法学部への現象には、別段あまり問題意識を持っていません。なぜなら、法科大学院には、いろいろな人間が来てほしいからです。その意味で法学部が減少するという現象に対して、やはり危機意識を持つとしたら、今までの法学部教育に対してこそです。大学関係者は危機感を法学部教育そのものに持っていただきたいと思います。

さらに、法科大学院が淘汰される可能性についても、これは今のところあるともないともいえません。まだ始まって1年ですので、法科大学院を育成、充実させようと、法科大学院関係者は本当に懸命に頑張っている。実務法曹も、何しろ法科大学院に頑張ってもらうなら、どういう援助でもしていこうという覚悟があります。その結果、

自分の仕事がおろそかになってはしょうがないのですが、法科大学院に本当に我々は大きなものを期待しているのは事実です。

これは単に法科大学院だけではなく、それを取り巻く業界人、職能団体が支援しているということだけは、法科大学院関係者に理解していただきたいと思います。

さらにこの中の会場質問で幾つかありましたけども、岡山大学の岡田先生から、地域バランス、法曹過疎をなくすという指摘がありました。私が回答させていただいたように、必ずしも地方だから不利、東京だから優位ということはありません。ある地方の大学で、情報がないから学生の前へ来いと言われれば、私はどこでも行きます。そして、東京の情報を伝えます。そういう人がたくさんいます。宮川先生にしる飯田さんにしろ、私も40校ぐらい大学を回っています。全然いといませんので、お互いの情報を交換しながら、いい法科大学院を作っていただいたらいいと思います。

さらに平林先生から会場発言でしたが、卒業後の指導とか、教員の能力問題の指摘があったと思います。そのほか、厳しい指摘ですが、法曹や法科大学院の広報がへたなのではないかと。もっといろいろなところで、法科大学院、法曹の重要性を広報してくれと。これは我々にとってはありがたい指摘で、我々として今後一つ一つやっていかなければならないと思っています。

第三部パネル2では、宮川先生、本間先生、平林先生から、たくさんの有益な指摘をいただいたと思います。とりわけ宮川先生が、評価機構は法曹に期待される役割について探求して、認証評価に反映させていく。実は、このことがいちばん重要かと思っています。つまり、認証評価には、与えられた評価基準があるわけではない。時代によって要請する法曹が違う。評価基準も、その時代の要請によって変えていかなければいけないのではないか。その意味で、どういう法曹が社会から期待されているのかを踏まえて、評価基準も不断の見直しが必要だろうと。

しかし、我々実務法曹がすべて情報を知っているわけではないのです。法科大学院からの情報を得たり、実務法曹も情報を提供し合いながら、協議して新しい時代の新しい法曹を育成していくシステムを、やはり作っていただきたいと思います。

その中でユーザーの視点を、とりわけ指摘したことは重要だったと思います。その後本間先生から、さまざまな問題指摘がありました。これは宮川先生とも共通しているのですが、評価委員の研修の重要性。評価チームの議論の充実と、人的構成に関して細心の注意を払わなければいけない。あるいは評価に、十分な根拠と納得度を与えなければいけない。あるいは評価に、具体的な改善策を提示しなければいけない。これらについては、もっともなことだと思います。評価は大学を支援するためのものならば、ただA B C Dをつければいいのではなく、大学に具体的な改善策を提示できる。そして評価委員自身も大学の研究者や実務家と一緒に研鑽していく努力が必要であることは、疑いのない事実だと思っています。

そしてこれからは、法科大学院の認証評価について、平林先生からは、自己点検プロセスを経て、國學院がなぜこの評価を受けたか。我々も、FD確保の一環として受けてくださいと、無理やり平林先生にお願いした経緯があり、平林先生も、やはりこ

れを経て法科大学院がより充実していけばいいのだという考え方をお示しいただいたことは、私自身にとっても本当にありがたいことだと思います。もちろん、平林先生は法科大学院、私は第三者評価の側ですから、いい意味での緊張関係はずっと持ち続けていきたいと思っています。その中で、評価基準の設定について、法科大学院の理念からして絶対的なものと、大学の個性に合わせた基準があってもいいのではないかという指摘は、私にとっては有益な指摘でございました。

山岸さんのコメントでも、法科大学院の財政問題とか、あるいは我々法科大学院が自己満足に陥っていないか。予備校との関係はどうするのか、ランキングの問題、司法試験の合格率の関係はどうするのかなど、厳しい質問が与えられています。我々も実は5年間、こうした問題に悩んできました。しかし、この問題は一朝一夕で解決する問題ではないことも事実です。もちろん、我々として、これらの疑問に答えていく努力を不断にしていかなければいけないと思っています。

そのほか、法科大学院にかかる諸問題。司法修習の問題なども提起されました。最後には事後研修の問題についてまで、議論が及びました。今回、このように法科大学院を中核とする法曹養成全般にわたって、第三者評価との関係で、広く深い議論が行われたことを、私が知る限り初めてだと思います。このような機会を与えてくださった金沢大学に、あらためて感謝すると共に、今日ご参加いただいたかたに、あらためて感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会挨拶

畑 安次（金沢大学大学院法務研究科長）

本日は、早朝から長時間にわたりご討議いただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

今の由岐先生のとまとめですべて尽きているわけですが、金沢大学のロースクールは40人の少規模ロースクールですが、多くの大学と共通するところもあります。国立大学法人のロースクールの施設・設備については、既存施設・設備の有効利用が前提になっています。ロースクールが設置されたからといって、特別に施設・設備が整ったというわけではありません。本学の場合は、教育学部および共通教育の建物を利用し、全学的に調整して授業をやっています。したがって、施設・設備の面で極めて不十分ではありますが、今後、全学的な理解を得て、この充実に努めていきたいと考えています。

もう一つ、今日のお話しでも出ましたが、ロースクールの院生が、すべて司法試験に合格すれば問題はないのですが、データ上、先ほどもパーセンテージが出ていましたが、そういうわけにもいきまいという厳しい状況にあります。そうしますと、その手当をどうしていくか。実は昨年3月の段階で、人事院から私ところへ話があり、「この問題をどうするのですか」という問題提起をされました。私は「うちは4月から発足するので、新司法試験に合格しなかった人をどうするのかと、今言われても困る。我々はすべて合格させるという心づもりで対処している」と答えた次第です。もっとも、人事院はそういうことも見ていて、いろいろなことを考えておられるようです。いずれにしても、不合格者が出た場合の対策をどうしていくかが全国的に問題になってくると思います。

最後に、今日の報告ディスカッションを聞いていまして、一定の方向を出していただいたと思われるのは、飯田先生、由岐先生から、司法試験の合格者を何人出したかということが、当面は基本的には評価の対象とならないという点であります。問題は、どういう教育をやっているのか、教育評価の高いロースクールの合格者が少ない場合は、出題にも問題があろうと、検討していかなければならないのだという問題提起をいただいたということです。マスコミ報道は、司法試験が終われば、北大から琉球大まで合格者数の一覧表を提示するでしょうし、世間一般にはその評価で受け取られてしまう。けれども、それではだめだというご指摘をいただいたことは、非常に重要なことだと考えています。

いずれにしても、私どもは定員40人の少規模ロースクールで、現在、北陸3県の弁護士会からも強力な支援をいただいて、授業等についても担当していただいています。今後さらに、今回のこの集まりを一つの契機として、本学のロースクールの充実に努めていきたいと思っています。

本日は長時間にわたって、ありがとうございました。

コンファレンス資料解説

堀井祐介（金沢大学大学教育開発・支援センター助教授）

コンファレンス「専門職大学院の将来と認証評価 ―法科大学院を手がかりに―」において、講演、報告用に配布された資料のいくつかについて簡単な説明を加えさせていただく。なお、資料番号1、2については、本文中にくみこまれているので省略させていただく。

資料番号3 法科大学院の現状・課題とその評価

「法科大学院の現状・課題とその評価」 飯田隆（日弁連法務研究財団常務理事・弁護士）

1. 法科大学院と司法改革
2. 法科大学院における法曹養成教育の重要性
3. 知識を教える教育から考える力を鍛える教育への転換
4. 法科大学院開校1年間の降りかえって
 - (1) 未修者クラスの混乱
 - (2) 新司法試験合格者数問題
 - (3) 新司法試験のサンプル問題の発表
5. 法科大学院の現下の課題
6. 法科大学院の第三者評価の意義と役割
7. 新司法試験と第三者評価
8. 当財団の第三者評価事業の概要
9. 当財団の法科大学院評価基準
10. 評価員研修
11. トライアル評価
12. 法曹養成教育の調査研究
13. 結び

トライアル評価の概要

05.3.5 飯田 隆

1. トライアル評価の標準的なスケジュール

- (1) トライアル評価実施について合意
- (2) 自己点検評価報告書の提出
当財団の学生アンケート、教員アンケート実施
現地調査日の約1ヶ月前
- (3) 事務局での検討
- (4) 評価チームの事前検討会
現地調査日の約2週間前
- (5) 評価チームの直前検討会
現地調査日の前日夜
- (6) 現地調査
- (7) 評価チームの事後検討会
現地調査の約2週間後
- (8) 評価チーム報告書の作成
現地調査日の約1ヶ月後
- (9) 評価委員会分科会による評価報告書原案検討
- (10) 評価委員会で評価報告書原案の確定・法科大学院へ送付
- (11) 対象法科大学院による意見申述手続
1ヶ月以内
- (12) 評価委員会による評価報告書の確定

2. トライアル評価における現地調査の標準的なスケジュール

- (1) 8:30～9:00 評価担当教員・リエゾンスタッフとの打合せ（校舎全般の見学を含む）
- (2) 9:00～10:30 法科大学院長及び教務責任者等とのミーティング
- (3) 10:40～12:10 授業見学
- (4) 12:20～13:20 学生との意見交換会
- (5) 13:30～14:15 教員との意見交換会
- (6) 14:15～15:00 FD関係者とのミーティング
- (7) 15:10～16:40 授業見学（並行して、試験答案の閲覧）
- (8) 16:45～17:30 評価チーム内部ミーティング
- (9) 17:30～18:30 法科大学院の責任者等との最終ミーティング

この2点は、基調報告「法科大学院の現状・課題とその評価」の際に使用されたもので、法科大学院認証評価機関としての日弁連法務研究財団の考え方、トライアル評価、評価員研修などの活動を踏まえての現状分析が示された。また、この発表では以下の2つの冊子も補足資料として参照された。なお、これら2冊は財団法人日弁連法務研究財団にて入手可能なものである。

・「法科大学院認証評価（財団法人日弁連法務研究財団）」

財団法人日弁連法務研究財団発行の法科大学院認証評価に関するパンフレットで、評価体制、評価の概要、2つのマインド7つのスキル（法曹に必要な資質・能力について）、評価のプロセス、Q & A、財団の活動実績・活動予定がわかりやすくまとめている。

・「法科大学院評価基準（財団法人日弁連法務研究財団）」

財団法人日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価に関する説明冊子。I.総説では、評価の目的および評価にあたっての考慮事項、評価および評価基準、評価の方法、評価の実施体制、評価の周期及び時期、評価報告書とその確定、評価結果の通知及び公表、評価報告書確定後の事情の変更、年次報告書、評価手数料等について書かれている。II.評価基準では、我言おうから始まり、法科大学院の運営と自己改革、入学者選抜、教育体制、教育内容・教育方法改善への組織的取り組み、カリキュラム、授業、法曹として必要な資質・能力の養成、学習環境、成績評価・修了認定といった項目についての評価基準が示されている。

資料番号4 法科大学院の認証評価

馬場 剛（独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部長）

1 評価における機構の役割

（機構の目的として）

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行い、その教育研究水準の向上を図ることにより、我が国の高等教育の発展に資する（機構法第3条関係）
（業務として）

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表する（機構法第16条関係）

2 法科大学院認証評価の目的

- (1) 我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図る
- (2) 法科大学院の個性的で多様な発展に資する

具体的には、

- ① 教育活動等の質を保証するため、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定
- ② 教育活動等の改善に役立てるため、多面的な評価を実施し評価結果を当該法科大学院にフィードバック
- ③ 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、支援及び促進していくため、教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す

3 評価の基本的な方針

- (1) 評価基準に基づく適格認定評価
- (2) 自己評価に基づく評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) ピア・レビューを中心とした評価
- (5) 透明性の高い開かれた評価

4 予備評価の実施

当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資する（平成17年度から実施）
基本的に、本評価（平成19年度から実施）と同様に実施

5 よりよい評価システムを目指して

評価は、評価を行う側と受ける側の協働作業
評価の質の向上を図る（17.1.28中教審答申：我が国の高等教育の将来像）

○「法科大学院の認証評価 馬場剛（独立行政法人大学評価・学位授与機構）」

これは、パネル1「専門職大学院としての法科大学院教育のあり方」報告において、馬場氏が独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価機関として、評価における機構の役割、評価の目的、基本方針などについて報告される際に使用された資料である。この報告では、また、以下の4つの冊子も参照された。なお、これら4冊は独立行政法人大学評価・学位授与機構にて入手可能なものである。

・「法科大学院評価基準要項（独立行政法人大学評価・学位授与機構）」

独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価基準についてまとめられた冊子。「I 総則」において評価の目的、評価基準の性質及び昨日、適格認定の要件等についての説明の後、「II 評価の基準」において、教育目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設、設備及び図書館等の各項目において評価基準が列挙されている。また「III 評価の組織と方法等」においては、評価の組織、評価の方法等、追評価、評価の時期、予備評価、教育課程又は教員組織の重要な変更への対応、情報公開、評価基準の改定等、評価手数料について説明されている。

・「評価実施手引書 法科大学院認証評価（機構評価担当者用）（独立行政法人大学評価・学位授与機構）」

独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価担当者用の評価実施手引き書。法科大学院認証評価の対象及び内容等、法科大学院認証評価の評価方法（1）書面調査、法科大学院認証評価の評価方法（2）訪問調査、評価報告書原案の作成について、具体的な説明がつけられている。また、認証評価スケジュールや関連法令等も掲載されている。

・「自己評価実施要項 法科大学院認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構）」

独立行政法人大学評価・学位授与機構が法科大学院側に要求する自己評価の実施要項。序章で法科大学院認証評価についての説明がなされた後、第1章「法科大学院認証評価（本評価）について」、第2章「法科大学院認証評価（追評価）について」、第3章「法科大学院認証評価（予備評価）について」の各章が続く。第1章から第3章では、それぞれの評価について、評価の対象、評価の内容、実施時期などが説明されている。また、認証評価スケジュールや関連法令等も掲載されている。

・「訪問調査実施要項 法科大学院認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構）」

独立行政法人大学評価・学位授与機構が認証評価で行う訪問調査について説明した冊子。訪問調査の概要、訪問調査実施までの準備等、訪問調査当日の対応等、訪問調査スケジュールについて記されている。

② 章ごとに、「基準ごとの分析・判断」及び「優れた点及び改善を要する点等」について分析し、その結果を以下に示す4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断されるものを記述します。

- 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。(○⁺)
- 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。(○)
- 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。(○⁻)
- 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。(×)

評価報告書イメージ

法科大学院認証評価
評価報告書

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成〇〇年〇月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

I 法科大学院認証評価について

1 評価の目的
.....

2 評価のプロセス
.....

3 評価報告書の概要
.....

-1-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

II 認証評価結果

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合している。

(〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合していない。
理由：基準〇-〇-〇を満たしていないため。)

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻においては、.....
.....の点が優れた点であり、.....
.....の点が改善を要する点である。

-2-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

III 各ことの評価

第1章 教育目的

1 評価
第1章のすべての基準を満たしている。
(根拠理由).....

2 優れた点及び改善を要する点等
.....

3 第1章全体の状況
当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の.....、総合的に判断して、優れた状況である。

-3-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

第〇章 〇〇〇〇〇〇

1 評価
第〇章の基準のうち、基準〇-〇-〇を満たしていない。
(根拠理由)
基準〇-〇-〇について、.....の点が.....
.....であるため、基準を満たしていないと判断した。

2 優れた点及び改善を要する点等
.....

3 第〇章全体の状況
当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

第10章 施設、設備及び図書等

1 評価
第10章のすべての基準を満たしている。
(根拠理由).....

2 優れた点及び改善を要する点等
.....

3 第10章全体の状況
当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の.....、総合的に判断して、適切な状況である。

-〇-

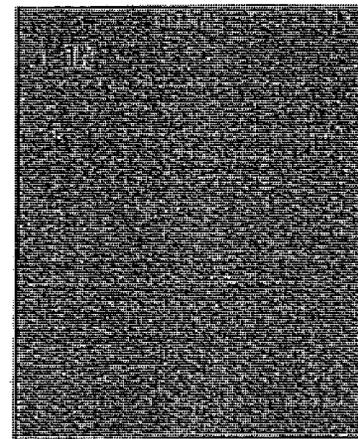
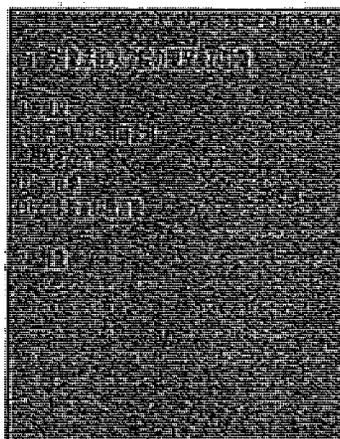
(以下、参考資料として添付)

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

IV 意見の申立て及びその対応

2) 申立てへの対応
.....

-〇-



注1) [Image] は、対象法科大学院から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。
注2) 本評価報告書様式は、今後若干の変更が生じる可能性があります。

Ⅱ 評価の基準

第1章 教育目的

1-1 教育目的

1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1-1-2-1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

法学未修者に対しては、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。

解釈指針7-1-1-3

法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。

解釈指針7-1-1-4

履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

各法科大学院は、多様な措置(各法科大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

7-4 職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

資料番号5 全国国公立大・私立大志願者の志望動向調査

○「全国国公立大・私立大志願者の志望動向調査 受験生は国立大を敬遠、私立大へ
 -公立改革大学の志願者伸びず- (株)進研アド大学改革企画室)

〈第1表〉 05年度 地区別志願者増減表

地区	05年度	04年度	増減	指数
北海道	26,725	29,754	-3,029	89.8
東北	24,648	22,862	1,786	107.8
関東・甲信越	135,609	138,467	-2,858	97.9
東京	1,126,244	1,167,421	-41,177	96.5
東海・北陸	159,530	150,635	8,895	105.9
近畿	503,047	519,816	-16,769	96.8
中国・四国	31,237	33,160	-1,923	94.2
九州	83,120	84,713	-1,593	98.1
私立大・計	2,090,160	2,146,828	-56,668	97.4

05.2.10 現在

(豊島経男事務所・嗣進研アド調査)

〈第3表〉 05年度 学部系統別志願者増減表

学部系統	05年度	04年度	増減	指数
法	212,371	232,431	-20,060	91.4
経済・経営・マネジメント	444,564	454,561	-9,997	97.8
総合政策・政策科学	26,411	22,271	4,140	118.6
社会・社会福祉	147,706	139,388	8,318	106.0
環境	24,026	24,899	-873	96.5
国際・外国語	115,756	122,518	-6,762	94.6
情報	57,309	57,063	246	100.4
文・人文・教養・心理	335,322	342,876	-7,554	97.8
理	63,587	67,598	-4,011	94.1
理工・工・メディア	321,565	339,259	-17,694	94.8
農・生命科学	50,310	54,414	-4,104	92.5
医	55,198	51,437	3,761	107.3
看護・医療・健康	36,344	31,888	4,456	114.0
歯	6,165	6,254	-89	98.6
薬	77,578	83,655	-6,077	92.7
生活科学・家政	32,754	33,581	-827	97.5
教員養成	20,034	19,246	788	104.1
芸術・デザイン	40,064	40,752	-688	98.3
スポーツ	23,096	22,737	359	101.6
私立大・計	2,090,160	2,146,828	-56,668	97.4

05.2.10 現在

(豊島経男事務所・嗣進研アド調査)

〈第4表〉 05年度 国公立大学 日程別志願者増減表

区分	日程	05年 募集人員	05年 志願者	05年 倍率	04年 募集人員	04年 志願者	04年 倍率	増減	指数
国立	前	62,170	195,777	3.1	62,087	208,660	3.4	-12,883	93.8
	後	20,988	176,705	8.4	21,368	187,417	8.8	-10,712	94.3
国立計		83,158	372,482	4.5	83,455	396,077	4.7	-23,595	94.0
公立	前	12,747	55,242	4.3	12,001	56,172	4.7	-930	98.3
	後	3,465	36,997	10.7	3,528	37,774	10.7	-777	97.9
	中	2,012	25,707	12.8	1,998	26,852	13.4	-1,145	95.7
公立計		18,224	117,946	6.5	17,527	120,798	6.9	-2,852	97.6
国公立計		101,382	490,428	4.8	100,982	516,875	5.1	-26,447	94.9

05.2.2 午後3時現在

(文科省発表のデータを基に筆者作成)

〈第6表〉 05年度 国公立大学 学部系統別志願者増減表

系統	05年度	04年度	増減	指数
法・政治	23,506	25,844	-2,338	91.0
経済・経営・商	55,353	61,395	-6,042	90.2
社会・社会福祉	7,656	6,192	1,464	123.6
国際・外国語	14,024	16,859	-2,835	83.2
情報	6,900	7,556	-656	91.3
文・人文・教養	38,316	39,747	-1,431	96.4
理学	26,646	29,491	-2,845	90.4
工学	113,666	122,205	-8,539	93.0
農・畜産・水産	25,363	27,221	-1,858	93.2
医学	45,869	47,204	-1,335	97.2
医療・看護	13,314	13,342	-28	99.8
歯学	4,536	4,745	-209	95.6
薬学	8,969	9,707	-738	92.4
生活・環境	6,514	6,164	350	105.7
教員養成	62,508	70,416	-7,908	88.8
体育・芸術	12,380	12,939	-559	95.7
総合	24,908	15,848	9,060	157.2
総計	490,428	516,875	-26,447	94.9

05.2.2 午後3時現在

(文科省発表のデータを基に筆者作成)

国公立大学 学部系統別大学別志願者数の増減

系統	大学名	学部等	05年度	04年度	増減	指数
法・政治	北海道	法	745	864	-119	86.2
法・政治	東北	法	753	934	-181	80.6
法・政治	福島	行政社会昼		703		
法・政治	福島	行政社会夜		214		
法・政治	千葉	法経	2,125	2,207	-82	96.3
法・政治	東京	文科一類	2,177	2,270	-93	95.9
法・政治	一橋	法	1,140	1,052	88	108.4
法・政治	新潟	法	547	562	-15	97.3
法・政治	金沢	法	535	555	-20	96.4
法・政治	名古屋	法	473	621	-148	76.2
法・政治	京都	法	1,278	1,299	-21	98.4
法・政治	大阪	法	659	723	-64	91.1
法・政治	神戸	法	839	1,010	-171	83.1
法・政治	島根	法文	1,520	1,188	332	127.9
法・政治	岡山	法昼	594	582	12	102.1
法・政治	岡山	法夜		49		
法・政治	広島	法昼	483	485	-2	99.6
法・政治	広島	法夜	116	287	-171	40.4
法・政治	香川	法昼	322	456	-134	70.6
法・政治	愛媛	法文昼	1,141	1,329	-188	85.9
法・政治	愛媛	法文夜	450	600	-150	75.0
法・政治	九州	法	617	815	-198	75.7
法・政治	熊本	法	629	985	-356	63.9
法・政治	鹿児島	法文	1,370	1,393	-23	98.3
法・政治	岩手県立	総合政策	404	420	-16	96.2
法・政治	東京都立	法		1,185		
法・政治	山梨県立	国際政策	796			
法・政治	大阪市立	法一	1,072	1,074	-2	99.8
法・政治	大阪市立	法二	201	344	-143	58.4
法・政治	島根県立	総合政策	1,886	845	1,041	223.2
法・政治	北九州市立	法昼	521	669	-148	77.9
法・政治	北九州市立	法夜	113	124	-11	91.1
経済・経営・商	北海道	経済	833	817	16	102.0
経済・経営・商	小樽商科	商昼	1,195	1,461	-266	81.8
経済・経営・商	小樽商科	商夜	104	163	-59	63.8
経済・経営・商	東北	経済	1,064	988	76	107.7
経済・経営・商	福島	経済昼		1,179		
経済・経営・商	福島	経済夜		208		
経済・経営・商	埼玉	経済昼	1,243	1,230	13	101.1
経済・経営・商	東京	文科二類	1,705	1,599	106	106.6
経済・経営・商	一橋	経済	1,369	1,607	-238	85.2
経済・経営・商	一橋	商	1,228	1,154	74	106.4
経済・経営・商	横浜国立	経済	1,723	1,638	85	105.2
経済・経営・商	横浜国立	経営昼	1,279	1,258	21	101.7
経済・経営・商	横浜国立	経営夜	63	150	-87	42.0
経済・経営・商	新潟	経済昼	895	860	35	104.1
経済・経営・商	富山	経済昼	976	1,527	-551	63.9
経済・経営・商	富山	経済夜	327	407	-80	80.3
経済・経営・商	金沢	経済	487	358	129	136.0
経済・経営・商	信州	経済	532	722	-190	73.7
経済・経営・商	名古屋	経済	621	706	-85	88.0
経済・経営・商	滋賀	経済昼	2,937	2,110	827	139.2
経済・経営・商	京都	経済	1,540	1,440	100	106.9
経済・経営・商	大阪	経済	945	863	82	109.5
経済・経営・商	神戸	経済昼	1,638	1,283	355	127.7
経済・経営・商	神戸	経済夜	122	184	-62	66.3
経済・経営・商	神戸	経営昼	1,363	1,385	-22	98.4
経済・経営・商	神戸	経営夜	96	145	-49	66.2
経済・経営・商	和歌山	経済昼	1,719	1,333	386	129.0
経済・経営・商	和歌山	経済夜	381	416	-35	91.6
経済・経営・商	岡山	経済昼	498	585	-87	85.1
経済・経営・商	岡山	経済夜	201	293	-92	68.6
経済・経営・商	広島	経済昼	356	414	-58	86.0

学部系統別 大学別志願者増減表

学部系統	大学	05年度	04年度	増減	指数
法	札幌	435	477	-42	91.2
	札幌学院	425	531	-106	80.0
	北星学園	422	463	-41	91.1
	北海学園	1,888	1,957	-69	96.5
	東北学院	1,396	1,256	140	111.1
	秋田経済法科	72	89	-17	80.9
	関東学園	84	73	11	115.1
	駿河台	427	604	-177	70.7
	聖学院	92	112	-20	82.1
	獨協	2,594	3,288	-694	78.9
	中央学院	356	338	18	105.3
	青山学院	3,982	3,835	147	103.8
	亜細亜	2,542	2,150	392	118.2
	嘉悦	126	0	126	
	学習院	3,914	4,241	-327	92.3
	慶應義塾	8,119	9,135	-1,016	88.9
	國學院	2,765	2,464	301	112.2
	国士館	1,494	1,847	-353	80.9
	駒澤	6,019	5,590	429	107.7
	上智	5,579	6,210	-631	89.8
	成蹊	5,632	6,408	-776	87.9
	成城	3,512	2,746	766	127.9
	専修	4,969	5,402	-433	92.0
	創価	1,729	2,007	-278	86.1
	大東文化	1,655	2,981	-1,326	55.5
	拓殖	1,024	1,116	-92	91.8
	中央	13,517	15,873	-2,356	85.2
	帝京	1,931	1,886	45	102.4
	東海	1,760	2,902	-1,142	60.6
	東京経済	1,640	1,381	259	118.8
	東洋	5,240	5,603	-363	93.5
	日本	5,380	7,266	-1,886	74.0
	法政	4,889	6,643	-1,754	73.6
	明治	16,929	19,119	-2,190	88.5
	明治学院	6,622	6,429	193	103.0
	立教	6,754	5,612	1,142	120.3
	立正	933	1,244	-311	75.0
	早稲田	14,468	15,464	-996	93.6
	神奈川	2,349	3,109	-760	75.6
	関東学院	678	826	-148	82.1
	桐蔭横浜	410	476	-66	86.1
山梨学院	403	600	-197	67.2	
愛知	2,269	2,645	-376	85.8	
愛知学院	1,376	1,548	-172	88.9	
中京	1,609	1,953	-344	82.4	

学部系統別 大学別志願者増減表

学部系統	大学	05年度	04年度	増減	指数
法	南山	2,022	2,130	-108	94.9
法	名城	2,040	2,145	-105	95.1
法	京都学園	300	296	4	101.4
法	京都産業	3,126	4,318	-1,192	72.4
法	同志社	6,470	4,149	2,321	155.9
法	立命館	6,532	8,798	-2,266	74.2
法	龍谷	4,862	5,358	-496	90.7
法	大阪学院	211	288	-77	73.3
法	大阪経済	401	760	-359	52.8
法	大阪経済法科	691	550	141	125.6
法	大阪工業	323	320	3	100.9
法	関西	8,328	8,108	220	102.7
法	近畿	4,052	4,530	-478	89.4
法	摂南	783	871	-88	89.9
法	桃山学院	1,267	1,510	-243	83.9
法	関西学院	4,697	4,821	-124	97.4
法	甲南	2,816	3,157	-341	89.2
法	神戸学院	1,587	1,885	-298	84.2
法	岡山商科	105	99	6	
法	広島修道	987	1,302	-315	75.8
法	松山	1,189	1,198	-9	99.2
法	久留米	1,172	1,372	-200	85.4
法	西南学院	3,224	3,016	208	106.9
法	福岡	4,332	4,947	-615	87.6
法	志學館	49	42	7	116.7
法	沖縄	81	97	-16	83.5
法	沖縄国際	315	465	-150	67.7
経済・経営・マネジメント	札幌	983	1,105	-122	89.0
経済・経営・マネジメント	札幌学院	832	980	-148	84.9
経済・経営・マネジメント	函館	35	35	0	100.0
経済・経営・マネジメント	北星学園	906	798	108	113.5
経済・経営・マネジメント	北海学園	2,907	2,828	79	102.8
経済・経営・マネジメント	北海道情報	28	97	-69	28.9
経済・経営・マネジメント	八戸	7	12	-5	58.3
経済・経営・マネジメント	石巻専修	375	410	-35	91.5
経済・経営・マネジメント	東北学院	3,137	3,348	-211	93.7
経済・経営・マネジメント	秋田経済法科	82	77	5	106.5
経済・経営・マネジメント	関東学園	78	82	-4	95.1
経済・経営・マネジメント	城西	943	1,013	-70	93.1
経済・経営・マネジメント	駿河台	393	471	-78	83.4
経済・経営・マネジメント	東京国際	1,182	1,243	-61	95.1
経済・経営・マネジメント	獨協	5,478	5,583	-105	98.1
経済・経営・マネジメント	敬愛	104	139	-35	74.8
経済・経営・マネジメント	千葉経済	224	341	-117	65.7
経済・経営・マネジメント	中央学院	215	300	-85	71.7

昨年度までの3カ年推移

国公立大学 学部系統別合格者平均偏差値<3カ年対比>

	募集人員				差 '04-'02	受験者				差 '04-'02	合格者平均偏差値			差 '04-'02
	'02	'03	'04			'02	'03	'04			'02	'03	'04	
人文学	6,126	6,109	6,132	▲6	27,961	26,686	25,893	▲2,068	59.4	59.9	59.7	0.3		
外国語学	2,000	1,980	1,973	▲27	8,083	8,959	8,220	▲137	60.5	61.5	61.0	0.5		
法学	6,060	6,120	5,353	▲707	24,083	24,571	21,681	▲2,402	59.6	59.6	60.1	0.5		
経済・経営・商学	11,407	11,315	11,236	▲171	51,572	52,464	48,264	▲3,308	54.9	55.7	55.9	1.0		
社会学	2,043	2,063	1,993	▲50	8,546	9,278	6,254	▲2,292	55.4	56.2	55.5	0.1		
国際関係学	757	751	748	▲9	3,108	3,634	2,908	▲200	59.5	60.3	59.8	0.3		
教員養成・教育学	14,051	14,031	13,804	▲247	59,914	60,942	55,489	▲4,425	54.0	54.7	54.7	0.7		
生活科学	778	797	889	111	3,434	4,238	3,737	303	58.2	56.6	55.9	▲0.3		
芸術学	1,419	1,421	1,471	52	12,172	5,285	10,491	▲1,681	50.5	51.4	52.0	1.5		
総合科学	3,033	3,012	2,986	▲47	12,273	12,270	10,417	▲1,856	56.3	57.0	56.9	0.6		
保健衛生	4,928	5,483	6,313	1,385	20,314	24,872	24,383	4,069	56.5	56.6	56.3	▲0.2		
医	4,034	4,022	4,010	▲24	23,149	22,763	21,948	▲1,201	72.1	71.5	71.9	▲0.2		
歯	608	598	633	25	3,312	3,412	3,723	411	66.1	66.5	63.8	▲2.3		
薬	1,199	1,185	1,198	▲1	8,415	8,847	8,003	▲412	66.8	67.4	68.3	1.5		
理	8,260	8,226	8,183	▲77	32,113	31,652	27,554	▲4,559	59.7	59.9	59.5	▲0.2		
工	28,845	28,581	28,425	▲420	104,622	104,090	92,199	▲12,423	53.7	54.3	54.4	0.7		
農・水産	6,105	6,099	5,983	▲122	25,859	25,201	20,761	▲5,098	56.9	57.0	56.4	▲0.5		
合計	101,653	101,793	101,330	▲323	428,930	429,164	391,925	▲37,005	56.1	56.7	56.6	0.5		

*募集人員、受験者数は大学公表値のみ集計。新設大学・学部・学科、2部・夜間を含む。推薦入試は含まず。
 *2004年度の受験者数は2004年5月18日現在の集計。推薦入試は含まず。
 *合格者平均偏差値は入試結果調査の調べによる。

受験人口の減少を受け、ほとんどの学部系統で受験者数が減少した。法学系統では、今年度入試で法科大学院設置に伴う募集人員削減が相次ぎ、受験者数もほぼ同じ割合で減少したが、上位の大学では厳しい競争になった模様である。

私立大学 学部系統別合格者平均偏差値<3カ年対比>

	募集人員				受験者				合格者平均偏差値			合格者割増率			実質倍率		
	'02	'03	'04		'02	'03	'04		'02	'03	'04	'02	'03	'04	'02	'03	'04
人文学	31,100	28,213	28,483	259,631	263,481	231,793	55.9	56.6	57.3	260.1	274.1	252.2	3.2	3.4	3.2		
外国語学	4,733	4,878	5,553	36,275	37,395	32,874	55.2	57.1	57.7	257.7	244.3	230.8	3.0	3.3	2.6		
法学	19,035	17,130	18,829	204,609	195,926	170,988	56.9	57.6	59.1	279.1	279.6	241.7	3.9	4.1	3.8		
経済・経営・商学	48,467	44,059	42,876	435,370	425,060	357,242	51.8	52.6	54.1	249.0	241.1	228.8	3.6	4.0	3.7		
社会学	15,458	14,349	15,811	125,577	123,559	105,309	53.8	53.8	54.4	218.7	225.9	200.5	3.7	3.8	3.3		
国際関係学	2,960	2,412	2,897	18,680	18,128	15,141	55.4	58.9	58.7	218.0	246.3	185.6	2.9	3.1	2.8		
教員養成・教育学	3,561	2,731	2,883	37,282	38,359	39,145	55.2	56.0	57.3	195.0	246.0	221.0	5.4	5.7	6.1		
生活科学	5,537	5,879	6,246	40,569	40,770	42,186	51.9	52.6	53.6	210.9	187.3	171.8	3.5	3.7	3.9		
芸術学	6,831	7,214	7,013	41,110	37,574	32,593	50.1	50.9	52.5	163.2	155.6	141.3	3.7	3.3	3.3		
総合科学	5,958	5,641	6,417	43,432	41,661	48,094	53.1	54.0	56.1	201.9	222.5	214.5	3.6	3.3	3.3		
保健衛生	6,447	7,045	6,888	59,863	67,811	62,897	52.0	52.8	54.1	212.6	207.7	200.7	4.4	4.6	4.5		
医	2,201	2,191	2,141	42,608	46,257	45,055	67.6	67.2	67.9	154.0	157.8	147.3	12.6	13.4	14.3		
歯	1,135	1,106	1,110	5,582	6,232	6,240	53.8	54.7	55.8	137.3	137.9	138.6	3.6	4.1	4.1		
薬	3,522	3,727	4,832	70,109	76,432	76,852	59.8	60.5	60.9	310.2	298.4	283.8	6.4	6.9	5.8		
理	4,483	4,280	4,477	69,947	70,571	58,618	57.1	57.3	57.9	454.1	483.9	458.3	3.4	3.4	2.9		
工	30,365	27,620	27,770	275,288	283,539	223,082	51.0	51.3	52.3	289.3	298.2	289.6	3.1	3.2	2.8		
農・水産	3,421	3,536	3,705	53,439	53,574	48,933	55.8	55.3	55.4	305.9	294.3	278.2	5.1	5.1	4.7		
合計	195,212	181,791	187,531	1,819,451	1,806,129	1,595,042	53.7	54.3	55.4	254.7	256.8	239.2	3.7	3.9	3.8		

*募集人員は大学公表値のみ集計。新設大学・学部・学科、2部・夜間を含む。一般入試のみ。
 *2004年度の受験者数、合格者割増率、実質倍率は2004年5月18日現在の集計。
 *合格者平均偏差値は入試結果調査の調べによる。

資料番号 6 0 5 年度法科大学院入試結果

○「05 年度 法科大学院 入試結果（1 月 26 日現在） （(株) 進研アド）」

各法科大学院毎に、既習・未習、入試方式、入試日程、定員、2005 年度出願者数、2004 年度出願者数、一次選考通過者、最終選考受験者、2005 年度合格者、補欠合格候補者数、手続者数、2005 年度 / 2004 年度出願者比、2005 年度出願 / 定員比率、2005 年度出願者 / 合格者比率を表形式にまとめたもの。

この 2 つは、ベネッセ・進研アド 『ビトウィーン』編集長である足立氏のパネル 1 報告において使用されたもの。報告では、主に、法学部関連についての項目を参照されながら話を進められた。

これらの他に、パネル 1 の司会を担当していただいた前田氏から、同じく法科大学院認証評価機関である財団法人大学基準協会からも「法科大学院基準（案） 財団法人大学基準協会」を提供していただいた。これは、財団法人大学基準協会の法科大学院認証評価基準をまとめた冊子で、法科大学院基準として、理念・目的ならびに教育目標、教育の内容・方法等、教員組織、学生の受入れ、学生生活への支援、施設・設備、図書館、事務組織、管理運営、点検・評価等、情報公開・説明責任の 10 項目について、評価の視点と重要度のレベルが記載されている。この冊子も財団法人大学基準協会にて入手可能なものである。

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	05年度 合格者数	補欠合格 候補者数	手続者数	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
北海道大				100	549	848	503	418	129			65%	5.49	4.26
北海道大	既修	一般		80	78		67	57	50			#DIV/0!		
北海道大	未修	一般			217		199	173	52			#DIV/0!		
北海道大	併願	一般			167		158	112	11					
北海道大	既修	特別			87		79	76	2			#DIV/0!		
北海道大	未修	特別							14			#DIV/0!		
東北大				100	389	633		150	110			61%	3.89	3.54
東北大	既修			60	205		1次試験 ナシ	150	55			#DIV/0!		
東北大	未修			40	184				55				#DIV/0!	
筑波大				40	497		221					#DIV/0!		
千葉大				50	678	1345						50%	13.56	#DIV/0!
千葉大	既修	2年コース		35	425	711						60%	12.14	#DIV/0!
千葉大	未修	3年コース		15	253	634						40%	16.87	#DIV/0!
東京大				300	1298	2005	976		318			65%	4.33	4.08
東京大	既修			200	759	869	628		210			87%	3.80	3.61
東京大	未修			100	539	1136	348		108			47%	5.39	4.99
一橋大				100	388	1202		281	115			32%	3.88	3.37
一橋大	既修			70	203	567		165	78			36%	2.90	2.60
一橋大	未修			30	185	635		116	37			29%	6.17	5.00
横浜国立大				50	370	971						38%	7.40	#DIV/0!
横浜国立大学		A		40	370		1次試験ナシ	144	40					
横浜国立大学		B		10										
新潟大				60	308	380	249	217	93			81%	5.13	3.31
新潟大	未修			60	229		183	169	88					
新潟大	既修				79		66	48	5					
信州大学				40			120							
金沢大				40	247	464		178	56			53%	6.18	4.41
静岡大学				30	97		97							
名古屋大				80	366	852	366		96			43%	4.58	3.81
京都大				200	885	1974	723	650	212			45%	4.43	4.17
京都大	既修			140	604	935	475	442	146			65%	4.31	4.14
京都大	未修			60	281	1039	248	208	66			27%	4.68	4.26
大阪大				100	998	1183	643					84%	9.98	#DIV/0!
大阪大		一般		70	998	808	492		137			124%	14.26	7.28
大阪大		特別		30		375	151		30			0%	0.00	0.00
神戸大				100	783	1400	687	618	171			56%	7.83	4.58
神戸大	既修	一般		70	358	457	336	297	97			78%	5.11	3.69
神戸大	既修	特別			130	172	107	91	22			76%	#DIV/0!	5.91

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	05年度 合格者数	補欠合格 候補者数	手続者数	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
神戸大	未修	一般		30	79	168	46	42	5			47%	2.63	15.80
神戸大	未修	特別			216	603	198	188	47			36%	#DIV/0!	4.60
島根大(山陰法科大学院)				30	101	304	1次試験ナシ	83	37			33%	3.37	2.73
岡山大				60	263	682	1次試験ナシ		75			39%	4.38	3.51
広島大				60	167	468			77			36%	2.78	2.17
広島大	未修	一般			109		1次試験		57			#DIV/0!	1.82	1.91
広島大	既修	一般		60	58		ナシ		15					3.87
広島大		AO			21		5		5					4.20
香川大(四国ロースクール)				30	161	314		149	70			51%	5.37	2.30
九州大				100		831						0%	0.00	#DIV/0!
熊本大				30	132	228	70		40			58%	4.40	3.30
鹿児島大	未修			30	85	295	1次試験ナシ	63	37			29%	2.83	2.30
琉球大	未修			30	144	357			33			40%	4.80	4.36
琉球大	未修	一般		25	123	352	1次試験		28			35%	4.92	4.39
琉球大	未修	特別		5	21	70	ナシ		5			30%	4.20	4.20
首都東京				65	527	1299	527	358				41%	8.11	#DIV/0!
首都東京	既修			45	358	724	358	214				49%	7.96	#DIV/0!
首都東京	未修			20	169	575	169	144	74			29%	8.45	2.28
大阪市立大				75	520	1278		435	107			41%	6.93	4.86
大阪市立大	既修			35	204	400	1次試験	158	52	4		51%	5.83	3.92
大阪市立大	未修			40	316	878	ナシ	277	55	6		36%	7.90	5.75
国公立計				1790	9359	19313						48%	5.23	#DIV/0!

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	合格者数	補欠合格 候補者数	入学者	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
東北学院大	未修			50	101	259			41			39%	2.02	2.46
東北学院大	既修				12	175		10	0	6		7%	0.34	#DIV/0!
東北学院大	未修		A日程	35	89			84	41					
東北学院大	未修		B日程	10			10							
東北学院大	未修		C日程	5		84						0%	0.00	#DIV/0!
白鷗大				30	112	350			23			32%	3.73	4.87
白鷗大	未修		A日程	14	105	207	61		21			51%	7.50	5.00
白鷗大	既修		A日程	7	7	143	10		2					
白鷗大	未修		B日程	6										
白鷗大	既修		B日程	3								5%	1.00	#DIV/0!
駿河台大				60	280	990			58			28%	4.67	4.83
駿河台大	既修		A日程	10	27	630	27	17	6			4%	2.70	4.50
駿河台大	併願				50		50	31	16					
駿河台大	未修			25	121		121	88	25					
駿河台大	社未				82		82	56	11					
駿河台大			B日程	25		360						0%	0.00	#DIV/0!
獨協大				50	280	774	256	232	46			36%	5.60	6.09
獨協大			I期	40	273	630	256	232	45	26		43%	6.83	6.07
獨協大			II期	10	7	144			1			5%	0.70	7.00
大宮法科大学院	未修			100	642	1605	407	320	152			40%	6.42	4.22
大宮法科大学院	未修	昼間主	A	40	429	850	283	206	91			50%	10.73	4.71
大宮法科大学院	未修	夜間主	A	40	213	385	124	114	61			55%	5.33	3.49
大宮法科大学院	未修	昼間主	B	10		226						0%	0.00	#DIV/0!
大宮法科大学院	未修	夜間主	B	10		144						0%	0.00	#DIV/0!
青山学院大				60	990	1450			105			68%	16.50	9.43
青山学院大	既修	3年標準		20		457			63			217%	49.50	15.71
青山学院大	未修	2年短縮		40		993			19			0%	0.00	0.00
青山学院大		特別	3年標準		990		533		23					
青山学院大		社会人	2年短縮						3					
青山学院大		特別	他学部						11					
学習院大				65	380	1361	337	196	73			28%	5.85	5.21
学習院大	既修			50	238	767	205	127	53	4		31%	4.76	4.49
学習院大	未修			15	142	594	132	69	20	7		24%	9.47	7.10
慶応義塾大				260	1526	2197			361	199		69%	5.87	4.23
慶応義塾大	既修			180	989	833			251	110		119%	5.49	3.94
慶応義塾大	未修			80	537	1364			110	89		39%	6.71	4.88
國學院大				100	259	740	192					35%	2.59	#DIV/0!
國學院大	未修	A	秋季	30	187							#DIV/0!	6.23	3.40

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	合格者数	補欠合格 候補者数	入学者	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
國學院大	併願	B	秋季		67		192	181	55	10		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
國學院大	既修	C	秋季	10	5							#DIV/0!	0.50	#DIV/0!
國學院大	未修	A	春季				14							
國學院大	併願	B	春季	10										
國學院大	既修	C	春季				8							
駒澤大				50	393	879	209		62	21		45%	7.86	6.34
駒澤大	既修		前期	15	78		48	45	24(+7)	2			5.20	#VALUE!
駒澤大	未修		前期	25	262		114	101	31	19		#DIV/0!	10.48	8.45
駒澤大	既修		後期	5	14		9					#DIV/0!	2.80	#DIV/0!
駒澤大	未修		後期	5	39		38					#DIV/0!	7.80	#DIV/0!
上智大				100	1187	1920	639	511	176			62%	11.87	6.74
上智大	既修			50	512	607	291	242	57	12		84%	10.24	8.98
上智大	未修			50	675	1313	348	269	70			51%	13.50	9.64
上智大	併願				378				49					
成蹊大				50	822	1531						54%	16.44	#DIV/0!
成蹊大	既修	一般		20	186	471			18	17		39%	9.30	10.33
成蹊大	既修	社会人			58	185			12	7		31%	#DIV/0!	4.83
成蹊大	未修	一般		30	287	316	30		30			91%	9.57	9.57
成蹊大	未修	社会人			291	559	30		30			52%	#DIV/0!	9.70
専修大				42	513	1206	103		52			43%	12.21	9.87
専修大	既修	I期		30	265	629	60		33			42%	8.83	8.03
専修大	未修	I期		12	248	577	43		19			43%	20.67	13.05
専修大	既修	II期		12										
専修大	未修	II期		6										
創価大				50	191	466	160	148	61			41%	3.82	3.13
大東文化大				50	323	905						36%	6.46	#DIV/0!
大東文化大		A		40	323	662	199	195	89			49%	8.08	3.63
大東文化大		B		10		243						0%	0.00	#DIV/0!
中央大				300	3350	5413	724	700	376			62%	11.17	8.91
中央大	既修			200	1609	2130	460	451	248		195	76%	8.05	6.49
中央大	未修			90	1741	3283	264	249	120		68	53%	19.34	14.51
中央大	特別			10	9				8				0.90	1.13
東海大				50	366	1006	141	95	47			36%	7.32	7.79
東海大	既修		一期		33	250	24	15	6			13%	0.83	5.50
東海大	未修		一期	40	151	667	117	80	41	20		23%	#DIV/0!	3.68
東海大	社特		二期			10						0%	0.00	#DIV/0!
東海大	未修		二期	10	182	79						230%	#DIV/0!	#DIV/0!
東洋大				50	684	1441			65			47%	13.68	10.52

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	合格者数	補欠合格 候補者数	入学者	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
東洋大	未修		A日程	15	258	422		245	26			61%	17.20	9.92
東洋大	既修		B日程	15	123	496		96	17			25%	8.20	7.24
東洋大	未修		B日程	15	182	496		152	22			37%	12.13	8.27
東洋大	共通		C日程	20	121	523						23%	6.05	#DIV/0!
日本大				100	425	1187	340		110	45		36%	4.25	3.86
日本大	既修			50	179	411	133		55	15		44%	3.58	3.25
日本大	未修			50	246	776	207		55	30		32%	4.92	4.47
法政大				100	834	2397	178		161			35%	8.34	5.18
法政大	既修			70	562	974			127	21		58%	8.03	4.43
法政大	未修		I	10	76	755	59		18			10%	7.60	4.22
法政大	未修		II	10	103	358	60		16	7		29%	10.30	6.44
法政大	未修		III	10	93	310	59					30%	9.30	#DIV/0!
明治大				200	2589	3188	1241	623	276			81%	12.95	9.38
明治大	既修			100	1156	1242	629	312	141			93%	11.56	8.20
明治大	未修			100	1433	1946	612	311	135			74%	14.33	10.61
明治学院大				80	471	1271	291		85			37%	5.89	5.54
明治学院大	未修		A	40~60	419	921	188		69	44		45%	#VALUE!	6.07
明治学院大	既修													
明治学院大	既修		A	20~40			78		7					
明治学院大			B(飛び入学含む)			350						0%	#DIV/0!	#DIV/0!
明治学院大			AO	5	52		25		9					
立教大				70	618	1350	485	193	85	58		46%	8.83	7.27
立教大	既修			30	132	564	88	38	31	19		23%	4.40	4.26
立教大	未修			40	486	786	397	155	54	39		62%	12.15	9.00
早稲田大				300	2264	4557	764	753	333			50%	7.55	6.80
神奈川大				50	313	856						37%	6.26	#DIV/0!
神奈川大			前期	35	313	615	126		52			51%	8.94	6.02
神奈川大			後期	15		241						0%	0.00	#DIV/0!
関東学院大				60	339	887	151		110			38%	5.65	3.08
関東学院大	既修		前期	30	44	177	29		17			25%	1.47	2.59
関東学院大	未修		前期	30	251	494	122		93			51%	8.37	2.70
関東学院大	既修		後期	15	11							#DIV/0!	0.73	#DIV/0!
関東学院大	未修		後期	15	33	216						15%	2.20	#DIV/0!
桐蔭横浜大	未修			70	466	1022		448	112	110		46%	6.66	4.16
山梨学院大				40	222	554	0					40%	5.55	#DIV/0!
山梨学院大	共通	スカラ	スカラ	10	98	175		93	25			56%	9.80	3.92
山梨学院大	既修		A	15	11	23		10	3			48%	0.73	3.67

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	合格者数	補欠合格 候補者数	入学者	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
山梨学院大	既修		B			30	1次試験					0%	#DIV/0!	#DIV/0!
山梨学院大	未修		A	15	113	219		109	20			52%	7.53	5.65
山梨学院大	未修		B			107						0%	#DIV/0!	#DIV/0!
私立(東日本)計				2587	20940	41762						50%		

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	05年度 合格者数	補欠合格 候補者数	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
愛知大				40	212	515			68		41%	5.30	3.12
愛知大	未修	一般前期				387			34	3	47%		5.38
愛知大	既修	一般前期		40	183				16	2			
愛知大		AO				128			13		0%		0.00
愛知大		特別入試			29		183	34	5				
中京大			実人数	30	256	496			50		52%	8.53	5.12
中京大	既修		A		21	61	9		3		34%	0.84	7.00
中京大	未修		A	25	206	305	120		47		68%		4.38
中京大	既修		B		1	19					5%		#DIV/0!
中京大	未修		B	5	28	111					25%	#DIV/0!	#DIV/0!
南山大				35	170	281			64		60%	4.86	2.66
南山大		秋季		35	170				64				2.66
南山大		春季		15									
名城大				50	189	429		157	60		44%	3.78	3.15
名城大	既修		A	18	17	148		16	5		11%	0.94	3.40
名城大	未修		A	27	172	281		141	55		61%		3.13
名城大	既修		B	2							#DIV/0!		
名城大	未修		B	3							#DIV/0!	0.00	#DIV/0!
愛知学院大学			A	30									
愛知学院大学			B	5									
京都産業大				60	338	577					59%	5.63	#DIV/0!
京都産業大			前期	40	306	400			75		77%	7.65	4.08
京都産業大			後期	20	32	177					18%	1.60	#DIV/0!
同志社大				150	877	1447	683	561	281		61%	5.85	3.12
同志社大	未修	A		50	368		285	241	101				
同志社大	既修	B			233		182	143					
同志社大	併願	C		100	276		216	177	180				
立命館大				150	939	1371	719	596	298		68%	6.26	3.15
立命館大	未修	専願	前A I	50	361	687	278	230	92		53%	7.22	3.92
立命館大	未修	併願	前A II	40	224		163	143	6		#REF!		#REF!
立命館大	既修	併願	前A II		380				70		#DIV/0!	5.60	3.20
立命館大	既修	専願	前B	60	354	304	278	223	130		116%	5.90	2.72
立命館大			後B								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
龍谷大学				50	295								
龍谷大学		一般		35	221								
龍谷大学		社会人		15	74								
龍谷大学		一般		5									
龍谷大学		社会人		5									

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	05年度 合格者数	補欠合格 候補者数	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
大阪学院大				35	163	381			80		43%	4.66	2.04
大阪学院大		社会人	A		74	215		72	42		34%		1.76
大阪学院大		一般	A	35	89	166		82	38		54%		2.34
大阪学院大		社会人	B										
大阪学院大		一般	B	15									
関西大				130	1245	2086	1191	686	263		60%	9.58	4.73
関西大	既修		A	65	165	730	161	127	140		23%	2.54	1.18
関西大	併願		A		233		225	194					
関西大	未修		A	55	449	908	419	365	123		49%	8.16	3.65
関西大	既修		B	5	398	143	386				278%	79.60	#DIV/0!
関西大	併願		B										
関西大	未修		B	5		305					0%	0.00	#DIV/0!
近畿大				60	316	0	245	225	91		#DIV/0!	5.27	3.47
近畿大			A	60	316		245	225	91		#DIV/0!	5.27	3.47
近畿大			B										
関西学院大			実人数	125	766	1141	730	525	210		67%	6.13	3.65
関西学院大	既修			75	415	562	351	263	122		74%	5.53	3.40
関西学院大	未修		一般	35	511	811	379	262	88		63%	14.60	5.81
関西学院大	未修		特別	15	75	169					44%	5.00	#DIV/0!
甲南大				60	403	789	294	223	75		51%		
甲南大	既修		A日程	50	61	119	61	52	9		51%	1.22	6.78
甲南大	未修		A日程		342	411	233	171	66		83%		5.18
甲南大	既修		B日程	10		46					0%		
甲南大	未修		B日程			213					0%	#DIV/0!	#DIV/0!
神戸学院大				60	306	846	130		121		36%	5.10	2.53
神戸学院大			前期	50	306	716	130		121		43%	6.12	2.53
神戸学院大			後期	10		130					0%	0.00	#DIV/0!
姫路獨協大				40	62	316		54	32		20%	1.55	1.94
姫路獨協大			1次		62	234		54	32		26%		
姫路獨協大			2次	40		82					0%		#DIV/0!
広島修道大				69	176	0	70	0	61		#DIV/0!	2.55	2.89
広島修道大	未修	一般	前期	25	105		48		40		#DIV/0!	4.20	2.63
広島修道大	未修	特別枠	前期	15	52		22		18		#DIV/0!	3.47	2.89
広島修道大	既修	既修認定	前期	19	19				3		#DIV/0!	1.00	6.33
広島修道大	未修	一般	後期								#DIV/0!	0.00	#DIV/0!
広島修道大	未修	社会人	後期								#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
広島修道大	既修	既修認定	後期	10							#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
久留米大				40	163	218	159		67		75%	4.08	2.43

大学	既修 未修	入試 方式	入試 日程	定員	05年度 出願者数	04年度 出願者数	一次選考 通過者	最終選考 受験者	05年度 合格者数	補欠合格 候補者数	05/04 出願者比	05年度 出願/定員	05年度 出願/合格
久留米大			A	30	163	218	156		67		75%	5.43	2.43
久留米大			B	10			3				#DIV/0!		#DIV/0!
西南学院大				50	344	377	303	294	99		91%	6.88	3.47
西南学院大	未修				229				57				
西南学院大	既修			50	115		303	294	42				
福岡大				50	264	204	264	221	74		129%	5.28	3.57
福岡大	未修				225		225	187	72				3.13
福岡大	既修			50	39		39	34	2	6			19.50
私立(西日本)計				1234	7189	11474					63%		

第二部：学士課程教育の再構築

第二回大学教育セミナー

「学士課程教育の再構築について考える」

はじめに

「学士課程教育の再構築について考える」

西山宣昭（金沢大学大学教育開発・支援センター）

戦後、高等教育の普及率は増加の一途をたどり、今まさに大学全入時代を迎えようとしていることは周知のとおりである。このようなユニバーサル化の状況にあって、大学教育において何がなされるべきかという根源的な問いに対する答えが模索されている。一つの方向が学士課程教育の再構築である。四六答申においてすでに、一般教育と専門教育という形式的な区分を廃した総合的な教育課程の編成の必要性について言及されているが、大学の大衆化に伴う問題が予見されたことがその背景にある。そして今、教養教育と専門教育との有機的連携をいかに具体化するかなど、学士課程教育の具体的なモデルを構築することは、国立大学法人化、少子化などにより現実味を帯びてきた大学の生き残りとも絡み、各々の大学にとって喫緊の課題である。

学士課程教育の再構築を考える上で、繰り返されてきたキーワードは「教養教育と専門教育との有機的連携」である。2005年1月に出された中央教育審議会大学分科会の答申「我が国の高等教育の将来像」においては、学士課程について「教養教育」と「専門基礎教育」を中心とした再編が提言されている。これは、特定の学問領域を核としつつも学士課程教育の目的が、専門的知識の習得ではなく、激しく変遷する困難な社会に柔軟に対処するために必要な基盤的能力の養成であることを指している。特定の学問領域における具体的な題材に基づいて、派生する幅広い知的基盤を形成させ、問題発見、問題解決能力を養成させることは有効な教育方法である。多くの学問領域においてパラダイムの転換が起こりつつある今、各々の専門領域に固執することなく旧来からの学問領域の相互の関係性を改めて全体から眺め、新しい学問領域をその系譜に取り込むことが学士課程教育のカリキュラムを検討する上でまず求められることであろう。

学士課程教育のデザインにおけるもう一つの視点は、学生の自立性、主体的な学びをいかに促すかである。これは、冒頭の問い「大学教育において何がなされるべきか」に回帰する時、ごく自然に導かれる。自立性、主体性こそ知的基盤形成、問題発見、問題解決能力養成の前提である。言うまでもなく、多くの教員が学生の主体的学びを促す方策について試行錯誤を重ねている。ユニバーサル化の状況にあって、その方策を得ることはますます困難な作業となるであろう。しかし、確かなことは、学生自身が自分の興味を自ら見つけるプロセスにおいてこそ最大の教育効果が得られることである。

本学は、平成20年度に現在の8学部を3つの学域に再編・統合することを中期計画に掲げている。まさに金沢大学の学士課程教育の再構築が行われようとしている今、大学教育開発・支援センターとしても全国の大学の状況を整理し、議論の場に提供することによって責務を果たさねばならない。このような意図に基づき、第2回大学教育セミナー「学士課程教育の再構築について考える」が企画された。関西大学文学部

の山本冬彦氏には「関西大学文学部改革と教育の課題」について、九州大学高等教育総合開発研究センターの副島雄児氏には「九州大学21世紀プログラムで育ったもの—卒業生の輩出を迎えて—」について、そして京都大学高等教育研究開発推進センターの田中每実氏には「学生の主体的学びを促す教育システム」についてご講演いただいた。いずれの講演においても、個性的な学士課程教育のモデルの提示や核心をつく提言がなされた。

関西大学文学部は従来の8学科を1学科に統合した上で、学科ごとに学生を募集していたところを一括募集とし、2年進級時に学科内の各専修に分属させるシステムに改めた。テーマプロジェクトと呼ばれる2年サイクルの短期プロジェクトを立ち上げ、3年進級時の学生を所属する専修によらず募集し、プロジェクト内で卒論指導まで行う。これは、学生の能動的な進路選択を促す機会となる。さらに、学校インターシップを導入し、教職志望以外の学生にも学校という社会の体験を通して自身の適性を把握させ、学習への自発的な動機付けを促す取組が行われている。

九州大学の21世紀プログラムは、学生定員20数名の小規模なものであるが、学生は所属学部のカリキュラムには従わず、21世紀プログラムのチューター教員の指導のもと学生自身の方針に基づいて理系文系学部にまたがって科目履修を行い、4年間を通して学生独自の出口を見つけさせる。21世紀プログラムの学生には、大学院進学が強く推奨されている。

関西大学文学部、九州大学21世紀プログラムのシステムは、遅い専門化いわゆるレートスペシャリゼーションを意図したものだが、そこでは学生の主体性を引き出す仕掛けが組み込まれている。それぞれ、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」の中で学士課程の類型として提示されている「専門教育完成型」と「総合的教養教育型」とに対応する独創的なモデルと言えるかもしれない。なお、いずれの場合も十分に設計されたコアカリキュラムが用意されている。

カリキュラムというシステムは、その要素である各々の授業に基づいて機能することは言うまでもない。近年、学生の主体的な学習を促す授業形態として参加型授業、双方向授業が注目されているが、京都大学の田中氏は旧来の講義型一斉授業が依然として基本であり、一斉授業においても教員と学生とのダイナミックな双方向の相互作用が起こりうること、その可能性の追求なくして参加型授業の成功は望めないことを主張された。教育システム開発の核心が各々の授業の日常的な改善であることを改めて考えさせられた。

講演の全容をここにお伝えし、本学を超えて学士課程についての議論に供されることになれば当センターとしても望外の喜びである。

第1報告 「関西大学文学部改革と教育の課題」

山本 冬彦（関西大学文学部教授）

（はじめに——文学部の当面する課題）

今日は「関西大学文学部改革と教育の課題」というテーマでお話します。私どもの文学部は今回の改革の一環として、幾つか新しい科目を設定したり、大学外のいろいろな組織と連携した教育のプログラムを創設する取り組みを行ってきました。その全部が一つの学部の改革とリンクして、新しい教育のスタイルを今作り出そうとしています。したがって、今日の全体のテーマは学士教育課程の問題ですが、特定の教育の問題というより学部全体の話をしざるをえないことを、最初にご了解いただけたらと思います。

どこの大学でも、現在さまざまな課題の前に立たされています。18歳人口がどんどん減っている、それから学生のreadiness、受験生が高校までに学んでくる育ちや発達の在り方の非常に大きな変化があって、彼らの持っている問題関心、学問に対するスタンスが、やはりどんどん変わっていく。その中で、今の大学の在り方では、なかなか現実には対応できない。さらに、大学へのユニバーサル・アクセスという問題もあり、その中で大学をどう変えていったらいいのかというのがあります。

私どもの学部は1学年の学則定員が750名、実質800人台の中ごろぐらいが平均したところです。それに対して129名の教員組織です。関西大学は日本でも有数のマンモス大学となっており、7学部と大学院を合わせますと、大体、学生が2万8000人という規模になります。私たちはその7学部のうちの一つの学部です。ところで、文学部の場合はこれまでいろいろな学科に分かれていたので、ほかの学部よりも、教員1人当たりの学生数が少ない、教員の数が比較的多いという、条件としては恵まれた側面も持っています。

同時に、最近の学生の文学離れという状況の中で、学生の興味・関心、それから私たちの提供する学問内容との間に、いろいろな齟齬（そご）が生まれてきています。とりわけ、いい悪いは別として、文学というものに対する関心の在り方の変化。それから、特に第2外国語のドイツ語やフランス語など（中国語などは最近の日中の関係の流れがありますので、ちょっとようすは違うのですが）、これまでの文学部の学問の配置・在り方に対する、学生側のニーズやスタンスの間に、いろいろなずれが生じています。

その中で、どうやって文学部の新しい教育を展望していったらいいのかということで、実は10年ほど、いろいろな側面から議論をし、2004年度4月から、従来8学科（詳細は後でお話します）あったものを、総合人文学科1学科と10専修という形に改組をしました。同時に入試も改革し、従来、各学科ごとに学生を採っていたのを学部一括募集とし、各学科は専修という名称に変え、1年生から2年生に上がる時、各専修に所属するというシステムを、2004年度から同時に採用することにしました。

今日はその間の経過と文学部改革の中で、多様な新しい教育の科目などを作ってい

ったという経過もあり、それもふくめて、今、我々がどういうことをやろうとしているのかを少しお話ししたいと思います。

(改革の経過)

さて、今度の改革では「多彩なディシプリンと活発なプロジェクトによる新しい人文学の拠点を目指す」というのを、私たちのキャッチコピーみたいにしてはいるのですが、一方で従来あった学問体系の枠は守りながら、でも新しいプロジェクト型の短期型の教育コースも、臨機応変に設けることができるスタンスを採ろうとしています。

① 将来構想委員会での議論と提言

私たちの学部の学則定員が750名、教員129名は今お話ししたとおりですが、この改革については、10年ぐらいのスパンで議論をしてきたわけです。文学部の将来構想委員会という、従来はなかった委員会を1996年10月から立ち上げました。一種の戦略会議というか、中長期の学部改革をどう考えていったらいいのかということで、通常ルーティンに開催している委員会とは切り離れたところで、一種の諮問会議的な委員会を特別に作り、そこがずっとこの間、学部の改革についての審議、提言の取りまとめを行ってきました。

この委員会は大体2年刻みで委員が替わって、委員長や副委員長も入れ替わってやってきました。この委員会が発足して最初に提言したことで、98年に実現したのが、インターディパートメントです。

資料としてお出ししたもののなかに、我々の学部のパンフレットがあります。ここに今度の学部の再編のチャート図があります。左に現在の組織図があって、従来は文学部は英語英文学科から始まり、国語国文学科、哲学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、史学・地理学科、中国語中国文学科、教育学科という8つの学科でずっと運営をしてきました。インターディパートメントは、従来の教養教室(これは、全学の教養科目や図書館司書養成課程を担当する先生たちがおられたところですが)を中心に、所属はそれぞれの学科だけでも、3年生からその学科に所属しながら、そこを離れて、新しいコースの新しい科目が履修できて、そこで卒論が書ける、そういうディパートメント(学科)を横断した内容の、人文情報コースと、ヒューマンサイエンスコース、エリアスタディーズコースを98年にまず作りました。これを改革のまず最初のステップとしてやったわけです。

それ以降、さらに学部全体を大きく改変しようということで、2001年12月に「21世紀の文学部像の提言・その2」を将来構想委員会が学部長に提出しました。そのときの委員長が現在の学部長で、副委員長が私だったのです。その骨子は、当時は教養教室と、保健体育の先生方の所属する体育教室があったのですが、その8学科2教室を、1学科多専修という形に改組するというものです。文学部を多様な専修、細かな専修に分かれる1学科制にするという方向付けをしました。もっとも急激な改革には反対もあるかもしれないということで、三つの学科に再編しようとか、現状のままで運用で何とか乗り切ろうとか、幾つかの案を作り、当時の学部長に提言を出したわけです。

そういう提言を受ける形で、その次の2002年10月に学部長が替わり、部長のもとで新しい執行部体制になりました。当時の将来構想委員会の委員長が現在の学部長で、副委員長の私が部長代理になりました。そういう流れの中で、2002年11月から2003年にかけて、提言に盛り込まれた改革を、部長を含めた執行部の提案のもとで順次行っていきました。

② 8学科2教室から総合人文学科1学科10専修へ

話は前後しますが、2001年12月に出した将来構想委員会の提言は、1学科多専修などの組織の改革案と、一括募集2年次分属などの入試改革案、FDへの取り組み、学外の社会との協力・連携などの提言を取りまとめたわけです。大体、将来構想のこの提言を骨子として、新しい執行部になって、2002年11月から改革がスタートしたことになります。2003年度までの入学生については8学科と2教室あったのですが、2004年4月の入学生からは、1学科10専修への改組を行いました。

専修というのは学科ではなく、カリキュラムのコースの名称ですから、各専修にどれだけの学生と教員を配置するかは、1学科の中でグロスでやっていけますので、運用が非常に柔軟にできます。例えば学生の多い少ないに対応して、教員の数も調整できるし、逆に学生の数がかなり少なくなっても教員は残しておけますし、新しい専門分野のいろいろなコースを設けることも比較的簡単にできる。一つの総合人文学科という枠内で、比較的簡単にできる。そういう意味では、時代の変化の中に柔軟に対応できるような組織を一挙に作ってしまおうということになったわけです。

③ 学部一括募集・2年次分属の実施

2002年11月の段階で、今言いました提案を我々から教授会に行い、基本的にはそれを了承していただきました。同時に学部一括募集・2年次専修分属の提案をしました。従来の入試は、私たちの文学部では第1希望から第8希望まで、学科の希望を受験生に書かせ、あとで学科回しというのをやる。当然、学科によって非常に人気のある学科、つまり第1希望の受験生だけで合格者が決まってしまうところと、必ずしもそうでない学科が生じるという問題が起きてきたり、入試の中での査定の課題がいろいろ出てきます。過不足無く定員を確保できる合理的な査定案ができない状況になってくることもあり、維持するのが大変困難になってくる。そこで一応、一括募集という形で総合人文学科1学科にして、受験生は入学のときは、将来どの専修に属するのかは決めない。一括で総合人文学科に入るという形で入学試験を行うと改めて、以前の学科に当たる専修には2年次で分属を決定する方式を採用。これも2002年冬から2003年春にかけての教授会で了承され、そういう方向で行こうということになったわけです。

実は、文学部の1学科多専修は、私学の場合は早稲田大学や慶應大学がモデルで、私は将来構想委員会の副委員長時代に、それらの大学に行って、いろいろな話を聞いてきました。

まず、1学科にして分属を2年生にすると、受験生が大学に入ってから自分の専門分野を、実際にゼミを受けて、授業を受けた結果を基に最終的に選ぶことができます。しかし、従来のやり方で学科で入ってくると、例えば教育学科で入学が許可されると、

10の知の鍵で 新しい人文学の探求へ

文学部 総合人文学科

カリキュラム構造チャート



学部一括入学

※デイトタイムコースのモデルチャートです。文学部生は総合人文学科1年次に一括入学後、1年間の学習を終て、2年次進級時にそれぞれが選択した専修に分属します。2年次から4年次までの3年間、各自が分属した専修の専門教育科目を学んでいます。また、3年次から短期テーマ・プロジェクト授業を選び、各プロジェクトのテーマを2年間学習して卒業論文作成をめざす選択肢もあります。

転学科という手はありますが、基本的には変えることができません。そのことによって、いろいろなミスマッチが起こってくる。こんなはずではなかったとか、実際に大学に入ってみたら、自分の考えている教育内容とは違っていたということが起こってくる。

そういうことを回避することもあって、まず一括募集をして、なおかつ1年間、大学の授業を受けたうえで、最終的に2年生に上がるときに分属を決定するシステムを採ろうということになったわけです。むろん希望した人がそれぞれ、自分の希望の専修にパーフェクトに入れるかどうかという問題がどうしても残るのですが、実際にやってみると、9割以上の学生はちゃんと自分の希望の専修に入れています。これは早稲田でも慶應でもそれでうまくいっているといわれたのですが、そうになりました。

④ 一年生への共通専門科目の設置

そういう改革が組織の改革として一つあるわけですが、それに関連して、2年生になるときに専修分属を実施するので、1年生に専修の入門プログラムを置くということで、「学びの扉」という10の専修が提供する半期2単位の講義と「知へのパスポート」と名づけたゼミをつくり、できるだけ少人数クラスにしました。最大で40人になっているところも若干ありますが、そういう演習のクラスを置く。

その2つは必修なのですが、もう一つ選択科目として「知のナビゲーター」という名称の科目を一年生に置きました。これは文学部で学ぶための基礎的なスキルを学ぶ共通基礎科目を置いてみようとしたわけです。将来的に全員に必須にするかどうかは今検討中ですが、今年・来年の1年生には選択科目として置きます。それが新しい科目です。

もう一つは外国語の基礎科目を置きました。これは従来から、いわゆる教養教育としての外国語以外に、外国語外国文学系の学科が専門英語や専門ドイツ語などを置いていたのですが、それを少し衣替えをし、「外国語演習」という科目として置きました。

以上、その内容についての簡単な説明は、資料のチャート図の1年次のところに書いてあります。「学びの扉」「知へのパスポート」「知のナビゲーター」「外国語演習科目」という4つの科目を、1年次生の共通専門科目という形で置き、要するに自分の専攻分野はまだ決まっていなくても、最低限、講義と入門演習のゼミを含めて、複数の分野の内容を履修しなさいという縛りをかけています。

もう一つ、「知のナビゲーター」は、それぞれの専門分野の先生から、専門分野についてのコンテンツを学ぶのではなく、むしろ大学の教育に必要な基本的なスキルを学ぶような、アメリカの大学のフレッシュマンセミナーをモデルにしたものです。このように、学部の改組に伴ってカリキュラムの改革を行いました。

こうして、2004年度から1学科10専修へ改組したのですが、さらに2年後の2006年をめどに専修の名称・数・学生の定員・教員配置数などの見直しを行う。これらの骨子が2003年1月の教授会で了承されました。一応改革はまだ第1ラウンドが終わったところですが、今のところ10専修ですが、最終的には15～20ぐらいの専修に細分化させ

たい。早稲田、慶應がそういう感じですが、そういう改革の方向性が決まりました。

⑤ 人事制度の改革

次に、それに対応して人事制度を改革するという事で、一つは公募制を採用し、それから段階的に補充人事を縮小します。補充人事とは、例えば私の所属する当時の教育学科で、定年に到達された先生がおやめになったとする、その人がいなくなったから、教育学科に補充人事としてのポストが当然あるというのが従来のやり方だったのですが、基本的にはそれを段階的になくしていくということです。これは、人事に欠員が生じたら、生じた学科や専修に自動的に次の人事を配分するのではなくて、いったんすべてプールし、改革のために必要なポストに活用できるようにする。だから、新しい専攻分野を作るとか、ここは学生の数が多からそこに先生を少し増やすとか、そういう教員のポストの再配置が可能になる人事のシステムを作りましょうという、人事制度の改革ということです。

そのために、人事計画に関する提案を行う会議を作ることになりました。最初の2004年度の採用人事の状況については、どのようにポストを割り振っていくかを提案する学部長経験者による会議を作って、それ以降は教授会で選挙をし、委員を5人選び、それに学部長を加えた「人事計画会議」というものを創設しました。こういう人事についての一種の戦略会議を設置して、以後の人事はこの会議の中長期的な展望の下に、次の年の人事はどういう方針でいくかという提案をして、それを受け、従来の人事を決めてきた学部内の人事委員会および教授会で、その提案を審議して、人事の方向性を決めていくシステムにしようということになったわけです。

これは、いろいろな大学ですで行われているという話も聞きますが、一応我々は学部のレベルで、欠員が出たところはいったんプールして、そこで各専修からいろいろな要求を出してもらいます。うちの中長期的にはこういう展開を考えているので、この人事ではこういう人を探りたいという形でそれぞれ出してもらって、この人事計画会議が受けるヒアリングを基に、例えば来年度に5つポストが空く。その5つについては、ここに人事として充当していったらどうかという提案を行って、それが人事委員会や教授会で了承されれば、それでいくというスタイルを探ろうということなのです。

⑥ テーマ・プロジェクトの展開

次に短期プロジェクト（テーマプロジェクト）の展開ということで、これは従来の学科や専修の枠を超えて、新しい分野の研究や教育、特に教育を短期的にやろうというものです。2年のサイクルで10～20人の学生を募集して、その人たちが3年生、4年生とテーマプロジェクト（短期プロジェクト）の学生になって、そこで自分たちの新しいプロジェクトのテーマに則して、演習や講義を受けて卒論を書くという短期プロジェクトをする。これを実施するに当たって、今までの担当の先生では担い切れないところは、新任採用とリンクさせて、当面、短期プロジェクトを展開しようと考えました。

⑦ プレスチューデント・プログラムの設置

さらに、推薦入学者を対象としたプレステューデント・プログラムを実施しました。私立の大学はどこもそうですが、かなりの数の推薦入学の人を採っています。本学の場合は指定校推薦で、それまで永年にわたって、私どもの大学に多数の合格者を出しているところを指定して、そこから毎年1人、2人と推薦してもらいます。そういう入学者は11月ごろに入学が決まりますから、その時点で各専修からプログラムを提示してもらいます。本をこれだけ読んでレポートを書いてくださいとか、スクーリングをやりますので来てくださいとか、いろいろな趣向を凝らしたプレステューデント・プログラムを、2004年度の入学生つまり2003年11月からこういうことを始めました。

⑧ 名称の上位年次適用

また、2004年度から文学部を改組するというので、新しいカリキュラムは、2004年度4月に入学した1年生から適用されます。それ以前の上位年次生については、当然、旧カリキュラムのままであることは言うまでもないのですが、名称については、上位年次適用をしました。文部省はかまわないと言ってくれたので、2003年度以前の入学生は文学部〇〇学科で入学したわけですが、2004年4月からは、彼らも学科ではなく専修に所属という形で、所属の名称が学科から専修に変わったということで、1年生から4年生まで、総合人文学科〇〇学専修という名称に統一することができました。

(カリキュラム改革の詳細)

次に、改組に伴う1年次生への共通専門教育科目の創設について、少し詳しくお話しします。

① 学びの扉・知へのパスポート・知のナビゲーター

1番目は「学びの扉」という各専修で開く入門講義です。これはリレー式に担当の先生が何人か出てきてやっているところもあるし、1人の先生がまとめてやる場合もあるし、各専修でいろいろ工夫しています。各専修の専門分野の内容を紹介する科目(半期)です。

2番目は「知へのパスポート」は各専修が開く入門演習ということで、少人数のゼミのクラスです。私は教育学の専修ですので、その内容の演習を行うということです。

3番目に「知のナビゲーター」という、大学で学ぶための基本的技能を養成するための演習で、これには7つの到達目標があります。資料のポイントをつかむ文献・資料を的確に読む能力。レジュメ・サマリーを作る文献・資料の内容をまとめた文章を作成する能力。レポート・論文を書くテーマに応じて、自分自身の見解をまとめた文章を作る能力。プレゼンテーション、調査した内容や自己の見解を口頭で発表する能力。ディスカッション、発表内容を的確に聞き取り、質疑・議論する能力。モチベーションを高めるということで、人文学への研究の動機づけやテーマの発見。図書館・コンピューターの利用技術、その他大学に必要な技術の習得という形で、担当の教員がこのすべてをやるのではないのですが、この7つの項目のうちの重点項目を決めて、幾つかを中心にやっています。

この「知のナビゲーター」では、各担当者が自分の専門分野の内容は教材にしないのを原則にし、コンテンツで教えるのではなく、むしろ議論のしかたや文献の読み方、プレゼンのしかた、そういうスキルにかかわることを中心に、学生にいろいろなトレーニングを行う。心理学担当の先生、中国文学担当の先生、歴史担当の先生、いろいろな方に担当していただいたのですが、心理学専門の先生は、心理学の内容に関する教材は一切使わないとか、中国語の先生は、中国語に関する教材は使わない。むしろスキルをどう学んでいったらいいのかを考えるための科目を作ってみようと、これも希望者だけの少人数クラスで、1クラス20人程度でやってみました。

このような新しいタイプの授業ですので、この科目を担当する担当者会議を、少し以前から何回も持っていて、どう運営していこうかということで、担当者全員に集まって練り上げていただきました。すべての学生に必修にするためには、ほとんど全員の先生に持っていただかなければならず、そのためのFDなどいろいろなことが要るので、当面は学生の自由選択に任せる選択科目として置いてあります。まだ1年で、どういう方向になるかはきちっと決まっていのですが、状況を見ながら拡大していくと思います。

② 外国語演習

4番目の「外国語演習」は、外国語の基礎的なスキルやコミュニケーション能力を高める。実は1学科多専修で2年次に専修分属をする中で、一つのネックになったのが未修外国語に関連する専修に分かれる学生のフォローをどうしようかという話です。1年生の段階では専修の分属が決まっています。でも、中国語に行きたい、フランス語に行きたい、ドイツ語に行きたいと学生は思っているかもしれないけれども、分属は決まっていないのです。だから、中国語中国文学専修に行きたい学生は中国語の、当然、教養科目の外国語は取ることはありうるけれども、専門の先生がたの立場からすると、やはりできるだけ早い時点から、特に未修外国語についてはトレーニングを始めたいと。そこをある程度確保するために「外国語演習」という科目を開いて、専修の分属はもちろん決まっていなくても、いろいろな外国語の基礎的なスキルを学べる科目を作ろうと置いたわけです。それが1年次生の共通教育科目の創設です。

自分たちの学科や専修に分属が決まっていない学生に対して、知のナビゲーターは別として、自分たちの専修の専門科目を講義ないし演習で教えることは、実は我々教員にとっても初めての経験です。学生には最終的に自分の希望の専修へ行けるかどうかは、成績が最後に物を言うとアナウンスをしていますので、一応、自分の行きたい専修のゼミなどは一生懸命受けてくれます。私の所属するのは教育学専修なのですが、教育学の専修は教育学と心理学とありますから、教育学へ行きたい学生は、うかうかして心理の学生に負けたらいけないから一生懸命やりたいと、かなりはっきり言う学生もいて、そういう形で割と活性化ができました。すべてではないですが、自分の行きたい専門分野へ行くために一生懸命勉強する学生と相対してゼミや講義をする。特にゼミはその意味では大変効果があったと思います。

そうすることで、分属が決まっていない学生に専門の講義や演習を行って、学生と

いろいろやり取りをしながら、自分たちの専修にどうぞ来てくださいということになってくるわけです。

③ テーマ・プロジェクトの詳細

5番目に、これは1年生の共通専門教育科目ではないのですが、先ほど言いましたテーマプロジェクトを立ち上げよう。短期(2年間)で3年次から各専修が学生を募集して、演習と基本的な講義で構成して、卒論まで指導するテーマプロジェクトを立ち上げよう。そういうことで、2005年度からはアメリカ文化研究、フィールドワークとしての芸術学、フランス映像文化論、文化遺産学、アジア民俗宗教学、地域実践心理学というテーマプロジェクトを中核になって担う教員が1人、それに協力する教員が1~2名ということで、大体2~3名の構成で募集をしました。各テーマプロジェクトに対して、多いところで18人、少ないところで10人ぐらいの学生の応募がありました。来年度、2005年度の4月からテーマプロジェクトが立ち上がります。

④ 法科大学院進学プログラム

6番目に、Law School Admission Program(L S Aプログラム)という副専攻のコースを作りました。副専攻というのは、自分の属している専修の基本的な必須科目を取るのだけれども、一部別のまとまりの専門科目を取ることができるシステムを従来から少し作っていたのです。それに法科大学院進学プログラムを乗せ、法科大学院設立の趣旨から考えて、必ずしも法学部の出身者でなくても、むしろ社会の広い人材というか、専門的ないろいろな教育を受けた人から法曹界に行ってほしいという趣旨からかんがみて、文学部の学生も法科大学院に進学できるフォローができるような副専攻を作ろうということで作ったのです。

2年次から登録をして24単位(必須4単位、関連科目20単位)を受けてもらう。L S A P演習a、bは「クリティカル・シンキング」に関心をもつ哲学専修の先生にお願いをして演習を持ってもらう。これは3年次配当で各1単位です。L S A P講義は2・3年次配当で、それぞれ半期で必修は2単位です。L S A P講義は法学部の先生、あるいは法学専門の先生に専任・非常勤を含めてお願いして学生を持ってもらう。あとは法学部の講義科目から関連科目を指定して、これは憲法・民法・刑法など20単位を取得する。それを取って、所属専修の専門科目の履修は多少減免する形で、文学部を卒業して法科大学院の進学を考える学生たちのフォローをしようというものです。

従来から、そんなに人数は多くないのですが、例えば私どもの教育学専修からも弁理士の試験に合格した学生などが少しずつ出てきたので、今般の法科大学院設置の趣旨から考えて、文学部の学生で法曹界へ進みたいという希望を持つ学生には、できるだけフォローをしようと考えて副専攻を作りました。

⑤ 学生の分属の状況

次に、学生の分属の状況を改めてお話しします。1年生の11月・12月ごろから分属の希望調査を2回行い、1回目に分属の希望調査を公表します。それに先立って、各専修の最大受入人数を出してもらって、それを学生が見て自分の希望専修を登録して出して発表される。そうしたら、大体学生が割と集まるところと厳選されるところと、

いろいろ出てくるわけですが、その状況を見て、ここがあふれているとか、ここはまだいっぱいになっていないとか、学生が見ます。それを見たうえで、もう1回、第2回目の専修希望を、修正をかける学生にはかけさせたところ、結局、30名強があふれてしまいました。もう少しあふれるかと思ったのですが、2つの専修が最大受入人数を上回っただけでした。

それぞれの専修について、もし上回ったときは、面接や専門科目の成績で最後はセレクトすると、学生に初めからインフォメーションをしていたのですが、2つの専修でそれぞれ成績のチェックと面接を、ボーダーにかかっている学生には行ってもらって、最終的にそこで判定をして、30名強の学生には別の専修に回ってもらう。第2希望の専修を出してもらって、一応、30名強の学生はそれで納得をして、今年度の1年生の2年生に向かう専修分属は完了しました。今年の1年生はちょっと人数が多くて900人を超えていたのですが、そのうちの30名ぐらいが最後のセレクトにかかったので、ほぼ大部分の学生は自分の希望どおりの専修に進むことができたという結果です。

(大学の社会連携——学校インターンシップ・プログラム)

以上が学部改組の大きな流れで、それと並行して社会連携をやろうという、これは実は2001年の将来構想委員会の中で議論が出ていたところです。というのは、大学の教育は、やはり大学のキャンパスの中だけでは完結しない。学生が社会にある程度出掛けて行って、その中でいろいろなことを学んできて、またキャンパスへ戻ってきて、またそこで勉強・学習・研究を進めるという回路は必要であろう。同時に、大学の持っている資源を社会に活用していただくというか、大学が教育研究以外のところで社会とどう連携できるのかも含めて、いろいろなプログラムをやっていこうという話を、将来構想委員会の提言で特に強く出していたのですが、改組の作業と並行して、学校インターンシップをやろうという話になりました。

私たちの地元の大阪府教育委員会では「まなびングサポート」といい、数年前から学生をボランティアとして学校に受け入れる制度を作っていたのです。ボランティアですから、かなり自由に学校に行って、いろいろなボランティアをするのですが、教育活動ではない。また、これはどこの大学もおやりになっていることですが、本学も、就職部を中心に8年前から、企業に対するインターンシッププログラムをやっていたのですが、その学校版をやろうということです。これはインターンシップの教育プログラムですから、2単位を出すという制度がすでにありましたので、そこに乗る形で、1年目は大阪府下や神戸市立の高校数十校を中心に呼びかけ、学生をインターンシップ生として派遣しました。

大学の外へ学生の学びの場を拡張していく。教員志望以外の学生の応募も認めて、大学で学ぶに当たって、いろいろな経験を積んでもらうということでした。2003年3月から大阪府教育委員会、神戸市教育委員会などと大学の連携協定を結び、それをてこにしながら、2003年度では大阪府立高校や神戸市立高校などに呼びかけて、延べ96人の学生が参加しました。

本学の学校インターンシップには夏休み短期集中型と長期週一型という2つのパターンを作り、このごろはどこでもそうやってきたと思うのですが、大学生の夏休みが大体7月末から9月中旬ぐらいである。私どもの大学では、大体7月末から9月20日までが夏休みで、学校現場の夏休みは8月31日まで、事によったら最近のいろいろな状況の中で、8月下旬ぐらいから、いろいろな行事をされることもあります。そうしますと、高校の学校現場の授業が行われていて学生が休みである期間、8月中旬ないし下旬から9月中旬までの期間を利用して、集中的に学生が高校に出掛けて行って、文化祭や運動会など、いわゆる行事の補助などを中心にした研修を受けてくる。こういう型のプログラムと、9月21日以降、学生の授業が始まった段階なのですが、授業の合間を縫って週1回、例えば午後3時から5時ごろまで毎週1回、当該の高校へ行ってクラブの指導を行うとか、情報教育の補助を行う形での長期週一型という、2つのパターンのインターンシッププログラムを設けました。そこに各高校にお願いしてエントリーしてもらおう。

いろいろな高校から、例えば何月何日から何月何日の間でこういう業務があるから、ここに学生さんを3人よこしてほしいとか、いろいろな業務のエントリーが来るわけです。それに対して学生を集めて面接をして、去年の場合は100人近い学生の面接をしたわけですが、面接をして彼らのインターンシップに行きたいという意思を確認します。あなたはこの学校のこういう職種に、例えば近隣の高校が行っている外国人留学生に対する日本語指導は非常に人気があって、3人募集のところを10人ぐらいが第1希望で出してくるから、これについてはよりスムーズにできそうな学生を行かせます。残りの学生には別のところに行かないかというマッチングをして、学生の行きたいところと研修希望の先とをうまく当てはめて行って、学生に面接で確認するという作業を行って、学生を送り込みました。

いろいろな職種・業務があります。詳しい説明は時間の関係でできませんが、そういう形で学生が出掛けて行って、終わったら必ず報告書を出してもらおう。それから、短期型の報告会を10月中旬、長期週一型の報告会を12月20日過ぎにそれぞれ行います。各会6人ぐらいの代表の学生にプレゼンをしてもらって、そこに受入の高校の教員、教育委員会の関係者、インターンシップに参加した学生、それから我々大学の教員が集まって、そこで報告会や議論を行っています。

2月にはインターンシップに行った学生に単位を認定する。ただ、これは学部によって違います。基本的に文学部が中心になってやり始めたプログラムなのですが、現在は大学全体の取り組みという形で位置づいています。ほかの学部の学生ももちろん来てくれているのですが、学部によっては単位を出さないところもまだあって、文学部は出していますが、きちっとした制度にはまだなっていない。単位がなくてもインターンシップに行きたいというほかの学部の学生は、もちろん1年目から受け入れています。

これが2003年度なのですが、2004年度はさらに衛星都市の10ぐらいの教育委員会と連携協定を結び、小中学校でも、学生がインターンシップに行けるプログラムを組み

ました。幼稚園も含めて、小・中学校については、各教育委員会ごとで取りまとめてもらって募集をしてもらうことにしています。大体、高校も合わせて1000を超える学生派遣の要請がありました。それを各地域ごとに分冊にした台帳を作って学生に配って、学生はそれを見ながら行きたい学校を決めるわけです。エントリーしてくる学生にまた面接をして、学生の希望を尊重しながら、研修先の学校を決めます。今年は延べ315人余りの学生を高校と小中・幼稚園に派遣をしました。

この学校インターンシッププログラムは、実はかなりブレイクをしました。最初やるときは、これほどたくさんの学生や学校現場からの反応があるとは思わなくて、ちょっと試しにやってみようかという感じではじめたのです。高校にお願いしても、恐らく10校ぐらいが手を挙げてくれるぐらいで、学生も20～30人ぐらいかなど。もしたくさん高校からエントリーがあったときに、学生が足りなくなったらどうしようとか、だいぶ心配をしたのですが、1年目はふたを開けてみると、エントリーしてきた高校が50ぐらいあり、2年めは1000件を超える業務のエントリーがありました。学生は1年目は延べ96人、2年目は全学部にかなり宣伝をして広げたこともあったのですが、300人を超える学生が応募してくれた。そういう学生たちが研修に出掛けていって、最後に報告書を書いて、教育実習ではないので教壇実習はやらないことになっているのですが、いろいろな補助をやって、業務日誌をちゃんと書いてもらって、総括的な報告書と業務日誌と一緒に提出してもらおう。それに対して単位を与えるということをやっています。

これは社会連携の一つの形・試みですが、これも改革の議論の中で、一つの改革の柱として生まれてきたということで、ここでご披露した次第です。

(改革の今後の展開——むすびにかえて)

最後に、2006年度の新専修設置に向けてということで、これはこの間の教授会で決まったのですが、新しい専修を作ろうということで、英米文化論専修が従来の英語英文学専修から分かれてでき上がり、芸術学美術史専修は哲学専修から分かれて、映像文化論専修は、新しくテーマプロジェクトで来ていただいた先生を中心に、ここは映画論を中心とした専修を作ろうということでできます。文化共生学専修は、フランス語やドイツ語関係の先生が、ヨーロッパの文化論をコアにしながら、文化共生のテーマを深める新専修を作ろうということです。心理学専修は、教育学専修の中に心理学のコースがあったのですが、そこに8人おられる先生たちが新しい専修として独立して立てようという、大体こういう形で新しい専修を作ります。だから、2006年度からは今の10専修が15専修になります。今後も、もう二つ、三つぐらいの専修が、2007年度ないし2008年度で立ち上がることはありうるということで、今、改革の次のステージ・段階が進行しているということです。

今から考えたら、2年間でいろいろなことをやってきました。少しざっぱくな説明というか、流れがつかみにくかったかもしれませんが、時間になりましたので、いったん私の話は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

第2報告

「九州大学21世紀プログラムで育ったもの —卒業生の輩出を迎えて—」

副島 雄児（九州大学高等教育総合開発研究センター教授）

今日は九州大学の21世紀プログラムのご紹介をしながら、参考になるところがあれば、ぜひともご質問いただき、取り入れていただければと思います。

「第2回大学教育セミナー」という、きれいな趣旨の文章を頂いていますが、これはわずか12行の開催趣旨の中に、とても大事なことを書いておられると感じました。

例えば、これからお話しする21世紀プログラムにかかわるところで、6行目の「多様化、高度化を極める社会を生き抜く上で必要な教養とは何か」、次の「専門基礎とは何か」という問いかけ、このセミナーの主題となると思いますが「主体的な学びを促す教育システム」。こういう言葉が今まさに重要視され、今後も非常に大切になる。私たちはこれについて考えていかなければならないということで、非常に大事なことを書かれているなと思います。

21世紀プログラムは、平成15年度最初の特徴GPの採択を受け、おかげさまで知名度が上がったのですが、何よりも、その中身をいろいろな形で皆さんがたに理解いただけるようになったところで、非常に特徴GP採択の恩恵を受けたと思っています。

今日はまず21世紀プログラムの構造（ストラクチャー）の概要を説明し、そういう構造をもって九州大学の中で走っているものであることをご説明します。それが実際、九大の中でどう運営されているのかもご説明して、参考になるところがあればと思います。

（以下スライド併用）

（21世紀プログラムの仕組み）

○資料は縦に見てください。まず、枠組みのストラクチャー、九州大学の中身の話です。

1995年に九州大学では大学改革の大綱案が検討され、その中の学部改革で、自由学際系という学部を作りたいという案が出されたのです。結局、それは文部省との折衝の結果だめであるということになりました。そこでくじけずに、21世紀プログラムができたのですが、2000年には、それでだめなら、プログラムとして走らせることになりました。2000年に評議会決定、公表し、2001年にスタートしました。上のほうは随分時間がゆっくり流れていますが、下のほうはドタバタと行き、幾らか学内の強い反対を押し切って実施したところもあるようです。

とにかく、九州大学の教育資源を自由に使えるシステムを作りたいというところがあり、そういう新しいやり方を試みるということです。

○いつも理念は欠かせません。あまり具体的な意味は伴わないのですが、一応、理念

が掲げられており、合い言葉としては「専門性の高いゼネラリスト」を作っていくということです。これにはいろいろな意味づけができます。高度化が進む中で、多様化も進んでくる。そういう多様化をひとつくりにものとしてとらえられる目をどう育成するか。専門と専門の間をつないでいく人材が必要になってくるのではないか。そういう意味で、専門性を備えた、しかしゼネラリストである。そういう視野を持った人材を作っていきたいというのが一つの理念です。

○九州大学の中でのストラクチャーとしての、“プログラム”はどのような意味かを説明します。ずっと並んでいる各学部は入学の枠組みです。入学試験がこの単位で行われますが、そこから各1名の学生の定員を引っ張り出していきます。例えば平成13・14年のスタート時は、18名が出てきます。平成15年には医学部保健学科（3専攻）ができましたので、3名増えています。つい最近は、芸術工学部、すなわち芸術工科大学との統合があり、5学科ありましたので5名増えて、26名の学生定員を集めています。中での措置になりますので、文部省から見たら何も変化が起こっていないことになります。

その現在26名の学生定員は、「本籍」はどこかの学部には属しているのですが、本籍から離れた「現住所」を持ち、それが21世紀プログラムであるという形になっています。

○ある特定の学部を取り出します。例えば文学部ならば、文学士を取れる文学部という学部のコースがあるわけです。その中には、必ず毎年1名分だけ、21世紀プログラム課程が同時に走っているということです。逆に21世紀プログラムの立場から見ますと、どの学部にも1名分のプログラム・コースが走っている形になります。九大全体として21世紀プログラムをやっているという形が、そこで保証されているのです。

各学部は21世紀プログラムコース学生の教育を九大に委託する。実際には21世紀プログラム実施委員会が責任を持って遂行しています。21世紀プログラム実施委員会は教育を委託され、学生に対する教育の実施・決定、承認を常に九州大学に求めながら、やり取りをして教育をやっていく形になっています。21世紀プログラム実施委員会の中には、全学から教員団が入ってきますし、専任教員もいます。そういう協力を得て、全学の力をもって、21世紀プログラムを管理・運営し、教育を施していくのです。

このように、この各学部での本籍の枠組みから、現住所として21世紀プログラムに在るという形を採っており、これは九大の中で起こっていることで、文科省から見たら何も変わっていないのです。自由学際学部や学科になりますと、そこに張りついた教員がいるわけですが、逆にその構想に失敗してプログラム・コースを作ったという意味では、これが九州大学の中すべてに根を張っている、あるいはその根から九州大学すべての教育資源を吸い込むことができる形になって、今考えると非常に有効な仕組みを作り上げたと考えられます。

○日常的には高等教育総合開発研究センターがバックアップしながらやっています。以前の大学教育センターやアドミッションセンターが、2003年に高等教育総合開発研究センターに統合され、その中に21世紀プログラム教育開発研究部門が新設されました。文科省が純増で教授1と助手1のポストをつけたそうで、私はそこに手を挙げ、今こうやってお話ししているわけです。私の任務はここで日々21世紀プログラムの運営を強力に進めていくことです。

次にこういう構造が九州大学の中であって、そこで実際に何が起きているかをお話しします。

○「専門性の高いゼネラリスト」という理念ですが、実際は二つの試みがあります。一つはまさにそのとおりで、学部・学科を決めずに自由にやらせていったときに、大学教育の中で何が生まれてくるか。無責任に聞こえるかもしれませんが、自由に泳ぎなさいと言ったとき、学生たちが本当にどんな自由な泳ぎ方をして、そこからどういものが生まれてくるだろうかという試みもあると思います。

もう一つは、今や高校1年生のときに理科系・文科系にまず分かれて、その中で大学のどの学部に行くかを決めていくのですが、果たしてそういうやり方を高校教育としてやっていいのか。そこで自分をフィックスさせてしまう教育が、果たして本人のためによくなるか、あるいは弊害を生まないか。この二つの大きな課題や疑問への挑戦という試みがありました。

そういうことを頭に置き、どういうことをやらせるかということ、早い話が学部に限らずに、自分で九州大学からの出口を見つけなさいという一言に尽きます。幅広い教養から、専攻テーマを自分で絞っていきなさい。それから、ただ知識を集めるだけではなくて、表現力を使う。自分を表現したり、日本だけではなくて国際社会に出て、それを使いなさいと。そのために学生一人一人が自分だけのカリキュラムを組んでいて、学生一人一人が自分だけの専門性を見つけていく。そういうことをやってみなさいということで進めています。

(21世紀プログラムの教育)

○しかし、実際に自由にやると半数以上は失敗するのではないか、結局出口が見付からなかったという事態も想定されます。実は、21世紀プログラムは、学内の教育資源を自由に使っているのですが、バックボーン、すなわち、21世紀プログラムの学生であるという背骨、を一本通すためのカリキュラムを作っています。

まず、チューターの教員がついて、教員1人当たり4～5名の学生の面倒を見ます。日常的にチュートリアルを開いて、個別指導をいろいろやるわけです。

それから、1年生のときは課題提示科目というのがあります。今現在問題となっている課題をコーディネーターの先生に設定していただき、それにまつわるテーマを、学外・学内を問わず、最先端で活躍されている非常勤の講師をお招きして、どんどんそういう話をしていく。1年生のときにいろいろな話を聞かされて、その中で自分が

何をやるのかを見つけていくような素材をある程度与える。それなしには、視野を広げることは急には難しいと思われそうです。

それから、プログラム・ゼミは、1年生から4年生まで通して、例えば1・2年生を集めて3グループに分け、3・4年生を集めて2グループに分けて、学年混合でゼミナールを毎週開催しています。このゼミナールによって自己を表現するとか、自分の方針を人に説明してその欠点を突いてもらう。そういう対話型のやり取りをしながら、自分の専門・方向を見極めていく訓練にも役立っています。

残りは各学部を自由に渡り歩いて、自分の出口になる専門性を探していきなさいということで、専門性を自分で決めていく。

交換留学制度も進めていますし、九州大学外での積極的な活動も進めています。九大全体としての交換留学は、全学生の4%ほど行っていますが、21世紀プログラムでは大体40%を超えています。それから、短期の語学研修の経験のある者まで含めると、55%ぐらいが外国経験をしています。

それから外部との交流なのですが、九州大学は移転しますが、移転先の自然環境の問題を、グループを作って徹底的に調査をしている者もいますし、福岡市の市議会議員にずっとついて回って、議員がどういう生活・活動をやっているかを調べるといような活動を、これもグループを作ってやっています。

実際に平成16年の10月1日から21世紀プログラムの専攻科目として、特別科目と社会連携科目を立ち上げました。特別科目というのは、本人の専門性もちろん審査しますが、留学や学外での単位取得の科目を21世紀プログラムの単位として認めようというものです。それから、学外での活動も本人の専門性との関連を非常に重要視しますが、自分の九州大学での出口を見つけるに当たって、社会的な外でやった活動がいかに役に立つか、ちゃんと説明がつけば単位として認めていこうというものをスタートさせました。これが社会連携科目です。10月1日にやったにもかかわらず、4年前の第1期生から適用することにして、今年の卒業生では、このおかげで卒業できるという学生も何人も出てきて、いきなり非常に有効に作用しました。

卒業なのですが、例えば、本人の籍が文学部にあってもそれを知らせていませんので、本人には関係ないことです。この学生は、実際には農学部で卒業を研究したことになります。学部の課程をクリアしてきているわけではありませんので、文学士、あるいは農学士という学位を与えるのではなくて、21世紀プログラムの学生には学士(学術)を与えるということで、九州大学として、この3月に初めて学士を与えることになります。

○九州大学を卒業するまでに、124単位必要です。すべての学生が取得しなければならない全学教育科目が48単位、残りの76単位が各学部や学科で専門として取得する単位です。21世紀プログラムの場合は、先ほどのチュートリアル、プログラム・ゼミ、21世紀プログラム英語、課題提示科目というバックボーンとなる科目を与えておいて、あとは自分の専攻テーマにかかわる科目。この中に先ほどの社会連携科目と特別科目、

留学経験などが入ってくることになり、最後に卒業研究4単位という形で卒業します。専攻テーマにかかわる科目は、26名の21世紀プログラムの学生がいれば、26通りのものができ上がります。

○チュートリアルや課題提示科目がどんなものかを説明しています。

○蛇足ですが、転学部・転課程が可能になっています。例えば平成14年に1名、平成15年に2名、今度4月から1名来たいという者がいて、医学部から21世紀プログラムに入ってくることも可能です。

そういう学生はなぜ21世紀に来たかったか、非常に気になるところです。今度来たいと言ってきたのは理学部化学科の学生だったのですが、自分はAO入試で入ってきて、化学を専門にしたいと思った。それに伴っていろいろな勉強ができるということで、一般入試ではなくてAO入試を受けて入ってきた。ところが、1年生になってやってみると、自由度がなかったと。特に理科系は積み上げで、ほとんど自由度はないのです。そこからはみ出すと、即、留年になってしまいます。この学生は化学を専門にするのだけれど、それに加えて自由にいろいろな勉強をしたいと思ったのに、できなかった。21世紀プログラムならやれると判断したので、来たいと言っています。いろいろなケースがあるとは思いますが。

(21世紀プログラムの選抜方法)

○21世紀プログラムは、入試から根本的に違ったやり方をし、一般の入試形態は採っていません。センター試験を課さないAO選抜となり、学力はきちんと見ていない部分もあります。

○求める学生像は、自主的に勉強していく学生。いろいろ悩んで自分の専門を決めていく学生。幅広く学ぼうという意欲のある学生。とにかく自分の視野を広げたい。それから、積極的に外に出たり勉強したり、つまり、自分で自分の学生生活を決めていくことができないと、21世紀プログラムでは卒業できないことになります。

こういう学生を求めているのですが、専門を高校で絞られて、大学でわき目も振らずに専門性を高める形が従来の大学教育だったとすれば、21世紀プログラムが求めているものは、高校時代にそういうものを決めるなということです。自分がやりたいことを一生懸命勉強し、あれもやりたい、これもやりたいと思いなさいということです。

あれもやりたくて、これもやりたくて、決められなくて21世紀プログラムに来れば、いろいろな勉強をしながら大学の中で自分の出口を見つけていきなさい。概念として絵に表すと、こんなものをねらいたいということで、それを実施している形になります。

○九大の一般的なAO選抜はこんな状況で、その中に21世紀プログラムも含まれます。

○これは九大全体のAO入試の時間的な変化ですが、なぜか今年度は突然増えているのです。これが合格者、募集定員で、こういう形で九州大学では行われています。

○21世紀プログラムではセンター試験を課さないAO選抜。選抜といっても、一芸に秀でたというのではなくて、総合力を見ることを非常に強調しています。選抜の過程そのものが、入学後の九州大学での修学課程を模したものである。だから、大学で勉強するという素養を、ある意味では試しているという言い方もできると思います。

1次では書類だけでなく、きちんと学力を見ると書いていますが、学力はあまり見れていない部分もあるかもしれません。

○実際にどんなことをやったかという、例えば平成17年度の例です。今までの実施形態の反省点を考慮し、少し形を変えてやったのです。今度の新生に対しては、10月中旬に1次選抜（書類選考）をしました。志望理由書や高校での成績表、活動歴などの提出を求め、それらの書類を選考して総合的に見えています。

そのあとに2次選抜として、11月の初めに1泊2日で集中的に試験をする。以前は10月初旬と11月中旬とに分かれていたのです。講義を最初にやり、そのあと1か月ほど間を置き、講義で出したレポートを改良して、今度は発表・討論、小論文、面接に臨みなさいという空白の時間を置いていたのです。受験生にも非常に負担になりますし、我々にはこの間に、受験生に入ってくる外からの入れ知恵が面白くない。1ヶ月前にはものすごくキラッと光るものを持っていると思っていた学生が、ここで普通になってしまったというのが、審査をしてくださる先生がたからものすごくよく聞かれる意見です。それでこの1ヶ月の隙間をなくしました。お互いに負担軽減というか、受験生も集中できますし、我々も本人を見ることができるよう。こういう改良をやってみました。

○第1日目に講義1・2・3を聞いて、講義を聞いてはレポートを書くということで、一般的なもの、やや文系寄りの専門的なもの、理系寄りで作業や実験を含むものと、この三つの講義をそれぞれやります。ですから、得手不得手はあるかもしれませんが、割とトータルにできないと、評価はよくなるということなのです。

2日目は、受験生を五つのグループに分け、前日のレポートの討論をさせます。もちろん、試験官は「次、どうぞ」「これについて意見はありませんか」というのは言いますが、学生たちに自由に討論をさせてそれを評価する。午後は面接をしながら、結局レポート、試験初日の夜中に考えたこと、翌日討論で人の意見を受けて考え直したこと、そういうものを最終的に論文としてまとめなさいと。この2日間の試験を通して自分の観点や視点がどう変化したかを論文にまとめなさいという、とても手間ひまがかかりますが、こういう試験をやっています。

○どう評価するかというと、黒い丸が審査員一人一人です。例えば1次の書類審査は4人でやり、2次の講義の審査、それから討論・レポート・最終論文の審査、総勢25

名程度でいろいろな評価が集まってきます。

もちろん、この25名の審査員は、専門もばらばらです。いろいろな先生に全学から集まってきてもらっていますので、いろいろな立場からの評価が集まってくるのですが、この形態の場合は、審査員の数が多ければ審査は有効に働くのではないかと思います。どの先生が見ても高い評価とか、本当にばらばらになるものもあります。後者については、査定をするときに、先生方で本当に意見を戦わせます。

○例えば、講義にはどんなものがあるかという、「考古学とはどのような学問か」、「『イギリス人』とはだれか」、「Symmetry in Fantasy」は理科系の問題ですが、受験生はこういうレポートをきちんとまとめないといけないことになります。

○一部、受験生の声を挙げています。試験に合格したかどうかは別として、受験した現場で聞いた声なのです。「いろいろな意見が出て勉強になった」「もっと討論したかった」という受験生の声も挙がってきます。

○それから、こんなに動き回れる試験なんて初めてだとか、試験中にお茶が出たと高校に帰って自慢したという話もありますし、「全体を通じて、先生方が学生のことをとても大切に思ってくれていると感じた」と。これは、どこでも今から入ってこようとする学生さんにはそうかもしれません、とにかく21世紀プログラム入試は、普通の入試とは違って手間ひまをかけて、ものすごい労力を費やしていることは間違いありません。これ以上、募集人員を増やしては、成り立たないところまで来ていると思います。

○志願者の推移ですが、今年は全体的にA Oの方が志望が多かったのですが、139名が応募してきました。結果的には30名の合格者を出しており、4月に30名が入学しています。倍率としては5～6倍の間を行ったり来たりしている状況です。

○それから、下が古くて上が新しくなっていますが、志願者の男女比です。それから、志願者の高校での成績です。外国人が入試を受けましたので、不明というものもありますが、この辺が出身校の地域です。やはり福岡が多く、九州が断然多いのですが、今後徐々に全国的に広げていけたらなど。全国から集まると、それだけ優秀な人材が集まることは保証されると思います。

○それから、実際の合格者はこんな推移になっています。男女比、高校の成績は年によって割と違います。それから出身校です。こういう状況で現在走っています。

○広報として、学生が作っているホームページが立ち上がっています。

パンフレットを作ったり、自分たちのことを外に伝えたいという雑誌「orbit」を自主的に学生たちが作ったり、今年度は広報用のDVDを作成しました。

こうやって広報活動のみても、学生たち自身が自分たちのことを知ってもらいたいという意欲もあるようです。

○入試に関して、長所や短所もいろいろ考えられ、これらは今後もずっと検討していきます。もちろん21世紀プログラムの運営形態は固定されたものではなく、むしろ非常に流動的です。21世紀プログラムの大きな枠組みはもちろんあるのですが、実際には日常生活の中で出てくる問題を見て、これはどうすべきかを考えているところが非常に大きいのです。

例えば、卒業研究の指導教員が、九大の中にはおられない。よその先生に指導をお願いしたいということで、今度卒業研究着手を申請している学生がいます。その先生には来年度、卒業研究の非常勤講師として九大に登録し、実際に卒業研究を日々指導し、査定のところでかかわっていただく形を採るようにしました。

そういう感じで、かなり予測できないことが起こっていますので、出てきた時点でいろいろ考えながら、今まで走ってきたところなのです。そして非常に流動的というか、予想外のことが起こっているというのが正直な気持ちです。それが21世紀プログラムのそもそもの一つの目的でもあったかもしれません。

(21世紀プログラム学生の修学動向と卒業状況)

○実際に学生たちがどんな生活をしているか、時間割を挙げました。例えば今年卒業する女子学生が3年生のときの状況です。昨年度の後期にどんなことをしていたかという、茶色っぽいのが文学部とか経済学部、文系の講義を受けたということです。ちょっと紺色っぽいのが農学部・理学部・工学部、理系の科目を受けています。1週間の時間割はこういうふうに組まれているという例です。ここに理科系が入っていますし、ここに文科系が入っています。それから、全学教育科目が残っているのもありますし、21世紀プログラムのプログラム・ゼミが3年生・4年生の間も続きますので、土曜日に実際にやっています。例えばこんなケースが出てくるわけです。

○この辺がどうつながっているのかは、本人の頭の中にきちんとあるはずで、方針があってやっていることになります。ですから、例えば経済学部の国際経済学を月曜の1時限目に受けに行くのですが、経済学部の学生の中にポツンと1人、この21世紀プログラムの学生がいるわけです。評価を実際に聞かせてくださる先生は「とにかく一生懸命やる」と言ってくださいます。それは、私から見れば当たり前だと。この子はこれを受けたいから、自分に必要だから受けに行っているというモチベーションがあるはずで、一生懸命になっているのは当たり前だと感じるのですが、同時に、よかった、頑張っているなという安心感もあります。

○例えば、今年卒業します21名の1期生がどんな単位を取ってきたかという、縦の9人は文系学部からしか授業を取りませんでした。残りは文系と理系にまたがって、自分の専門性を獲得しようというチャレンジをやってきたことが、うかがえると思

ます。

最大が6学部から取ってきているのがいて、その6学部を分析してみますと、もちろん均等ではないのです。細かい分析をすると、6割程度はある特定の学部から取って、残りの4割を自分が必要と思ったものを取りに行っている状況になっています。

○それから、ついこの間、2月18日に卒業研究発表会をやり、21名中16名が卒業することになりました。残りは何をしているかという、今、留学に行っている者がおり、それから4年生の夏休み前に留学から帰ってきたのが5名おり、卒業研究に取り組んだのもいますし、もう半年待ってやるというのもいます。最終的には今年度は16名が卒業研究を提出しています。教育学部に4名、経済学部2名、法学部2名、文学部1名、比較社会文化学府・研究院という、学部のない大学院の先生の指導を仰いでいるのが2名います。農学部3名、医学部1人、薬学部1人という形で卒業研究をやっています。

こういう卒業研究にどうやってたどり着いたかという、自分でこれをやりたいというのを決めて、自分で卒業研究をしてくださる先生を見つけてきて、お願いしてオーケーをもらって、その時点で21世紀プログラムとしては、先生の所属されている研究院長に卒業研究の委嘱をお願いすることになります。おたくの学部のこの先生が、21世紀プログラムの卒業研究指導をしますので、よろしくお取りはかりくださいという委託をします。そういうものは、最初にお話ししました、すべての学部に21世紀プログラムというコースが存在しているわけですから、断ることができないシステムになっています。それを断ると、自分のところの学生の教育を放棄したことになります。

無事16名が卒業研究発表会を1日ばかりでやりましたが、いろいろな話が出てきました。九大の卒業研究の代表例が、全部そこに集まってきているような感じになりました。「これは本当に専門性ですか？」と言われる先生もたくさんおられます。こんなことをやって、本当に専門が身につきますかとも言われますが、むしろこちらの答えとしては、専門が身につくか疑問を抱いておられる「先生の考えておられるような専門」は身につくまいと言いたいわけです。この中から何が生まれてくるかに、むしろ期待するところがある。

それから、今この卒業研究を実施して、卒業生を出すに当たって、恐らく初めて九州大学の中で起こったことは、学生が自分で卒業研究のテーマを考えて、それを指導してくれる先生を見つけてきた。この行為が、今までの学部の教育ではありえなかったことです。それが今こうやって、実際に九大の21世紀プログラムの中で起こっているということ、今後これがどう定着するか、あるいはだめになっていくか分かりませんが、非常に注目に値する部分かなと思っています。

(21世紀プログラムの成果と課題)

○あとは効果ということで、学生たちがどんなに積極的かを訴えています。本当は学

生を見ていただくのが一番で、すぐに普通と違うことが分かります。ちょっと静かにしておいてというぐらい、うるさいような感じで頑張っています。

○それから、九州大学の中でいろいろな支援を受けており、21世紀交流プラザという建物があります。学部がありませんので、居場所がないので、こういうプラザという建物を本拠地にして活動しているわけです。ですから、21世紀交流プラザには、学生たちが休み時間にふらっといまして、授業が始まると散って行って、また昼休みになるとそこに集まってきて、いろいろなことをやっています。こういう設備も準備していただいています。

○自由だというと、それはいいという感じなのですが、実際、学生たちは4年間、非常に悩んで生活しているのが実態です。いちばんの悩みは何といても、自分は何をすべきかを常に悩んでおかないと一歩も前に進めないということです。これは18歳で入学している子たちには、ちょっと過酷かという気もしますが、ある意味では21世紀プログラムの独自科目を頼りに訓練をしていっている部分もあり、非常に悩みながら、自分は何をすべきかを常に考えています。

卒業研究を委託している先生を訪問して回ったことがあるのですが、そのときにある女子学生も来て、「私は本当にこの4年間悩んで悩んで、涙が出てくるときもありました。でも先生、3年生、4年生になるころには、悩むのに慣れてしまって、もう悩むことを普通だと思うようになってしまいました」という話をしてくれたほどです。このように自分の進むべき道を考えて行っているのも、自主的に自分から大学生活をやっているという、一つの非常に大事な部分になっているのではないかと思います。

入学してくる選抜を説明しましたやり方です。21世紀プログラムに入ってくる学生たちは、いわばそれを分かり切って入学してきているのですが、実際には現場で非常に大変なきつい思いをしていると思います。

○いろいろな反響も頂いています。実は21世紀プログラムを立ち上げた直後は、全国あちこちでこれに追随してくださる大学が次々と出てきて、このシステムが全国に広がるのではないかと予想したのですが、実際には全然出てこなかったらしいです。岡山大学あたりが、来年度からこのタイプを立ち上げると伺っていますが、21世紀プログラムを立ち上げた先生方によると「いろいろなシミュレーションをして、とても大変だということが分かってなかなかスタートできなかったのではないかと」言う予想です。九大では大変なものをあえてやっているわけです。

○今後の課題もいろいろあると思います。本当にスタート時点で強行突破したところがあり、いまだに21世紀プログラムはけしからんという学内の意見もあります。こういうことをやっていると、21世紀プログラムは何でもありなのか、思想があるのかと言われることもあります。これだけの建物まで準備して、お金もかけてやっているのですが、わずか1%未満の学生たちをなぜ特別に手厚くやるのだ、不公平であるとい

う意見もあります。

そういう問題もあったり、21世紀プログラムが卒業生を出して、今後どう進むべきかをきちんと考えなければならないことは、もっと大事な問題点・課題でもあると思っています。今後どう進んでいくか、非常に責任もありますし、それと同じ分だけ、やりがいもあるプログラムが走っていると思っています。

そういうことで、21世紀プログラムのストラクチャーや実際にどうやっているかとか、そういうお話をしたのです。現状、4年間過ぎまして、本当にその場その場、てんやわんやでどうするかということばかりの連続でしたが、一通り一巡して、何をすべきかが非常によく見えてきた感がしています。今後は何をすべきか、こういうことをすべきであって、もっと体制を整えるにはどうしたらいいか、ということも問題です。

それからもう一つ、実は九州大学21世紀プログラムのもくろみは、ただ単に21世紀プログラムをやることではなく、九州大学をどう変えていくかが最大の問題だと位置づけられていることです。この21世紀プログラムのやり方を全学にどう還元していったらいいか、九州大学の学部教育をどう進展させていくか、変化させていくかが最大の課題で、私はいろいろ重荷を負っていると思っています。例えば独自科目と社会連携科目が一つのポイントだと思っています。それぞれの学部・学科が専門の学部・学科の教育をやっていますが、21世紀プログラムの独自科目と社会連携科目を全学に開放しようという計画を進めています。

ですから、どのような学部・学科の学生でも留学中の単位、それから向こうの大学はよくボランティア活動がシステマティックに組み込まれていますが、そういうものをちゃんと自分の単位として持ち帰ることができる。それをこの21世紀プログラムの社会連携科目、独自科目で読み替えてもらえるということです。それをどの学部の学生も申請できるようにしよう。そういうところから踏み込んでいってはどうかと、今、具体的に進めているところです。その単位を各学部がどう認定するかは、また別問題ですが、それを足掛かりに積極的に、自分の視野を広げたり活動範囲を広げる大学教育も、そこから切り開いていけないかと、いろいろ具体的に検討しているところです。

○残りのレジュメは、九大全体のシステムです。最後のページの右上は、九州大学のシステム図です。大学院の重点化があちこちの大学で行われました。あるいは学部に所属していた先生方が、大学院に行く。大学院を本拠地にして教育研究をやるというシステムができ上がったのですが、九州大学は大学院重点化をして、また翌年から学府・研究院制度という改革をしました。大学院に先生がたが所属されましたが、またそこを抜け出して研究院を作ったのです。先生たちが出ていったあとの大学院には、「学府」という名前をつけました。

今、先生方の所属は、学府の教育研究現場からいったん離れて、研究院という教員の組織が別個にでき上がりました。この研究院は、部門ごとに一応分かれてはいますが、研究院の中の部門と大学院が、1対1にがっちり直結した形にはしなかったので

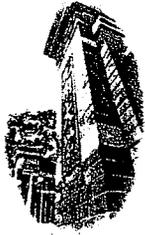
す。なぜかという、その中で流動的に動けるようにです。

今、九州大学の先生たちは研究院に所属していて、特定の大学院や学部には所属していません。割と教育研究をいろいろなところで実施する自由度があります。こういう制度を作ったのも、実は21世紀プログラムに関連しており、21世紀プログラムは、むしろこういう制度ができ上がったので、割とスムーズに動き出したのです。

ですから、先生方の所属研究院から、農学部や工学部の授業もやっていいし、もちろん21世紀プログラムの授業もやっていただけるというシステムになっているのも、21世紀プログラムが九大で何とか走っている、一つの手助けにはなっていると思います。

以上で紹介を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

The 21st Century Program, Kyushu University
九州大学「21世紀プログラム」



副島 雄児

九州大学高等教育総合開発研究センター
21世紀プログラム教育開発研究部門

The 21st Century Program

枠組み

経緯
理念
定員(募集人員)と学籍
実施体制

The 21st Century Program 経緯

1994-95	学際系学部の検討 (将来計画小委、検討グループ)
1995	大学改革の大綱案 学部改革:自由学際系
1996	自由学際学部構想 (将来計画小委)
1997-98	内容の検討 (大学改革推進専門委、自由学際学部構想WG)
1999	自由学部設置準備委員会
1999/12	文部省と協議 新学部(自由学部)設置困難
2000/3	プログラム化構想 (3プロジェクト) / 文部省と協議
2000/3	名称: 21世紀プログラム (総長補佐会)
2000/3-5	検討・審議 (タスクフォース会議)
2000/5	文部省と協議 プログラム全体・学籍の扱い
2000/6	評議会決定 公表
2000/10-12	第1期生募集・選抜
2001/4	第1期生(20名)入学

The 21st Century Program 理念

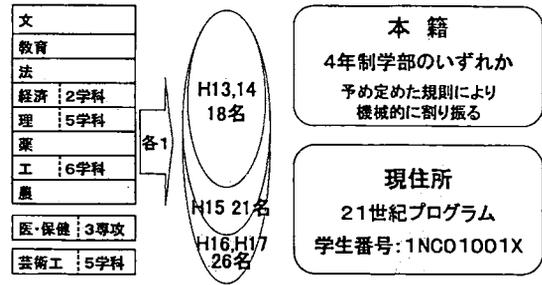
専門性の高いゼネラリスト

創造を引き出す知 21世紀 プログラム に関われた知識
基礎的な知識

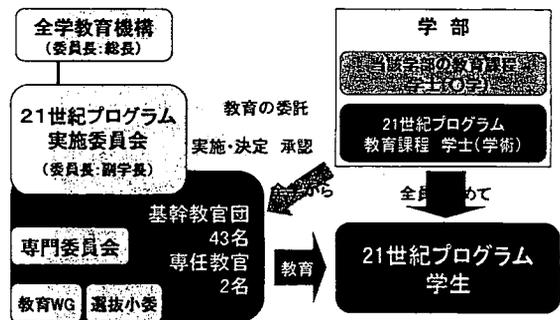
学部横断的な教育プログラム

The 21st Century Program 定員(募集人員)と学籍

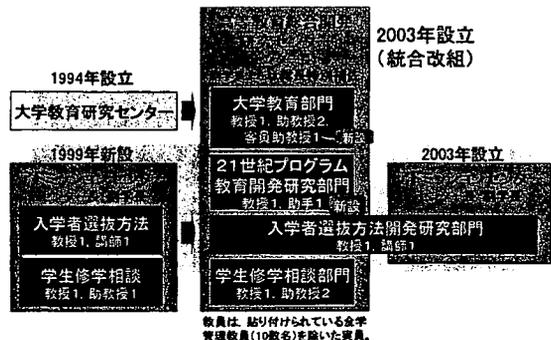
4年制学部の募集区分の前期日程から各1名



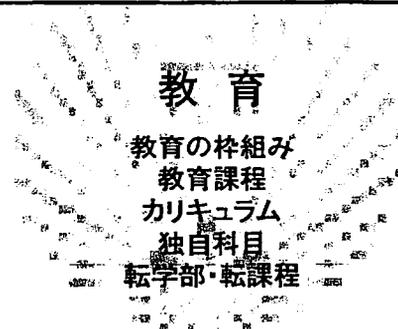
The 21st Century Program 実施体制



高等教育総合開発研究センター



The 21st Century Program

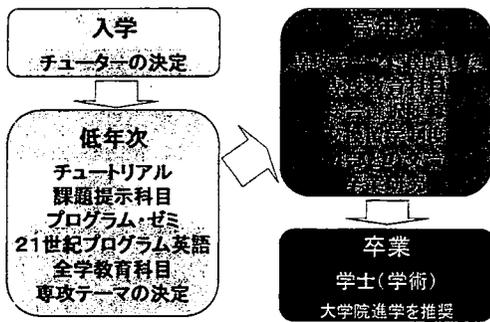


- 幅広い教養から専攻テーマ
国際/環境・生命/市民社会/情報
- 表現力と国際性
語学力の強化, 学年縦断のゼミ, 留学の推奨
- 学生一人ひとりが自分だけのカリキュラム
チューター制度, 履修指導と体系的維持
- 学生一人ひとりが自分だけの専門
実施委員会での指導・承認, 卒業研究

- ・転学部: 6年制学部から4年制学部(いずれか)の21世紀プログラム課程へ
- ・転課程: 4年制学部から当該学部の21世紀プログラム課程へ

- ・1年・2年次終了時から2年次へ
- ・小論文, 面接による審査
- ・1年次必修の「課題提示科目」と「21世紀プログラム英語」を2年次で履修
- ・若干名

転課程者
H14/4 法から女子1
H15/4 理から女子1
工から男子1
H17/4 理から男子1



選 抜

- 求める学生像
- 専門を決める
- 選抜の基本方針
- 選抜の流れ
- 選抜(1次, 2次)
- 選抜の結果

全学教育科目	単位	年次	専攻教育科目	単位	年次
コア教養科目	8	1-3	チュートリアル	8	1-4
言語文化科目	12	1-3	プログラム・ゼミ	16	1-4
健康・スポーツ 科学科目	3	1-3	21世紀プログラム 英語	4	1-2
情報処理科目	1	1-3	課題提示科目	3	1
総合選択履修	24	1-4	卒業研究	1	4
計	48		計	78	
			合計	124	

全学教育科目と全学の専攻教育科目から

問題の発見とその解明をめざす自主性

文系理系にこだわらず、政治, 社会, 歴史, 幅広く学びたい。自然に対する
という学問的興味と、定以上の教養

求める学生像

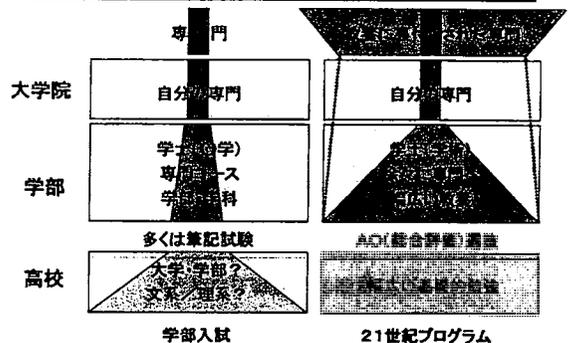
学問を積極的に学びたいという意欲や能力
語学力を身につけようという意欲

チュートリアル (1~4年次)
学生一人ひとりにチューター履修, 修学の指導

プログラム・ゼミ (1~4年次)
学年縦断, 少人数, 1クラス2科目
科目の重複と履修, 履修制限

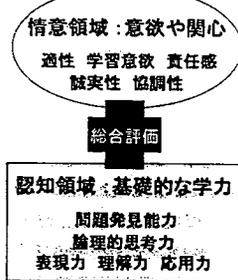
課題提示科目
外国語教育に関する今日の課題の解説
語学・環境・生命・市民社会・情報

21世紀プログラム英語 (1~2年次)
外国人教官による使える英語力の養成
英語表現法, 英語発想法



AO選抜 基礎学力+α

- ◆ 一芸・一能入試ではない
- ◆ 学校長の推薦がいらない自己出願
- ◆ 認知領域と情意領域を総合的に評価
- ◆ 入学後の修学のため、基礎的学力はしっかり見る
- ◆ 学部のアドミッションポリシーに応じて異なる



平成17年度 AO選抜(九大)

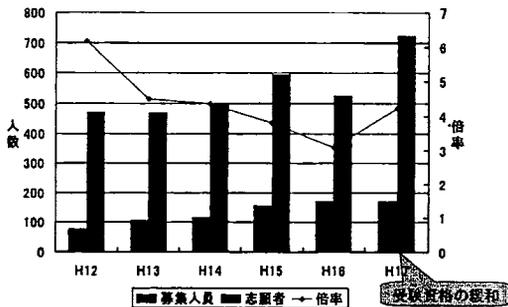
2000年度、法、薬、農の3学部からスタート。その後順次、主に推薦入学から移行。

文学部	21世紀プログラム	医学部	看護*	7	
教育学部		医学部	保健	5	
法学部★*		30	薬学部	検査*	5
経済学部		理学部	物理*	10	
化学*		15	薬学部★	16	
地球惑星*		10	工学部		
数学*		9	芸術工学部		
生物*		7	農学部	20	
		26			

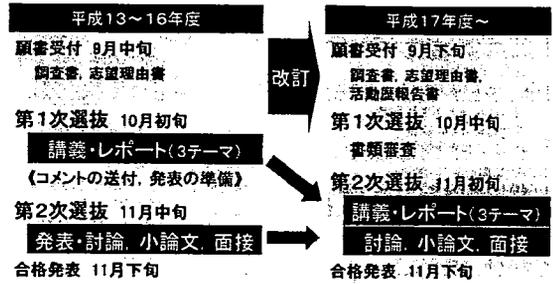
6+1学部 13募集区分 総募集人員170名(入学定員の6.7%)

★:センター試験を課さない
*:出願資格を緩和

AO選抜 志願者数の推移(九大)



The 21st Century Program 選抜の流れ



The 21st Century Program 改訂の理由

高校側
2次への3週間の準備は、負担が大きい。10月はセンター試験対策が本格化した中なので、落ちた場合を考えるとリスクである。

大学側
準備に他人の習性が入る。1次のレポートは、期待したが新鮮で面白い。2次の小論文は、無難にとまって面白くない。

受験資格

高校(含:中等教育学校)	高校(含:中等教育学校) 高校に準ずる課程(含:外国) 大検
卒業見込み 卒業後1年以内	卒業見込み 卒業・資格取得後5年以内

2日間での自分の実力のみを発揮する

資格の緩和
課外活動の保存
期間5年を考慮

The 21st Century Program 第2次選抜

第1日目(土曜日)

9:30-11:30 講義1・レポート1 (120分)

12:30-14:30 講義2・レポート2 (120分)

15:00-17:00 講義3・レポート3 (120分)

第2日目(日曜日)

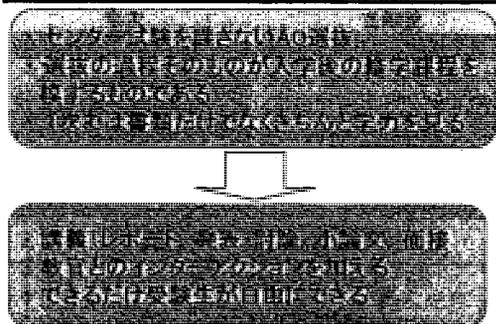
9:30-11:30 討論 (120分)

12:30-17:00 小論文 (270分)、面接

3つの講義のいずれか1つに選定する元、マスを設定して作成

随時別室で休憩できる

The 21st Century Program 選抜の基本方針



The 21st Century Program 審査体制

1次	書類審査	2次	講義1 講義2 講義3
委員	●●●●	A委員	●●●●●●●●●●
成積等		レポート	●●●●●●●●●●
志望理由	全志願者 (139名)	小論文	●●●●●●●●●●
活動歴		小論文監督等	3~5名
		2次	A B C D E
		B委員	●●●●●●●●●●
		討論	●●●●●●●●●●
		面接	●●●●●●●●●●

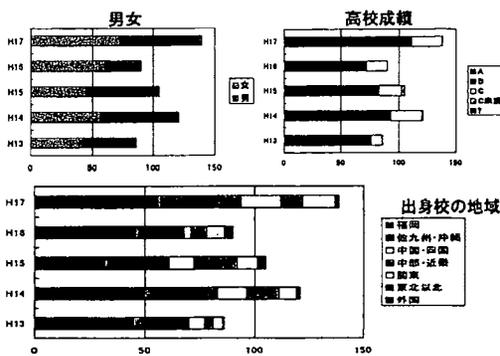
評価はいずれも、A~Dの4段階評価。
査定は、実施小委員会+審査委員(計約25名)で行う。

H13	「きたない」ってどういうことだろう? • 転換期の日本の原子力発電政策 • 経費や直感による判断と論理による判断
H14	• 歴史の見方—島原の乱 • 「行為」とは何か? • 振り子の糸の長さを変化させて周期を測定する実験
H15	• 現代社会における責任倫理 • (風文化)としての過去 • 福利厚生・体育施設によるキャンパスライフの創造
H16	• 地図を通してみた(世界) • 科学研究活動を考える:特に「観察する」とはどういうことか • 生体実験(原形版)の運動性を科学する (※)
H17	• 考古学とはどのような学問か • 『イギリス人』とは誰か? (※) • Symmetry in Fantasy

(※) 女性教員



- ☞ 大学の講義を聴いただけでも、受けた甲斐があった...
- ☞ 何の話があるのか興味津々だった...
- ☞ もらった振り子の重りの5円玉は合格のお守りに...



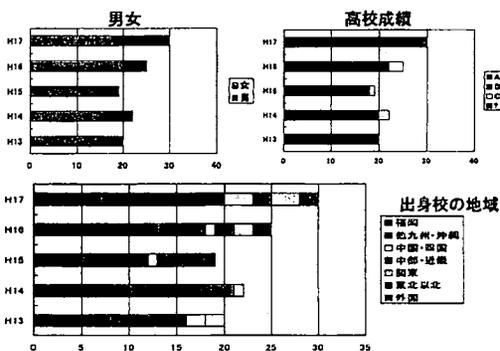
3講義ごとに討論 (120分)

全体説明		
講義1	意見発表	自由討論
講義2	意見発表	自由討論
講義3	意見発表	自由討論



受験生は、3つの内2つを選んで意見発表(1回2分以内)をし、その後全員で自由討論する。

- ☞ いろんな意見が出て勉強になった...
- ☞ もっと討論したかった...



小論文 (270分)

いずれか1つの講義を選び、それに関連するテーマを設定して作成



- ☞ こんなに動き回れる試験なんて...
- ☞ 試験中にお茶が出たって、学校で自慢した...
- ☞ 全体を通じて、先生方が学生のことをとても大切に思ってくれていると感じた...

面接 (15分/人)

小論文に個人面接

- プログラムの趣旨の理解を確認
- 志望理由書、活動履歴報告書、課題レポート、討論をベースに質問

この間、別室で随時休憩できる。

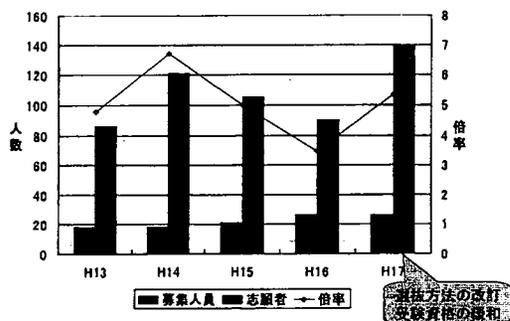


ホームページ(HP)	パンフレット	orbit01/02	DVD, 広報誌
学生作成のHP(全般的) AC作成のHP(選抜主体)	学生が作成	学生が作成	学生が取材し 業者と共に作成中

オープンキャンパス(OC)	
8月5日(木)	箱崎C
8月6日(金)	箱崎C
8月28日(土)	六本松C
9月25日(木)	東京
9月26日(日)	大阪
11月27日(土)	鹿児島
11月28日(日)	熊本



- 教職員と学生で実施(学生主体)
- 受験生の5割がいずれかのオープンキャンパスに参加



受験生 +(長所)	大学 +(長所)
選抜が知的イベントである (試験そのものが体験授業となっている)	丁寧に選抜できる 直接受験生と接することができる
- (短所)	- (短所)
かなりハードである (2日連続:1日目6時間, 2日目6時間半)	かなり手間がかかる (試験体制:教員約30名, 事務約10名)
特に対策のしようがない	高学力(教科科目)をどう見るか
検討課題	
高校成績の扱い	
審査グループ間の評価の調整	
初日夜の受験生による2日目への対策	

修学

時間割例
修得単位
卒業研究

The 21st Century Program **時間割例**

2期生 女子 1年後期

	月	火	水	木	金
1	健康スポーツ科学講義	細胞生物学	総合英語演習	フランス語Ⅱ	物理学基礎実験
2	異文化の理解			情報処理基礎演習	物理学基礎実験
3	フランス語Ⅱ	英文作成演習A	数理と情報	線形代数B	
4			英語特別演習	フランス語プラティクI	
5					

全学教育科目

The 21st Century Program **時間割例**

1期生 女子 2年後期

	月	火	水	木	金
1	地域環境学(農)	現代経済学(経)			
2	森林機能制御概論(農)	時事英語購読			
3	地域農業計画論(農)	生産流通科学概論(農)	英文作成演習B		協同組合論(農)
4	農業組織管理学(農)	経済学(経)		イスラム史(文)	農協政策論(農)
5					

全学教育科目 文系専攻教育科目 理系専攻教育科目

The 21st Century Program **時間割例3**

1期生 女子(yo) 3年後期

	月	火	水	木	金	土
1	国際経済学(経)	英会話Ⅰ(縮崎C)	政治経済学入門(経)	政治経済学(経)		
2		ミクロ経済学Ⅰ(経)	地理学演習(文)	原簿設計Ⅰ		新開以上の卒業研究
3	現代日本社会入門(経)			消費者行動論(経)		
4				国際メディアⅠ		
5						

全学教育科目 文系専攻教育科目 理系専攻教育科目

九本校キャンパス 縮崎または南校キャンパス

The 21st Century Program **学部専門科目の履修**

第1期生(4年)全21名の4年後期までの履修申請単位数

文系のみ履修					文系・理系にまたがって履修										
学生	文	教	法	経	計	学生	文	教	法	経	理	薬	工	農	計
a		42	22	4	68	a	2							52	61
b	13	44	4		61	b	18	2	10	12			19	2	54
c	4		38	8	50	c	7		6	4					61
d	12	14	34	14	74	d	6		4	6				32	46
e	16	34	12	2	64	e	23	12	2				2		39
f	26		28		54	f	8	14	4	4	12	32			74
g	14	24			38	g	6			2				24	32
h	6	10	98	6	120	h	10		4	12					32
i	7	2	68	4	81	i	4	4	3	60	2				68
最少 2学部 (m, a)						最少 2学部 (m, a)									
最多 6学部 (d, k, p)						最多 6学部 (d, k, p)									
平均 3.9学部						平均 3.9学部									

学生記号の白抜きは、交換留学経験者8名。
*1:アメリカ, *2:イギリス, *3:オーストラリア, *4:ベルギー, *5:韓国

The 21st Century Program **H17卒業研究**

学部等	卒業研究題目
教育学部	高校生の進路学習と高大連携に関する実証的研究 アメリカの学校における Peer Mediation に関する研究 異文化コミュニケーション場面における自己開示のプロセス 学校における「見える一手」の関係性~権力と権限のあいだ~
経済学部	市民参加型の環境政策 ~アジエンダ21を手がかりに~ 「環境費者」≠「ベクト」論についての一考察 ~現代経済におけるベクト産業の意味~
法学部	EUにおける人の自由移動の法的環境 紙巻根本買戻しに関する一考察
文学部	松山市における路面電車路線延伸の評價~GISを用いて~
比較社会	沖縄北部農林業振興~沖縄の農林開発における役割とその位置付け~ 日本人女性とガイジン男性のカップルを巡る家族のパターンと親類のされ方の差異~イローネキヤブをめぐる意図から~
農学部	日本型以外のセゾロウシカ農産物販売に関する研究 上下流域の連携による森林整備の取り組み~福岡県技術市の事例を中心に~ 農村地域の活性化に及ぼす女性活動の役割に関する実証調査研究~洋羽町を中心として~
医学部	Or43, Or45をもとに交絡したES細胞後の増殖の試み
薬学部	体内時計を利用したオーダーメイド薬学療法へのアプローチ

The 21st Century Program



The 21st Century Program **積極性・自主性**

入学後の
総長との懇談会で
歌が飛び出す

外国教師を囲む
ティータイム英語

手帳1冊目の
白黒塗り日記

学生自治会
の活動

学生自治会
の活動

学生自治会
の活動

学生自治会
の活動

学生自治会
の活動

21世紀交流プラザ		六本松地区 21世紀交流プラザ 2階建 延約520㎡	
六本松	ほぼ専用	学習室	1F 学生控室 チュートリアル室 演習室2
箱崎文系	専用控室1室		
箱崎理系Ⅰ	専用控室2室		
箱崎理系Ⅱ			
パソコン配備		2F チュートリアル室2 コンピュータ室兼資料室 教官控室	
1Fの学習室のみ 一般学生も利用可			



The 21st Century Program 学生の悩み

六本松-箱崎の移動
箱崎での専攻科目履修は学生によって異なるため、他学部の選考科目目である箱崎日が設定できない
1・2年次の「箱崎日」「松箱日」

周囲の期待
普通の学生なのに...

一部学生からのやっかみ
施設設備面での優遇

専攻教育への不安
学部の理解の温度差

一般学生から浮く
ゼミ形式などの調整で

Kyushu University

概 容

The 21st Century Program 反 響

	12年度	13年度	14年度	15年度
取材(掲載/放映)、来訪、講演など				
大学など	北大、大阪外大、立命館大、長崎県	弘前大、福島大、千葉大、お茶の水大、鳥取大、都立大、姫路工大、京大、立命館大	琉球大、崎門教育大、釜手県立大、東京経済大、慶応大、関西学院大、松本大、松山大学、設立70周年記念式典	鳥取大、東京経済大、九州産業大
報道	読売、日経、NHK、西日本	NHK、朝日、毎日、日経、NHK、西日本	NHK、読売、日経、読者通信、週刊文春	朝日、毎日、読売、NHK、西日本、朝日登山
受賞	Z会、ベネッセ、学研、河合塾	Z会、ベネッセ、学研、進研アド、リクルート	Z会、ベネッセ、進研アド、旺文社	進研アド、河合塾、リクルート

入研館(名古屋)の公開シンポジウムに学生登壇
立命館APUの「世界学生サミット」に学生参加

Kyushu University 歴史

学部を中心に

- 1867 黒田藩医学校 養生館
- 1877 福岡病院
- 1879 福岡県立 福岡医学校附属病院
- 1888 福岡県立 福岡病院
- 1903 京都帝国大学 福岡医科大学

- 1911 九州帝国大学 医科大学、工科大学
- 1919 医学部、工学部、農学部
- 1924 法文学部
- 1939 理学部
- 1947 (旧)九州大学
- 1949 (新)九州大学 文学部、教育学部、法学部、経済学部
- 1964 薬学部
- 1967 歯学部
- 2003 芸術工学部 (芸術工科大学と統合)

The 21st Century Program 今後の課題

専攻教育
専攻科目履修の確保

学生の負担
学部の理解
電子履修システムの改善

単位認定
大学間履修、他大学履修
企業研修などの単位認定

短期

まずは、
第1期生の卒業まで、
学生・教官・事務官が
一体となって

中・長期

名称「21世紀プログラム」
教育COE、独法化
学部改革

Kyushu University 概要

学部学生 大学院生 医短学生 職員等 九州芸術工科大学 在籍者を含む	学部学生 11,633名 (女子 3,309名)	学部卒業 約12万人 修士修了 約3万人 博士学位 約2万人
	大学院生 6,283名 (女子 1,559名)	教育職 2,327名 行政職 2,209名

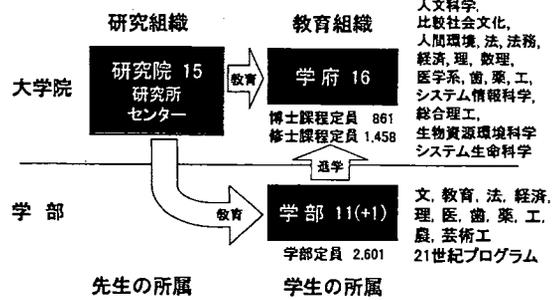
2003年10月1日現在

2003年10月1日 九州芸術工科大学と統合

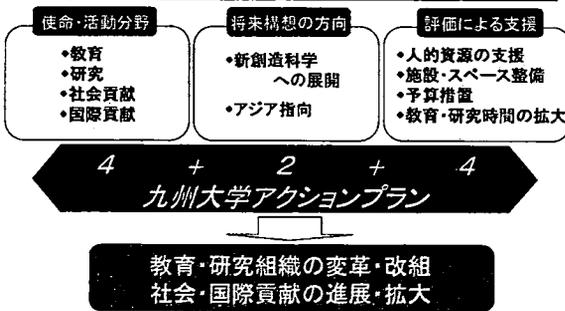
Kyushu University 改革の流れ

年度	制度改革	入学者選抜	教育	新キャンパス
1995	大学改革の大綱案 (Center of Excellence)			
1999		AC設立	総合選択履修	
2000	学府・研究院制度	AO選抜	全学教育機構 教育憲章	第1期工事
2001			21世紀プログラム	
2002	医・保健学科			
2003	ビジネススクール 芸工大と統合		変革し飛躍する 九州大学	
2004	国立大学法人 ロースクール	5教科7科目	キーワードは アジア	
2005				移転開始
2006		新指導要領		

Kyushu University 学府・研究院制度



Kyushu University 教育・研究戦略



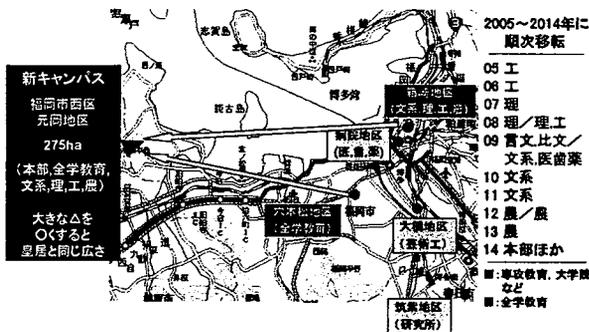
Kyushu University 教育憲章 (Education Charter)

九州大学の教育理念

九州大学の教育は、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本および世界の発展に貢献することを目的とする。

- ◆ 社会性の原則
- ◆ 人間性の原則
- ◆ 国際性の原則
- ◆ 専門性の原則

Kyushu University 新キャンパス移転



Kyushu University 学部教育の改革

- ◆ 全学教育(共通教育)の改善
 - ◆ コア教養科目、個別教養科目 (1994年度)
 - ◆ 総合選択履修方式の導入 (1999年度)
 - ◆ 少人数ゼミナール(主として名誉教授が担当) (1998年度)
 - ◆ 総合科目「社会と学問」(1997年度)
- ◆ 専攻教育(専門教育)の改革
 - ◆ コア科目群の導入
 - ◆ JABEE対応 (1999年度)
- ◆ 社会体験型学習の推進
- ◆ チャレンジ&クリエーションプロジェクト(学生の研究支援)の推進
- ◆ 21世紀プログラムの設置 (2001年度)

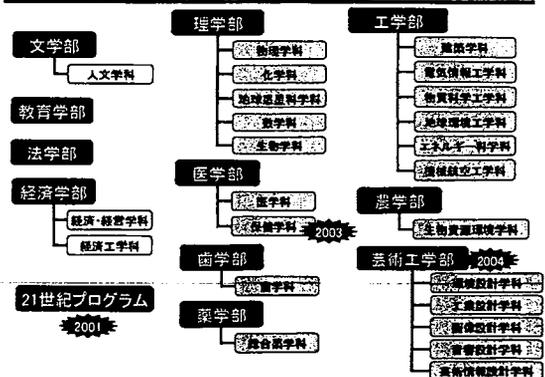
Kyushu University アジアの拠点大学へ

ネットワーク・ポイント
 姉妹大学のプラチチオオフィス

ATW
 Asia in Today's World
 アジアを中心とする
 外国人短期留学プログラム
 アジアを学ぶ6週間の
 サマープログラム

ASEP
 Asian Student Exchange Program
 アジアの大学との
 交換留学生支援
 45国10大学

Kyushu University 11学部と学科



第3報告

「学生の主体的学びを促す教育システム」

田中 每実（京都大学高等教育研究開発推進センター教授）

これまでお2人のお話をお聞きしましてかなり強く受けた印象は、お話が明るいということです。前向きですし、夢があります。こういう組織ができたとか、こういう組織でこういう運営をしたという、何もないところから新しいものを作っていく迫力みたいなものもありました。ところが、私の話は迫力のある話には絶対になりません。いろいろ原因があります。一つは、京都大学でFDをやるのは、ほとんど茶番劇みたいなもので、悪戦苦闘するのは当然ですから、その点で威勢が悪くなるのは当然のことです。

悪戦苦闘の典型的な例を、お話しします。私たちのセンターは一つの目玉として、公開実験授業を8年間やってきました。去年やり方を変えたのですが、最初の3年間は毎週、私が自分の授業を公開し、それを参観者に見てもらって、そのあと1～2時間ぐらい、その授業の講評をやってもらいました。一人で3年間やって、本当にほとんど疲れ、4年以降はリレー式でやりました。結局、今まで私の授業はさんざん見られてきて、参観者たちにさまざまなことを言われてきました。

たとえば、私はものすごく早口です。なぜかというと、あまり授業の内容についてきちっと考えていなくて、しゃべっているうちに考えるので、忘れるのではないかという恐怖心がある。次のことを忘れないままにしゃべろうと思うから、どんどん早くなっていく。ずっと授業の講評で言われ続けたのは、「あなたはどこかで冗談を入れようとしているみたいだけれども、笑おうと思ったときには次の話になっているから、笑えない」と。そんなことを言われ続けたわけです。

3年目以降は、リレー式で、うちのスタッフたちと一緒に授業をやったのですが、そうなるとうちに、私の授業は、評判が悪いのです。なかにむちゃくちゃ授業のうまい、大山（泰宏）という助教授がいます。もともと東大の哲学出身ですが、臨床をやりたくて学士入学して京大に変わり、臨床のほうでもとてもできる人ですが、ドクターが終わった段階でうちの助手になって、今は助教授になっています。彼の資産は二つあり、一つは東大のときに生活が苦しかったから、予備校の教師をしていたのです。それはものすごい資産になっています。予備校の講師は、競争の中でもまれるわけです。しかも臨床をやっていますから、集団でしゃべっても、見ているとうまく1対1の関係を創ってしゃべっている。ほんとうにすごい技があります。

そういうすごいスタッフがいて、そのあとで私が授業を担当すると、学生の感想の中に「田中先生の授業はとても下手です。大山先生を見習ってください」とあるので、私はずっと恨みに思っているのですが、今日、私は授業の話をするわけです。だから、決して威勢のいい話にならないというのを、まず最初に言っておきたいと思います。

（教育改革とローカリズムー京大センターの自己理解ー）

高等教育研究開発推進センターというのは、たしかに長い名称ですね。名称の長さは新しく未成熟な研究施設・学部であることを示していると、よく言われます。医学部・理学部・文学部などはみんな1文字、経済学部は2文字、総合政策学部は4文字。私たちのセンターは高等教育研究開発推進センターで、何文字あるのか。しかも、私の属する部門は、高等教育教授システム研究開発部門という名前です。書類でも見ながらでないと、とても私にも正確には言えません。

それぐらい訳の分からない新しい未成熟なセンターですが、資料をお配りしていますのでご覧ください。私たちの旧センター最後のセンター長、今、工学研究科の研究科長をやっておられるのですが、電子工学が専門のとても優秀な人です。彼は、パワーポイントを絶対に使わない。もっぱらOHPを使います。電子工学の人がどうしてOHPを使うのかというと、「まだ成熟していないから、怖くて使えない」と言っていました。いつ壊れるか分からない。たしかに、学会発表でパワーポイントが使えなくなって、うろろうろする人がたくさんいます。私もひどい目に1~2回遭ったことがあります。それ以来パワーポイントを使いたくないという恐怖心があります。印刷した配布資料をお配りしますので、そちら側をごらんください。

私たちのセンターは、研究センターですが、京都大学の教育改善に役立ちたいとも考えています。そのときの前提条件は、私たち自身が授業をやっていることだと思います。つまり、私たちが授業を持っていて不安を感じているとか、とてもつらいと思っていないと、ほかの人たちと授業についての話などできないわけです。たとえば、私が学生にうまく通じないという感覚をなくしたら、私は授業の話ですまいと思っています。なるべくこういう感じで、実践的な研究をやりながら、それを素材にして教育の改善に関するサービスをやろうと思っています。

そのときに、私たちがいちばん大事にしたいと思っているのは、個々の教育実践現場のローカリズムです。それは当然のことながら、大所高所から語らない、偉そうに言わない、一般論としてしゃべらないという覚悟でもあります。みんなそれぞれの場所が違うにもかかわらず、「大学の授業はこうあるべきだ」といっても、そんなものが通じるわけではありません。私たちのそれぞれが立っているローカリズムを大事にしながら、そこを突き抜けて一緒に話ができるところは話す。こういうスタンスで行こうと思っています。

「大学教育はこうあるべきだ」という話が、今までずいぶん語られてきた。ほとんどそれは、アメリカやどこかでこういう授業をやっているからという話でした。つまり、自分たちのコミットしない輸入話で事は済んできたわけです。それぐらいでお茶を濁しても何とかなっただけくらい、現実のほうは随分後れていたからです。

ところが、3年前に「現状はすでに啓蒙段階を超えた」ということを示す資料があります。これは文部省のホームページから取ってきたのですが、3年前にすでに76%が学生による授業評価をやっている。国立大学で当時99校あったのですが、96校が授業評価をやったと書いています。そのときに光栄ある「やっていない」3校のうちに、確実に京都大学は入っているわけですが、ともかくも授業評価を大半の96校がやって

いる。

こうなると、問題は、単に授業評価をやったということではなくなってきました。実施した授業評価をどう利用したのかが、問題なのです。これを活用したと言っている大学が、すでに随分な数にわたっている。つまり、授業評価とか何とかかんとかをやったから意味があるのではなく、それをやってどうしたのかが問われてくる。そういう段階になってきている。啓蒙段階はすでに終わったのです。

(大学の分化—経営、教育、研究—)

もう一つは、私はこういう商売をしていますので、全国のあちこちの大学に行って話をします。だんだんと、ただ講演して帰るのではなく、その大学の教育改善のディスカッションに参加して帰ることが多くなりました。そこで、あちこちの大学の事情が分かってきているのですが、そのなかで強い印象を受けたことが、たくさんあります。

たとえば、琉球大学と山形大学に、わりと期日を接して行ったのですが、たしかに気温はまったく違います。一方は雪が山ほどありますが、一方はまったくない。けれども、出てくる話や学生の話はそんなに変わらず、ほぼ同じようなことを言っています。地方の国立大学は、そうじてこんな調子です。

ところが、私立大学の話をする、これは全然違います。何年か前に神戸のわりと近接した女子大学二つに、ほぼ1週間隔てて講演にいったことがあるのですが、あの雰囲気の違いは二度と忘れません。一方は本当にのんびりした感じで、非常に温かに話をやって帰ることができたのですが、もう一方は非常にとげとげしい雰囲気、FDについて話していると、とげのある視線が集まって、とげのある質問がわっとあるという感じなのです。背後にあるのは何かといったら、おそらく経営の問題なのだろうと思います。

もう一つ、ずっと前に、ある大学に行ってFDの話をしたのです。そこはあまり行きたくなかったのですが、後輩がぜひ来てくれと言うので、しかたがないから行ってしゃべりました。終わったあとで政治家でもある理事長があいさつで立ち上がって、「FDの話をお聞きして、とても参考になった」と言いました。「ただし、自分が思う大学の授業の理想は、たとえば50人ぐらいしか入れない教室に、受講登録学生が200人ぐらいいる。その200人ぐらいが全部試験を受けて、全部大体通っていく。それで文句も不満も出ないで、みんながよかったという形で単位が取れる。そういう授業がいちばんいい」と言いました。私はこれも一つ恨みに思っています。そういうことを言うなら、どうしてFD講演などに呼ぶのだと思うからです。

これは結局、経営上のネックで、十分な授業ができるだけの人間が集められないわけですね。だから、簡単に言うと、「経営の合理性」が「教育の合理性」を押しつぶしているわけです。ただし、これは「短期的な経営の合理性」です。長期的に考えれば、そういう授業をさんざんやっていたら、ろくな授業・教育をやっていないという評判が上がります。ろくな付加価値もつけていない。卒業するといっても、ただ学生

を追い出しているだけではないかという評判が出てきます。となると、学生が集まるのだろうか。こういう問題があります。短期的な経営的合理性はありますが、おそらく長期的な経営的合理性はないのです。貧すれば鈍するという感じで、自分で自分の首を絞めていっているのだらうと思うのです。ただ、何であれ、経営の問題を考えざるをえないところに追い詰められていく大学は、これからどんどん増えていく。こうして、まず経営の問題が先行していく大学は随分あるのだらうと思います。

次に、大半のごくふつうのレベルの大学はどんなものかということ、多分、教育的な合理性と経営的な合理性がわりと一致している。こんな大学は、これからますます多くなるのだらうと思います。どういうことかということ、教育改善の努力をやらないととても困る大学が増えると言うことです。

たとえば以前、大きな都市圏で中くらいの位置にある私立大学の人が、こういうセンターを作りたいということで相談に来られました。自分のところの大学は、世間的にけっこういい大学だと思われているから、入試の倍率もそんなに落ちておらず、新生たちは、大体、これまでと同じ倍率の競争をへて入学してくる。だから、受験料収入はそんなに変わらないけれど、しかし、入ってくる学生の質は画然と違っている。以前だったら入れないような学生が多数入ってくる。それに対して以前と同じような教え方をすると、ぼろぼろこぼしていくことになる。いちばん確実な収入源は授業料収入だから、そのようにこぼしていくのは、経営的に非常に重大な問題で、むしろ今まで入らなかったような学生にきちっと対応して、それに付加価値をつけてきちっと卒業させて、また受験生を増やしていくという回路を確立しないと、経営上の問題なのだと言うのです。その問題を解決するのに役立つようなセンターを創りたいというわけです。

教育的な合理性と経営的な合理性が完全に一致している例ですが、そういう大学が日本の大学の6割ぐらゐを占めるのではないかという感じがします。

(研究中心大学における教育)

あと一つ、京都大学や金沢もそれに近いのだらうけれども、研究志向の強い大学もあるかもしれません。たとえば、この話の枕で「京都大学では大学教育センターは茶番だ」と言いましたが、それでも強力なバックアップをしてくれる学部がないと存続できなかつたわけです。工学部、薬学部、経済学部など、わりと応用性の強いところが、強力にバックアップしてくれています。

このように教育に熱心な学部があるのには、それなりの理由があります。簡単に言うと、よい学生を選別してきちっと教育しないと、研究室そのもののパワーが下がってしまうからです。教育を一生懸命やらないと、研究の継続性がとぎれる。そこで、一生懸命に教育をやっていく。研究上の合理性と教育上の合理性が合致している形です。

もう一つ面白いのは、今のうちのセンター長は理学部出身ですが、面白いことを言いました。「うちでいちばん考えなければいけないことは、ひょっとしたら本来なら

伸びていくものを、無駄な教育をやってつぶすことがあってはならない」と。そういうことがあるのかないのか、よく分かりませんが。

ただ、ちょっと話が飛びますが、以前、私がいた地方の国立大学に数学の教師がいました。わりと私の親しいとてもいい人で、研究業績もたくさんあります。委員会活動や組織活動もよくやっている人で、私はいい人だと思っていたのですが、彼の授業のことを、学生が酒を飲んだときにポロツと言い、私は随分ショックを受けたのです。教室に入ってくる時、ここに黒板があると、こう入ってきて、黒板にダーッと数式を書いていく。黒板が満杯になったら、また端から数式を書いていく。それから、ベルが鳴って授業が終わったら、こういうふうに出ていくらしいです。終始一貫、彼は学生のほうを見ないわけです。

あと一つ思い出すのは、うちは授業参観プロジェクトをやっていて、京都大学理学部の数学のフィールズ賞を取った人の授業を参観したという記録があります。選択科目で、理学部の50人ぐらいの3回生が受けているのですが、その先生の授業のパターンも同じです。とにかく入ってきたら、どーっと黒板に数式を書き続けるらしいです。あまり必死になって数式を書くから疲れて、途中で横のいすにへたっと座って、黒板の数式を見ながら、「ああ、美しいですね」と言うのだそうです。

センターのスタッフが記録を取っていましたが、50人ぐらいの受講生の大半は、数式を漏れなく全部写すために必死になってノートを取っている。授業のあとで学生にインタビューし、「どうしてあんなに必死になってノートを取るのか」と聞くと、「今はこれを見ても何のことか全然分からないから、写して帰って下宿で、じっくり1週間考える」と言ったそうです。ところがすごいのは、その授業で3～4人腕組みをしてじっと黒板をにらんでいる学生がいるのです。それについて聞くと、「大体分かる」と言っているらしいです。とんでもない学生は、どこにもいるわけです。

今、京都大学と地方大学の数学の授業の例を出しましたが、たしかに、やっている行動は外面的には同じです。ともに、学生のことが入っていない。しかし違うのですね。どこが違うのか考えると、おそらく、京都のほうには教師と学生との間にく暗黙の契約>みたいなものがあるのですね。授業はこんなもので、こういうことをやっていくのだという、多分、学生と教師の間に「黙契」みたいなものがある。地方の同僚の場合は、どうしてそれが授業にならなかったかという、このような黙契なしにやっているからです。

多分その違いはとても大きい。だからこそ、「いい授業」とは何かを一般的に言うのはとても愚劣なことです。この授業のやり方は、全く同じなわけです。ただ、一方は授業として成り立っているけれども、一方は成り立っていない。どこが違うかという、黙契があるかないかです。だから、一般論で言いたくないというのは、こういう理由があるからです。

私は、ここしばらく京大内部の授業を見て歩いているのです。経済学部や工学部や薬学の授業を見たのですが、何が面白いかといったら、彼らは自分の授業が自分なりの特殊なやり方で、それなりに個性的な授業をやっていていると思っているのですが、比

べてみたら大体同じようなパターンの授業をしている。これがおもしろいですね。

たとえば、理科系の場合は、きちっとしたテキストがありますね。経済の場合はちょっと難しいですが。補助的な教材を使うかどうかは別にして、きちっとしたテキストを、まずきちっと伝達していく。そのときに、人の名前が出てきたら、その人にはこういうエピソードがあって、こういうことをやった人で、こういう問題があったという話をちょっとだけします。それから、いちばん大事なのは、テキストについて話をしながら、今はこの辺のところに来ていて、ここでやっていることは将来こういうことにかかわっていくというマッピングを、繰り返し語っています。

結局、人の話が出てきたら関連した話しをするとか、今の進行状態は将来どこにつながるという話をやっているというのは、全部、学生たちを将来、研究者という集団に組み入れていく作業が行われているわけです。その点については、全く同じような授業が行われていっている。

大学の教師は、教育実習をしていませんから、言うなればく自分が学んできたようにしか教えられるのです。だから、京都大学みたいにかなりピュアな純粋培養のように人事をやっているところは、学んできた形で教えていくので、周辺の教え方が共通してくることは必然的に起こってくるわけです。しかもそこには、研究者の集団に組み入れていくという、一つのとても強い志向性によって裏づけられた教育システムができ上がっているわけです。

問題は、それで学生たちがうまく乗れなくなってきたということです。そういうやり方で行ったら、死屍累々という状況になっていく。今まで默契があると思ってやってきたのに、どうやらそうではないかもしれないという恐怖心を、京都の教師はもってきているわけです。そうなると、研究を持続していくのはとても難しくなりますから、どうしても学生が本当に授業内容をきちんと受け入れているかどうか、気になります。そちらにだんだん志向が行って、研究集中志向ではなくて、教育とのかかわりをかなり重要視する人たちも出てきている。こんな感じだと思います。

今、京都大学は移行期だと思います。教育への関心がわりと出てきている。京都大学のなかで教育改善を担うセンターは茶番劇、漫画みたいなものですが、それが何とか存続できているのは、今、移行期に差しかかっているからで、私たちの存在は今後も決してゼロにはならないだろうと思っています。

(ローカルな教育的知恵とその継承—FDの基本前提—)

今日の題は「学生の主体的学びを促す教育システム」という話です。最初のお二方のように組織的な話にはできないのですが、教育システムのコアになっている授業をどう考えていくのかを基本的に話したいのです。そのときぜひ伝えておきたいのが、それぞれの場所、たとえば学部や学科あるいは大学によって、完全にローカルな違いが当たり前にあるということです。たとえば、京大のフィールズ賞の人がやった授業は、地方では通らないわけです。みんな授業のしかたを、ある条件に合った形で作っているわけです。

さっき、京大の授業は外から見たら同じようなことをやっているともうしました。それには、教え方が継承されてきたという面と、あと一つは京都大学という条件に合わせていけばそうになっていくという面があるのです。学生の資質など、いろいろなことを考え合わせて。たとえば、短期大学で教えている友人がよく言いますが、短大に非常勤で来る人は、私語が多くて授業にならず、黙らせられないそうです。いきなり外から来た先生は、まず黙らせることができないだろうと、かねがね言っています。自分たちは専任だから、黙らせるノウハウを持っていると言うのです。毎日、彼は専任として学生を相手に授業をやっているのです、当然、あるやり方を開発してきているのです。それを外からポツと来た非常勤の先生がまねできる道理がないわけです。大学の教師たちは、それぞれの場所で、それぞれのローカルな知恵を作ってきているのです。

この点を強く強調したい。大学の教育開発や授業開発を言うときに、まるでゼロから出発するみたいに、外側から授業のやり方はこうだと言っても無意味なだけでなく、有害です。私たちは、ゼロから教育の改善を考えるわけではないのです。私たちは、集団としても個人としても、あるローカルな授業のやり方についてのテクニックや方法、あるいは雰囲気作り方を持っているわけです。ゼロではなく、確実にそれはあります。

実際問題として、このごろあちこちの大学で、自分たちのローカルな場所に即した授業のやり方について、事例集を出す例がたくさんあります。あれはまだまだほんのささやかな試みです。もっと確実にちゃんとしたやり方で、自分たちの持っている知恵を共有して伝達していくシステムを作るべきだろうと思います。小学校・中学校・高等学校は、ご存じのように100年以上かけて、授業のやり方のノウハウを共有して伝達していくシステムを作ってきているわけです。教育実習や事前指導・事後指導、中堅研修、ベテラン研修とか、いろいろなシステムで、教育のノウハウを共有して蓄積して、それを伝達していくシステムを作ってきていますね。

ところが、大学の教師は、けっこうみんな頑張って授業の中でいろいろやっているわけです。それは、ちょっとしたつまらないアンケートをやってみたら、たくさんいろいろなデータが集まるので、すぐ分かるのです。自分のところに合わせた授業をやって学生が乗ってくれなかったら、だれがいちばん苦しむかといったら、教師であるに決まっています。だから、教師たちは自分が苦しまないように、何かのしかたで何かをやっているわけです。

しかも、大学の教師はけっこう闘って勝ち上がってきていますから、何か問題があればそれなりにいろいろできるわけです。それなりの努力を個人個人がやって、あるノウハウを築いて、ローカルな場所で授業をできるようになって、定年を迎えて辞めてしまう。けれども、そのときにはその人の開発したノウハウは、全部ちゃらになって消えてしまう。そういうことをこれまで大学は繰り返してきたのです。これは、とてももったいない話だと思います。まずこれを共有して伝達していくシステムを考えることが必要です。

たとえば、たしかにアメリカ合衆国の法学教育では、ソクラテス的な方法で授業が行われている。しかしそんな話しを無批判に受け入れる前に、さしあたってまずは、自分たちがどういう技法を開発してきているのかを共有して、伝達していくシステムをまず考える必要がある。それで通用しないとしたら、どうしてなのだというを考えていく。そういうやり方が、おそらく大事になるのではないかと思います。全体的な教育状況を見ると、だんだんとそういうことができてきているように思います。

(相互研修の組織化—京大センターの基本戦略—)

配付資料の2枚目の下に、うちのセンターでやってきたことが載っています。いろいろやってみても徒労の積み重ねが多いのですが、全学レベルでは、全学教育シンポジウムをやっています。私たちは発足以来、わりとこれに関与してきたのですが、ここ1～2年、関与しなくなっています。もうこの集会の使命は終わったのだと思っています。

全学教育シンポジウムは、毎年200人ぐらいが参加して、ほぼ10年間やってきたわけです。全学共通経費によって、かなりぜいたくな仕方で運営してきた。ずいぶんお金もかかっているのに、これまでもそんな必要があるのかという批判が繰り返されてきました。ほかの大学では、私たちが参加したところでも、少年自然の家とか青年自然の家に、あえて酒を持ち込んで、閉じ込めて合宿でFDをやっておられます。京都大学はぜいたくで、けっこうきれいなホテルを借り切ってやります。

これにはどんな意味があったのか。200名で8年間とすれば、1600名です。ただ、全部の会に重複して出席した私のような人もいますから、その重複をのぞけばほぼ1200～1300人が参加したのではないかと思います。京大の助手以上は2500～2800名います。1200名ぐらいは一応この会に参加した。どんな成果があったのか。たとえば、思い出してみますと、最初のころ繰り返して言っていたのは、「FDという言葉を使ったら反発が出てくるから、そうならないように口が曲がっても、口に出さないようにしましょう」と言っていたのです。この2～3年は平気の平左でFDと言っています。そういう変化はあったでしょう。しかし、それがあれだけの金額で、10年間かけた成果としてどうなのだと問われたら、私にもよく分かりません。

あと、実際問題として各学部で授業改善の努力をしているのです。工学部では、ディベート方式による工学部FDシンポジウムとか、薬学部でも経済学部でも、特に医学部がいちばんFDをたくさんやっています。そういうところと連携してやっていきたいと思っています。私たちがFDを組織するのではなくて、やっておられるところを援助していくスタンスで、何かやりたいと思っています。

私たちのところでやっているのは、うちのセンターのホームページにアクセスしていただいたら見られますが、大学授業ネットワークプロジェクトがあります。典型的な授業が幾つか出てきて、動画でも授業が見られるようになっています。こういう授業のいろいろなパターンをなるべく集めて整理していきたいと思っています。

うちのセンターでも必ずしも意見が一致しているわけではないのですが、私の考え方では、あちこちの学部の公開授業をやる時、なるべくよい授業、評判の高い授業は見たいと思っています。いい授業を見ることに意味があるのではないかと言う人もいて意見が分かれますが、私は強固に、普通の授業を普通に見ていったほうがいいと言っています。たとえば授業参観や公開授業をやる場合も、なるべくモデルにならない普通の授業を普通に見ていくほうがいい。だから、こういう大学授業ネットワークも、普通の授業が普通に載っていくパターンがいいのではないかと考えています。そこは意見が分かれるかもしれません。

とにかく、私たちがずっと考えてきたのは、センターが「大学授業はこうあるべきだ」ということを啓蒙するのではなくて、まず京都大学の中で、いろいろなFD活動をやっているところを援助していきたいということです。相互研修型FDを支援していきたい、FDの支援システムを作っていきたいということで、実はGP申請が受理され、今年からやっています。

こうして、工学部のFDを援助する形でGPをやっています。しかし、たとえばGPでお金が入ります。そうすると、GPを本当にやるために、プロジェクトを走らせないといけないわけで、そのために、せいぜい補佐員みたいな人は雇えますからその人を雇います。そうすると、ほかのお金がなくなる。こうして、どんどん苦しくなるのです。外部資金を取ると、仕事が増えて、お金がなくなる。かといって外部資金を取るほかはない。こうして、私たちは、仕事が累積して、借金で首が回らないといった調子になっています。だから外部資金を導入して、GPも取りましたし、科研も取っていますが、やればやるだけ自分の首を絞めています。勉強する時間がないと、助教授の人たちからずっと責められているのですが、その点はたしかに私が悪いわけです。

外部資金を導入しなかったら、今度は逆に一切のプロジェクトができない。行くも地獄、戻るも地獄です。多分その状況は私たちだけではなくて、一般的にそうではないかと思っています。こういうプロジェクトをやったら、ほかの仕事をやらなくてもいいという、何かある条件をつけないと、とてもやれないという感じがだんだん強くなって、半分降りたいと思っています。なかなかつらいところがあります。愚痴になってしまいました。

(一斉授業と学生参加型授業)

さて、今日の題は、「学生の主体的学びを促す教育システム」です。このようなテーマに関連しては、ご存知のように、学生参加型の授業うんぬんという話が繰り返し語られます。まず、その点について考えてみたい。たしかに、大学といえば、一般的に一斉授業を思い浮かべます。そしてまさにこの一斉授業が槍玉に挙がっていて、一斉授業ではだめだといわれているのです。ただ、こういうことがあります。

たとえば、今私は、ここでこんなふうに話しています。こういう一斉授業で何が起きているのか。このことに関連した調査を、私のセンターの若いスタッフが、私の

授業を材料にして、やっています。まず、教室にカメラを1台固定して、写します。この固定したカメラの視野には、大体30人ぐらいの学生が入るのです。こうして撮影したビデオを10秒ごとに止めて、その30名のうちの何人が頭を上げているかをカウントして、授業1時間の間の棒グラフを作ったわけです。研究対象は、私の授業です。たしかに受講生の頭がほとんど上がらないで、べちゃっとなっている棒グラフがたびたび出てきます。つらいことです。私はそんなことを若い連中がしているとは全然知りませんでした。

教室の後ろには、私だけを直接写しているビデオもありました。その映像を授業が終わったあとすぐに、研究をしている助手の人がビールを用意していて、「ご苦労さまでした。これでも飲みながら、先生の授業ビデオを見て、何でも良いから感想を教えてください。」と言うのです。私は終わったばかりの自分の授業を見て、ビールを飲みながら感想を言うわけです。たとえば、「ああ、この辺で上着を脱いでいる。ちょうど調子が上がってきて落語家が羽織を脱ぐように、ここらあたりでだんだん調子が上がってきた」と言ったり、「この辺ではものすごい苦しくて、やめたくてかなわないと思っているよ」とかの、感想を言うわけです。まさかそれと先の頭上げの棒グラフとを重ねて分析しているとは思わなかったのですが、スタッフたちは、私の感想と頭上げの棒グラフと授業の内容を全部かみ合わせて授業の「ノリ」の分析をしているのです。

私が授業にノッているのは、頭が上がりだす途中のところで、私が自分でもしゃべりたい話題をしゃべっていて、それに応じて学生のほうの頭が上がりかけているところで、私は非常にノリを感じているわけです。そのかわり、頭がすべて沈没してぺちゃんこになっているときは、私は死にそうになっているわけです。自分で振り返って思うに、学生がオリエているときには、何とかノラソウとして一生懸命、働きかけているのです。それでも起きてくれないとき、どうするか。しかたがないから学生を見ないように、天井を見てしゃべったりしています。

つまり、通常は、一斉授業には、授業者という完全に主体的で能動的な側と受講生という完全に受け身な側があって、相互行為などないとされています。しかし、そんなことはないのです。実際問題、学生の反応を何とか起こすために、私は一生懸命になっているわけです。それで学生は頭を起こしたり、それでも無視したりするわけです。

私の授業を分析したチームの一人は、日本猿のフィールドワークをやっている心理学者です。その人は猿にケンタとか何とか個別の名前をつけて、ケンタがどういう行動を取っているか、ずっとフィールドノートをつけたりしているのです。その人が私の授業に出てきて、学生についてのフィールドノートを作ったのです。

学生はさまざまな行動をとります。机にうつぶせたり、頭や体を揺すったり、頭やおなかや足を掻いたりです。私がいちばん面白く、「ざまあみろ」と思ったのは、肘付き行動です。この研究者によれば、肘付き行動には2種類あり、たとえばものすごく授業が面白くて目がらんらんというとき、こうして肘の上に頭を置いて必死になっ

て授業者を見るわけです。あと一つは、眠たくてしかたがないから、こうする場合もあります。この研究者は、その区別をしたかったのですが、後ろから見ていたって、できるわけがないですね。それは失敗だったのです。ともかく、そのフィールドノートをあとで見せてもらって私が非常にショックだったのは、授業が始まって50分ぐらいになると、頭やあちこちをかいたり、うつぶせたりする学生が急増するのです。この研究成果は、残念ながら、授業者としての私自身の感覚と、見事に一致しています。私の授業は、50分しかもたない。このことが、とてもよく分かりました。

ともかく、双方向性の授業だとか学生参加型の授業と言って、そのときにいちばん大きなとぼちりを食っているのは、一斉授業です。先ほどの数学教師の授業も、暗黙の契約があって成り立っていると言いました。それから、微妙な顔を上げたり下げたりという、ある種の相互行為もあります。だから、実際問題は一斉授業といっても、その中で起こっているのはとても複雑な事態で、そのまさに複雑きわまりない事態の中で私たち授業者は、ほかならぬ自分の授業を常にモニターしながら、授業をしている。このように考えたらいいと思います。

だから、一斉授業をやめて、たとえばワークショップ型の授業をしたら、参加型の授業になると思ったら大間違いです。あるいは、少人数型の授業にしたら全部うまくいくかといったら、そんなことはないわけで、一斉授業もきちんとできない人が、どうやって少人数の授業ができるのだろうかと思います。そういう意味では、とにかく一斉授業がだめだから、参加型の授業を別立てで考えるのではなく、どのようにして学生の参加が可能になっていくのかを考えていく。そのための具体的な手だてについて考え、これを作っていくほうが、随分重要ではないかと考えています。

時間があれば、参加型の授業の試みを幾つかお見せしていいかなと思っていますが、とにかく一つだけ。5枚めの左下に英語が出てきます。そこにホームページのアクセスの番号が載っていますが、ハワイ大学でしたか、これには学生にアクティブな授業参加をさせるための問いのしかたなどが、ずらっと載っています。こういうテクニクについてまとめたものはたくさんあります。いちどごらんになったらいいのかなというだけのお話です。

(授業改善の基本戦略)

時間があまりないので、まとめた話をします。おそらく、授業改善をやって学生の参加のしかたをきちっと考えていく場合、大事なことは、そんなに突拍子のないことをやることではないのです。たとえば、私は今ここでしゃべっています。さっき顔が上がっていなかったらとても苦しいと言いましたが、私たちが一斉授業をやっているときに、大体私たちは二重に分裂しています。一つはしゃべっている自分がいます。つまり、しゃべりながら、その辺にいる人をモニターしている自分もいるのです。こうして、しゃべっている自分と、全体をモニターしている自分が分裂しながら、それがかみ合わされながら、授業を作っていると思うのです。おそらく、モニターがうまく働いていたら、授業改善はそんなに必要はないのです。そのモニターがうま

く働かないからこそ、問題なのだと思います。

つまり、モニターをうまく働かせることができれば、学生を主体的に授業に参加させることもできるわけです。それでは、モニターを十分に働かせるために、どうしたらいいのか。それは、モニターが十分に働いていないことが、分かっただけです。私は以前、いちばん簡単な方法として、授業が始まる前に、学生のいちばん後ろの席にテープレコーダーを置いておくと、先輩に言われました。たしかに、あとでテープレコーダーを聞いたら、あぶら汗が出ます。ビデオを見たときはもっとすごいです。自分が教壇のところを、クマのように行ったり来たりしているわけです。その歩き方がすごく不細工であることに気がついて、本当に恥の感情をもちました。言葉もこんな調子で、ビデオなどを見たら、本当にあぶら汗が出てくるという経験を繰り返しています。どれだけ自分のモニターがうまく働いていないかが、実によく見えてくると思います。

だから、授業改善をやる時にいちばん基本的なのは、モニターの力をきちっと回復していくことだと思います。モニターがいかに働いていないかを、はっきりさせていくことが、まず第一歩だと思います。そのときに、ビデオを撮るのももちろんいいですが、それでも自分のことだから割り引いてしか見ない部分があるかもしれません。もっと使えるのは、目の前に学生がいるのだから、その学生に自分の授業について聞いてみたいわけです。それは授業評価の問題になるから深入りはしませんが、いちばんいいのはミニッツペーパーみたいに自由記述で毎回毎回書かせることだろうと思います。

学生が、たとえばきちっとしたことを言えば、応答したらいいわけだし、訳の分からないことを書いたら、「おまえの言っていることは訳が分からない。おまえの書いていることを実行しようがない。もっと訳の分かる実行できることを書け」と言えばいいのです。私たちは、授業を通じて、学生を教えているわけです。だから、学生をまっとうな評価のできる主体にしていくのも、教育の重要な目標の一つです。変な授業評価をやったとしたら、「それはおかしい」ときちんと返すのが、教育の一環です。授業評価を通じてこちらが変わると同時に、学生にもきちんと返していく。そんなことをしないと、多分だめなのだろうと思います。そういうインタラクションの手続きとして、ミニッツペーパーなどを書かせて、学生のモニターとしての力を活用することが大事だろうと思います。

あと一つ、いちばんいいのは同僚の評価を得ることです。授業参観や公開授業が意味をもつのはその点です。ぜひ、一度やられたらいいと思います。やる前はちょっとしんどいかもしれませんが。私みたいに毎週3年間もやったらへきえきするし、しんどくなります。しかし、1～2回を数年ごとにやるのは、本当にいい経験になると思います。

他人の授業を見たときにも、ものすごく大量な情報が入ってきます。それをうまく言語化できないのですが、授業が終わったあと、ただそのままパッと帰るのではなくて、短い時間でもいいから、見た人と授業者がちょっと話すことが大事です。うまく

言葉にならない部分が実は大事なのだけれど、そこが分かるためには、言葉にしてみないといけない。その意味で、集まってちょっとだけ話してみることは、とても有効だと思います。大学の教師は、けっこうみんな勝ち残ってきているわけだから、センスもそれなりにあるし、そういうことをやりだしたら、どんどん変えることができるだろうと思っています。

最後に、これもあちこちでよく出す例ですが、東北の大学で公開授業に参加したことがあります。西洋中世のお城の歴史について、先生はしゃべっていました。学生は20人ぐらい。それを40人ぐらいの参観者が取り巻いて、公開授業をしたのです。その先生の授業はとてもオーソドックスといえばオーソドックスで、黒板を3分割して、書いては、こっちに帰ってきてしゃべるわけです。また黒板に書いて、帰ってきて、しゃべる。これはチョーク・アンド・トークの典型的な授業です。ただ、何か独特なのです。その独特さは言葉でうまく伝わらないのですが。授業が終わったあと、40人で授業に関する検討会をやりました。まず、10人ぐらいを核にして、その人たちが議論して、それを取り巻いている人たちがそのあとに参加していくというパターンを採ったのですが、ほとんどすべての議論は、板書に集中しました。たとえば、板書にはどういう意味があるのだろうかという話になります。実際問題、しゃべっていてパツと振り向いて黒板に向かうと、声が途切れますから、学生たちがふっと頭を上げるのです。それから、黒板に書くときにパーンと音がします。それでまた学生が見る。板書が授業のリズムを作っていくのがとてもよく分かります。だから、板書には実にいろいろな意味があるなという話になったのです。

話はそれで終わりません。その後の懇親会に出たときに、その先生と個人的に話したのですが、その先生が、自分は小さいときに人前でしゃべるのがとても苦しかった。けれど、何とか教師をしたかった。そこでどうしたかという、一生懸命しゃべらなければならないところに出てきて、何とかしゃべられるように訓練してきた。しゃべるのに困難を感じる人が、たとえば予備校で教師をやるのは、とてもつらかっただろうと思います。しかし彼は、「結局、自分は板書、しゃべる、というリズムで、授業をやっていく方法を見つけ出した」と言っていました。

言いたいのは、その先生がすごいということだけではなく、彼の授業を観察している連中がみんな、そのリズムはただごとではないという感じを持ったということです。それをみんなが雰囲気として鋭敏に察知しているのです。みんながそこに何かあると思っているから、鋭敏に察知しているからこそ、すべての話題が板書の意味に集中したのです。

おそらく授業を参観してみんな話をしてみるこの意味は、そこだと思います。ものすごく多様な情報が一挙に入る。それは全部、多分自分のモニターする力を確かめる力になっている。そういう意味があるので、けっこうすごい経験ができると思います。

エピローグ

—大学院から始まる大学改革—

「当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」—専門職大学院設置基準においてFDを義務づけた規定である。極めて短期間で進められてきた一連の高等教育改革政策のなかでもこれが如何に画期的であるか、私は、コンファレンス「専門職大学院の将来と認証評価—法科大学院を手がかりに—」の開会挨拶で強調した。

この規定を受けて本年3月、文部科学省は、「法科大学院年次計画履行状況調査の結果等について（平成17年度）」とする文書を発表した。総合所見で、「FDについては、多くの法科大学院が更なる努力を要する状況にある」と指摘し、項目別所見で「（学生による授業評価）アンケート結果への対応を個々の教員の判断に委ねるにとどめているため、教員間で対応に差が生じる」など、改善を要する点を詳細に指摘している。この調査は「各法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として」実施されたものであり、文部科学大臣が学校教育法に基づき是正措置を講ずる権限を持つことを考えれば、極めて重い意味を持つが、多くの法科大学院において、FDが期待されたようには実施されていないことが明らかになったのである。

昨年1月の中央審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に引き続き、9月の「新時代の大学院教育」答申では、大学院教育の実質化等のための制度改正が提言され、本年3月の大学院設置基準の改正により、冒頭の条文と同様のFDの義務付けが、専門職大学院以外の大学院にも規定された。私は、法学部教授時代、提案したFD委員会設置を実現するのにさえ苦労した経験を持つが、自分の専門研究の一端を伝えることで授業をしてきた教員たちが、（学部でも）大学院でも常に組織的に研修を受け、IT技術も含め多様化する授業方法それ自体を研究しなければならなくなったのである。

法科大学院制度創設で中心的な役割を果たされた佐藤幸治氏は「大学改革としての『法科大学院』の責務」（『文部科学時報』1535号、2004年2月）において、「法科大学院は、大学改革のいわば 先導役 のような役割を担わされており、その成否は今後の高等教育の行方に甚大な影響を及ぼすであろう」と指摘されておられた。いま、日本の高等教育が大きな転機を迎えている。それを推進するキーワードとして、FDがあり、さらに学部組織・カリキュラム改革がある。「大学が一方的にカリキュラムを決める時代、何のためにこの授業を受けているのか学生に分からないという時代は終わった」そう言えるような新しい大学教育の在り方に向かって、学士課程教育でも改革の動きは急である。第2回大学教育セミナーはこのような観点から「学士課程教育の再構築」をテーマに開催したも

のである。

山本冬彦氏はご報告の中で、関西大学文学部が、10年間の議論を経て2004年に実施した、8学科から1学科10専修体制へ、学科別入学から学部一括入学へという制度改革を紹介された。従来の文学部にはなかった新しい専門分野や複数の専門分野に関連する複合的領域の重要性が高まり、また学生の興味・関心も多様化してきたとの認識のもと、学生の数に対応して教員の数を変更できる組織を一挙に作ったわけである。

時代の変化に対応した教育改革は、当然、学部単位でのみ必要なことではなく、大学全体にも言えることである。多様化する学生に対して、大学の側が多様なカリキュラム、教育内容、教育方法で臨まねばならない。九州大学21世紀プログラムについて報告された副島雄児氏も、<多様化と高度化が進むなかで、九大全体として各学部で全学部を根を張って、大学の教育資源を自由にそこから養分を吸収できるコースを走らせた><大学からの出口を学生自らで見つけさせるためのカリキュラムを開発した>と指摘された。

金沢大学が平成20年度に導入する3学域制も、学部という名称を捨てるという大胆な組織改革であるが、どこの大学でもカリキュラムのあり方を全面的に見直し、新たな社会ニーズに合わせて体系化を図る必要があるだろう。国立大法人化や十八歳人口の減少で大学間競争が激化する中であっても、「大学とは何か」という根源的な問いを絶えず意識し、教育の質の向上を図るべきことは、当センター企画で昨年2月に刊行した『国立大学法人化の衝撃と私大の挑戦』（監修：清成忠男、編集：早田幸政、エイデル研究所）でも多くの論者が指摘していたことである。少なくとも、学生が入試段階から細分化された学部・学科を選択し入学後はその分野を中心に履修していく、教員は個々の研究に根ざした授業を行う—このような従来型の教育では現状に対応できないことは事実である。

杉野剛氏はコンファレンスの記念講演で、<平成16年は大学史上、非常に重要な意味をもつ三つの大きな出来事、すなわち国立大学法人化、認証評価システム導入、そして法科大学院創設が同時に起きた年として記憶されるであろう>と述べられた。その後も、改革は矢継ぎ早である。教育研究の責任体制を明確にすることなどを目的に専攻分野ごと、教授を頂点にして教育研究を進めてきた講座制の規定が大学設置基準から削除され、さらに、教授の職務を助ける役割だった助教授が廃止され「准教授」が新設される。今後、各大学・大学院が自らの裁量で柔軟な教育研究体制作りを進めることが可能になったわけである。

大学は改革を続けなければ淘汰されかねない。うわべだけの改革では学生にも社会にも見透かされ、長続きはしない。すべての大学は、教育の質的充実という視点から何が今の大学に欠けているかを自己分析し、より高度な専門教育は大学院に委ねるという選択肢も含めて、各大学が目指す理想像を実現できるカリキュラム、それに即した組織を研究し実現しなければならない。当センターが2005年3月に企画・開催したコンファレンスとセミナーの意義を、以上で再確認し

ていただければ幸いです。

なお、この書は、金沢大学大学教育開発・支援センターが企画する大学教育に関する研究成果に世に問う叢書、すなわちTESKライブラリー（TはTertiary：高等、EはEducation：教育およびEvaluation：評価、SはStudent：学生およびSupport：支援、KはKanazawa University を意味する）第一巻として公刊するものである。編集にご尽力いただいたジアース教育新社加藤勝博社長及び同社『文部科学教育通信』編集部デスク江崎民二氏に心より感謝する次第である。

2006年6月 青野 透

<編者紹介> 青野 透 (あおの とおる)

1953年広島県呉市生まれ。中央大学法学部卒、同志社大学大学院法学研究科後期博士課程満期退学。金沢大学教養部助教授、同大学法学部教授を経て、同大学大学教育開発・支援センター長。広島大学高等教育研究開発センター客員教授。

『デモクラシーと憲法』(共著、畑安次・舟越歌一編、ミネルヴァ書房、1999年)

『トピック法思想 羅針盤としての歴史』(共著、竹下賢・平野敏彦・角田猛之編、法律文化社、2000年)

「移植医療の適正な実施に臓器移植法はどうか機能したか」『年報医事法学』17号(2002年)

「法学教育における授業内容・方法改善の試み」『金沢法学』46巻2号(2004年)

「専門職大学院がもたらす高等教育の変化」『季刊教育法』145号(2006年)

TESK ライブラリー1

『新時代の大学像と専門人材育成』

2006年6月30日 発行

編者 青野 透

企画 金沢大学 大学教育開発・支援センター

発行者 青野 透

発行所 金沢大学 大学教育開発・支援センター

〒920-1192 石川県金沢市角間町

電話 076-264-5837

FAX 076-234-4172

編集協力 株式会社ジアース教育新社

© Kanazawa University Research Center for Higher Education

第一部 法曹養成教育の今後と質保証システム

第二部 学士課程教育の再構築

Student

Tertiary

Support

Education

Kanazawa University

Evaluation